

lequel est appelé par ses membres *État* quand il est passif, *Souverain* quand il est actif, *puissant* en le comparant à ses semblables. A l'égard des associés, ils prennent collectivement le nom de *peuple*, et s'appellent en particulier *citoyens*, comme participant à l'autorité souveraine, et *sujets*, comme soumis aux lois de l'états" (livre. I, Chap. VI.)

今必要な部分だけの英譯を紹介すれば、

With regard to the associates, they take collectively the name of *people*, and are called individually *citizens*, as participating in the sovereign power, and *subjects*, as subjected to the laws of the State. (The Social Contract, translated by H. I. Tozer. p. 111.)

右に依つて明かなる如く、*people* は一國を形成する「國人」の全體を意味し、*citizen* は主權を分有する各個の「公民」であり、*Subject* は國法に遵ふ「臣民」(又は「人民」)である。此の用語例に依つても、一國の國人全體を現はす場合の *people* は「人民」と譯す以外に譯しようがないといふのはいひ過ぎである。「國人」といふ譯語は嘗て杉村楚人冠君が使用したが、語學的には一番精確である。國家が土地、主權、人民から成立するとすると、其の内から土地を引き去

つたものが *people* に當る。即ち君主國ならば主權者を含むこととなる。従つて「國家」と譯すれば、土地を入れて、加へ過ぎることになり、「人民」と譯すれば、君主國に於ては、主權者を抜きにし、引き過ぎたこととなる。要するに一國を形成する人間全體である。勿論「國人」の譯は語學的には精確でも外交文書などには用ひ慣れぬといふ本多氏の非難もあるが、どうせ外交文書の譯の如きは外務省の屬吏の仕事で、今度の場合に見られる如く、誤譯を平氣でやるような屬吏を典據とする必要はない。要するに *their respective peoples* は「各國人」といふ意味である。されば若し *nations* を諸國民と譯して差闕へないならば、問題の *peoples* も「各國民」と譯して宜しい。唯、美濃部博士のやうに天皇も廣義の國民なりといふ解釋を採るならば兎も角、さなくば國民には君主を含み難いとの主張も成立しようから、其の場合には「國人」と譯するが無難である。何れにしても譯語は未だ。 *respective Peoples* の内には君主國の主權者も包括されて居る。次に高柳君は「人民の名に於て」は語勢を強める形容語で、攝政が「天皇の名に於て」大權を代行する場合とは異なり、「神の名に於て」の如き場合と同様に解しなければならぬと主張するが、余が愚論といふのは、この點である。同君は神の意志ははつきりしないから、代行する餘地

がないから、形容的のものであると論じて居るが、何といふ頓馬な論であらう。元來 in the name of 「の名に於て」は、自己以上の權威者に訴へる場合即ち by the authority of の意味と自己の資格を明瞭にする場合即ち in the capacity of の意味とがある。in the name of God は by the authority of の意味であり、攝政が「天皇の名に於て」大權を行使する場合も by the authority of の意味がある。何れも似た意味であつて、田中首相が日本帝國の總理大臣「の名に於て」、又は政友會總裁「の名に於て」或る事を宣明する場合即ち in the capacity of の場合と異なるものである。高柳君は「人民の名に於て」は「天皇の名に於て」とは異なり、寧ろ「神の名に於て」に比較すべきものだと思へるが、「人民」も「天皇」も實在して其の意志も明瞭なりと見做し得らるゝに反し、「神の名に於て」、「自由の名に於て」、「正義の名に於て」等の神、自由、正義は前二者と同様の意味にて實在ではなく、其の意志も明瞭でないから、「人民の名に於て」と「神の名に於て」を同列にし、殊に「天皇の名に於て」の場合と區別すべき理由はない。「人民の名に於て」誓ふこと、「神の名に於て」誓ふこととは、誓の文句を用ひたといふ點以外に何等の共通點はない。

最後に、高柳君は「人民の名に於て」があつても主權在民の思想が現はれてゐるものでないから、條約文は正當で反對するに及ばぬといひ、本多氏は主權在民の思想が現はれてゐるから、條約調印は國憲問題であると反對される。余は人民の名と譯すよりも「國人の名」又は「國民の名」と譯すべきであると考へ、且つ此の内には主權者も含まれて居り、どの國が君主國で、どの國が民主國であるなどは毫も問題にされて居らぬから、此の文句があつたからとて主權在民の思想が明かに示されて居るとは考へない。即ち理由は異なるにせよ、余は主權在民の思想が出てゐないといふ點に於て高柳君と一致し、本多氏に反對するが、而も不戰條約を不當であるといふ點に至つては、本多氏に賛成し、高柳君に反對する。即ち余は主權在民の主張が出てゐなくとも、日本に於ては天皇の御名でなければ、宣戰、媾和、條約締結を不可とすることに就いては、寸毫の疑ひを容れない。此の場合の「名に於て」は by the authority of の意味で、天皇が國民や國人をより以上の權威者として援用する必要は毫もない。天皇が若し「名に於て」を御用ひになるならば、「皇祖皇宗の御名に於て」でなければならぬ。要するに不戰條約の此の儘の調印は憲法違反たることは明々白々である。高柳君ともあらうものが、斯様な愚劣極まる論を公にするとはい

の外である。英法の末梢的部分は忘れても、もつと日本建國の大本と憲法の根本精神とを研究すべきである。

### 東大五教授の不戦條約文に関する所論を検討す

#### 序論

余は問題の不戦條約文が我が國の憲法の本義に對する關係の重大なるを察し、夙に昭和三年の本誌（『祖國』十一月、十二月號）に於て卑見の一端を述べ、更に余が四月末まで關係せる『日本新聞』（三月十三日より十五日まで）に於て幾分詳細に自説を述べ、最近には余が尊敬する高柳賢三氏の『東京朝日』（三月四日）に公表せられた所説に對して、去る四月號の本誌に於て、簡單にして而も無遠慮な批評を試みた。余は高柳氏とは伯林遊學中相當に懇意にしてゐた爲めに、他人行儀を抜きにして、愚論呼ばはりをやつたのは、野人體に倣はざりしものと、今より顧みて遺憾に思はざるを得ないが、篤學なる氏は、之にも拘はらず、五月號の『經濟往來』誌上に於て、七頁に亙る長篇を以て、卑見に答へられたのは、誠に恐縮に堪えない。

東大五教授の不戦條約文に関する所論を検討す

余は氏の厚意に酬いんが爲めに、氏の論文を再讀し三讀したが、氏の駁論が一二の細目に關するものを外にして、余の豫期し得ざる何物をも含まなかつたことを意外とせざるを得ないのは、余が前論に於て禮を失した遺憾に加ふるに、更に一の新たな遺憾を以てするものである。併し余は學界の爲めといはんより國家の將來の爲めに、此の際到底沈黙する能はざるが如く感ずるから、直ちに高柳氏に對して駁論の駁論をものせんと準備してゐた。然るに昨日美濃部博士の編になる『不戰條約文中人民の名に於ての問題』と題するパンフレットが公にされたことを知り、直に之を購ふて一讀した結果、余は一高柳氏に對して答ふることの代りに、立、高柳、高木、神川、美濃部五教授の所説を一纏めにして検討する方が、余の要求にも應じ、且つ刻下の必要でもあらうと感ずるに至つた。

余は前記五教授が純眞な動機に出發し、國民の爲めに其の蒙を啓かれんとし、美濃部博士が小冊子の「はしがき」に述ぶる如く、「政府の爲めに辯護の任に當らんと欲するものでない」ことに敬意を表しつゝ、余の検討を進め行かうと思ふ。だが、余は検討に先だち、此の小冊子讀過に際して痛切に感じた事柄が幾つかある。第一は、立、神川二教授以外の諸教授は可なりに濃厚な

デモクラットであつて、現内閣からいへば桃色教授とはいはるべきでありながら、議會中心政治を否認する現内閣を辯護すべき（たとへ其の意志はないにしろ）奇しき運命にあること。第二は神川教授を別として、他の四教授は問題の字句の譯語に於て著しく（異なり得べき最大限度に於て）異なり、且つ字句の解釋に於ても相當に異なつて居りながら、留保なく不戰條約を是認すべしとの結論に於て一致するは、結論が理由に先だつてデモクラットの成心として豫め成立せること。第三は、五教授中の多くが問題の字句を一面法律的意義なき形容辭と考へつゝ、他面國民外交の精神を高調すと考ふること。第四は、高柳教授の字句の譯語に關する余の批評に對する駁論は、余が駁論の駁論を必要とせざるまでに立教授（六頁）及び美濃部教授（五二、五九、六〇、六一頁）が論ぜられて居ること。

併し余が検討の目的は諸教授の所説が互ひに杆格し、デモクラットとしての成心——日本の近代合理化は英國化乃至は米國化なりとの成心——以外に何等の一致點なきを論證することのみ存せず、寧ろ批評は破壊的なるを避け、建設的ならんと欲するから、余は余の批評の立場を明かにせんが爲めに、前記『日本新聞』所載の拙文を以下に再録することにす。此の拙文は湯ヶ

原温泉場にて病氣保養中、二三の哲學書以外一冊の参考書も携へなかつた境遇に於て書かれたものであるから、細目に於て訂正したき部分もあるが、大綱に於ては、今尚ほ余の責任を負ひ得るものである。余は執筆の際問題の字句が日本の憲法の精神に對して妥當を缺くことを指摘することを主眼とせる爲めに、如何に此の問題を仕末すべきか、又政府當局の政治的責任を如何にすべきかなどいふことには、多く觸れなかつた。而して問題の字句が憲法の精神に照して妥當を缺くといつたからとて、字句其物に嚴密な法律的意義が求められぬ以上、憲法の或る條文と相容れずといふよりは、天皇の大權行使に關して天皇以上の何等のオーソリテイに訴ふを要せずといふことに、重點を置いたことは、注意を乞はざるべからざる點である。従つて高柳氏の所謂「我憲法上大權行使に制限が置かれて居るか否か」の問題を取り扱つたものと見られないこともない。

### 不戰條約問題の論争に就て

(昭和四年三月十三、十四、十五日、日本新聞「所載」)

蠟山、向、本多、尾崎、杉村、高柳諸氏を批評し、此の條約文が米國的民主主義、吉野

流民本主義と沒交渉なるも、美濃部流の天皇××説を包藏する所以を論じ、現内閣の猛省を求む。

◇

筆者は不戰條約問題が初めて新聞紙に現はれた際、本紙論壇に於て、此の問題が政黨的、政策的顧慮を超越した重大問題たるべきを豫斷したが、幸か不幸か、筆者の豫斷は的中して、今や最大級の重大性を帯びるに至つた。此の一問題を繞つて、平常皇室中心主義を旗幟とする政友會が民政黨の口吻を弄し、其の黨名の示す如く議會中心政治を標榜する民政黨が、却て皇室中心主義に約變せんとするが如き外觀を呈して居る。誠に奇怪至極といはねばならぬ。

◇

問題の中心は、in the names of their respective peoples にあるが、之を辯護する外務當局の譯語も、外務屬僚の誤譯と某老癡學者の曲譯とに誤まれて、出鱈目至極のものであり、之を攻撃する側の譯語も、攻撃に有利ならんが爲めに、聊か不當と思はれる節がある。問題の英語を外務屬僚は初め「人民の名に於て」と譯したが、之れが世上の問題となるや、臆面もなく、之を改

東大五教授の不戰條約文に關する所論を検討す

變して『人民の爲めに』と譯し直し、更に『國家の爲めに』或は『國家を代表して』など、再三譯し直して居る。『人民の名に於て』が直譯であるから『人民の爲めに』と譯さなければならぬとは、東大教授蠟山政道君の創見であり『國家を代表して』なる名譯(?)は語學の老大家向軍治氏の發想である。

併し、in the names of は『名に於て』と譯する外に譯し様のないことは明かで『爲めに』でもなければ『代表して』でもない。筆者の考證するまでもなく、in the names of には二様の意義があつて、自己以上の權威者を援用する場合と、自己の資格を明瞭にする場合とに用ひられるのである。前の場合には by the authority of に當り、in the names of God, in the name of humanity, in the name of liberty, in the name of the Emperor 即ち『神の名に於て』、『人道の名に於て』、『自由の名に於て』、『天皇の名に於て』(攝政大權を代行する際の)の用語例に於て示される。後の場合は in the capacity に當り、田中義一氏が『政友會總裁の名に於て』又は『日本帝國總理大臣の名に於て』何事かを宣明する如き場合之れである。

然らば、in the names of their respective peoples の場合は、前二者中何れの場合に該當するかと云へば、by the authority of の場合に該當し、或事柄を宣明する場合に、其の當事者の宣明を一層權威あらしめる性質を有するものである。而して不戰條約文中に締約國が、詳しくは、締約當事者が『ビープルズ』の『名に於て』宣明することは、宣明をして一層權威あらしむることになるは疑ひを容れないが、日本に於て、條約締結の大權を保持せらるゝ天皇が『ビープルズ』の『名に於て』宣明せられて差聞へないかといふことが、當面の問題になる。併し、天皇が條約締結の際の宣明に於て『ビープルズ』の名に訴ふことに於て、其の御宣明を一層權威附くるものであるとは、筆者の如何にしても信する能はざるところである。

勿論不戰條約文中の『ビープルズ』を『人民』と譯し、此の語あるが爲めに、條約文に主權在民の思想が明瞭に表示せられ、従つてまた、大權下移の端を啓くといふ反對論者の主張に對しては、筆者は必ずしも全幅の賛意を寄することは出来ない。其の理由は問題の『ビープルズ』を如

何に解すべきかを決定することに依つて明かになる。

◇

此の場合『ビープルズ』は國家と譯すべからざることば言を俟たない。國家は土地、主權、人民の三要素を包含して居るが、*people* には人的要素のみを含み、土地的要素を含まざることば明かである。國家を表示する英語には *state, country, power* 等種々あるが、本多熊太郎氏は *state* は主權を、*country* は土地を主としたものであると説明して居る。ルソーの『社會契約論』(第一篇第五章)には *state* は *sovereign* の能動的なるに對し受動的の國家であり *power* は他國との國際的對立に於ける國家であると説明して居る。何れにしても佛語の *peuple*、英語の *people* と *state* 語には、國家の意味はない。*people* を國家であるなどゝの妄像は某老癡學者の頭腦に宿るのみである。

◇

併しながら、不戰條約反對論者が『ビープルズ』を『人民』と譯することも不適切である。東大英法の主任教授高柳賢三君は英語に練達なるを以て有名であるが、而も問題の語句を『人民の

名に於て』としか譯せないと断定したのは、聊か腑に落ちない。『人民』なる譯語は一國の君主又は大統領が一般國民を *people* と呼ぶ場合には適譯であるが、一國家を組成する人々全體を總稱的に *people* と呼ぶ時にも之を『人民』と譯するは、不當である。(尾崎行雄氏の質問書も此の不當を敢てして居る) 問題の *respective peoples* は *the French people, the people of the United-States of America, the Japanese people* 等の總稱であるが、*the French people* は佛蘭西人全體を指し、*the Japanese people* は日本人全體を指す。此の場合佛蘭西には大統領が居り、英國には國王が居り、日本には天皇がおはしますなどの區別はなく、佛人、英人、日本人と、各々總括的にいひ現はしたに外ならない。従つて問題の *peoples* を『國家』と譯すれば、人的要素に土地を入れて、加へ過ぎることとなり『人民』と譯すれば、土地は固より主權を抜きにして引き過ぎることとなる。語學的に最も精確に譯すれば、嘗て杉村楚人冠氏が提案せる如く『國人』の譯が一番適切である。併し此の譯が通用しない新譯であるならば、問題の *peoples* は國家の人的要素の總括たることに於て *nations* と異なる事はないから『國民』と譯して宜しい。日本に於ては天皇に對して『國民』といへば『人民』のことであるが、諸國民といふ場合の如く、國際的

に一國の人的要素を總括的に現はす場合は、主權者も國民内に包括すべきである。the French people を本多氏の如く「佛蘭西の人民」と譯するのは、攻むる便利から來た不當の譯語である。宜しく佛蘭西人又は佛蘭西國民と譯すべきである。the Japanese people とすべば天皇に對する「日本の人民」ではなく、天皇及び人民の總括である。

◇  
用語例を前掲のルソーの「社會契約論」に求めると、先に國家を説明した條下に次いで people は國家の成員を總括的に表はせるものであり citizens は主權を分有するものとして個別的に現はせるものであり、citizens は國法に遵ふものゝ意であると説いてゐる。第一は嚴密には「國人」であり、第二は「公民」であり、而して第三は「臣民」又は「人民」である。

◇  
以上の如く解釋すれば respective peoples に含まれた the Japanese people は主權者を抜きにした日本の人民ではなく、日本國家を組成する人的要素全體を意味するものであるから、in the names of their respective peoples は正當には「各國人の名に於て」と譯すべきであつて、そこ

には何等主權在民の主張が現はれてはゐない。

◇  
然らば、不戰條約又は現に在るがまゝの文句にて御批准を奏請して差闕へなきやといふに、筆者は斷じて其の不可なることを主張せんと欲する。少くとも、修正なく、保留なくして、御批准を奏請すべき筋合でないと、筆者は確信する。何となれば此の場合の in the names of は by the authority of に當り、日本に於て天皇が大權を行使するに當つて、天皇以上の authority として「國人」又は「國民」に訴ふべき理由はない。況んや人民に訴ふるが如きおやである。天皇は皇祖皇宗の御名に依つて、何等かを誓はせらるゝことはあつても、國人や國民（よし主權者を包含する廣義にても）の名に訴へて何事かを誓はせられねばならぬ理由はない。

◇  
高柳賢三君の如きは、問題の文句を「人民の名に於て」と譯しつゝ、而も此は單に語勢を強めた修飾語に過ぎず、此は「天皇の名に於て」に比すべきものに非ずして、寧ろ「神の名に於て」に比すべきものであると主張し、不戰條約文の御批准差闕へなしと思惟して居る。併し「人民の



名に於て』も『神の名に於て』も『天皇の名に於て』も、何れも in the name of は自己以上の權威者を採用する意味合を持ち by the authority の意義を有する。加之、神の實在は不明であり、其の意志も不明瞭であるに反し、天皇も人民（正當には國人）も實在し、其の資格乃至意志は明瞭なりと認定せるを以て『人民の名に於て』を單なる修飾語として『神の名に於て』と同列にし、之を『天皇の名に於て』の場合と區別せんとするが如きは、強辯もまた甚だしい。筆者は英語に得意なるを以て知らるゝ高柳君の頭腦の健在を疑はざるを得ない。

◇

要するに、問題の字句には必ずしも主權在民の思想が明示されてゐなくとも、天皇の條約締結の大權は天皇以上又は以外の何物の權威にも訴ふる必要なく又訴ふるを容さざるべき性質のものなれば『ビープルズ』の譯語に如何なる異論ありとも『ビープルズ』の名に於て、條約を締結することは、憲法に忠實なる臣子の忍び得るところではない。米國の如きすら、條約の締結は憲法上下院の三分の二の多數を必要とするほどに慎重に取扱つて居る。問題の不戰條約文に就いては、樞密院に異論あるのみならず、反對黨たる民政黨にも異論あり、國體、皇室の問題には水火を辭

せざる國土的人物が總動員的に反對運動を起しつゝあるを顧みず、田中大將を首班とする現内閣が、渺たる一内田伯の輕率と外務屬僚の低腦とに義理立てして、無理押しに御批准を奏請せんとするは何事である。

◇

既に述べたる、問題の文句には人民主權の思想は現はれてゐないが、國民主權乃至は國家主權の思想が現はれてゐることは、寸毫の疑ひもない。人民主權と國家主權乃至國民主權の差は、前者は國家を組成する成員を平等的に見て、平等的なる人民全體に主權の宿ることを意味するものであり、後者は國家を組成する成員を必ずしも平等的に見ず、例へば君主國に於ては、特權ある一成員と平等的なる多數成員との總合的全體に主權の宿ることを意味するものである。前者はデモクラシイ即ち民主主義の立場であり、後者は公民國家主義の立場である。更に、之を詳論すると、民主主義はリンカーンの有名なる "Government of the people, by the people, and for the people" なる語句に表現されて居る。『人民の』は主權の所在が平等的人民にあることを意味し、『人民に依る』は政治の運用が人民の多數意志、従つて議會の多數意志に依つて決定せられること

とを意味し「人民の爲めの」は政治の目的が人民の利福にあることを意味する。吉野博士の民本主義の用語は「國は民を以て本とす」の東洋的善政主義から來て居るが、其の意味は、リンカーンの「民主々義」と異なり、主權在民の説を拒否し（従つて吉野博士は決して民主々義者ではない）政治の目的を人民の利福に置き、且つ政治の運用を人民の多數意志、即ち議會の多數意志に依らんとするもので博士の所謂民本主義は東洋流の善政主義と民政黨の議會中心政治とを包括することになり、リンカーンの三句の内より、始めの一句「人民の政治」を抜きにして、後の二句「人民に依る」「人民の爲めの」政治だけを採用せんとするものである。従つて問題の文句 *their respective people* 中の *the Japanese people* を含んで居るといつても、それが日本國を組成する人的要素の全體である以上は、特權ある天皇と、平等的人民との差別を撥無するものでなく、リンカーン流の民主々義と交渉なきは勿論、吉野派の民本主義とも何等係はりなきものである。

◇

併しながら、天皇が *the Japanese people* の名に於て條約を締結されることは「日本人」乃至は「日本國民」を權威者として援用することになつて、國家主權論又は國民主權論の思想を表

明することになる。國家主權論又は國民主權論は君主主權論及び人民主權論の兩極端の綜合乃至折衷として佛蘭西のギゾーに依つて主張せられたものであつて、佛蘭西の最近の代表者は有名なエスマーソンであつた。此の説は立憲君主國に就ても民主國に於ても等しく適用するものであつて、國家が平等的人民より成立するも、或特權的成員と平等的成員との合成であらうとも、國家又は國民なる總合體に主權の所在を認めんとし、日本の如き特種の君主國に就いても、國家又は國民的生命に主權を認め、天皇を特權ある成員、従つて特別の機能を果す××と考へんとするものである。日本の學者でいへば、一木喜徳郎博士、美濃部博士、副島義一博士等は此の説の代表者である。天皇×××といへば、機關なる日用語の用例よりして甚だしき危険思想の如く考へられるが、美濃部、副島二博士の説によれば、天皇を元首なりといふも國家の××なりといふも別段變つたことのないもので、頭腦は思考の機關なりといふ場合の如き、首腦即ち機關を意味するであらう。斯くて天皇××論者は、主權は國家其物にあり、而して天皇は最高の××として首腦部の地位を占め、國民は低き機關として手足の地位を占め、兩々相待ちて君民同治の實を擧げ得ると考へるのであらう。

斯かる國家主權論天皇×××の立場に立てば、最高機關たる天皇が主權たる國家の人的要素全體（天皇をも包含せる）に訴へて、其の權威に依つて、條約を締結することは、寧ろ當然であるといふことになるであらう。之れ筆者が *respective peoples* 従つて之に合する *the Japanese people* の名に於て天皇が條約を締結することは、人民主權の説の表明ではないが、少くとも國民主權乃至國家主權の思想の表現となると斷定した所以である。されば不戰條約文の可否の問題は、或意味に於て、國家主權説可否の問題に轉換するものである。現内閣が現に在るが如き條約文を正當なりと強辯することは、結局、美濃部博士の國家主權論天皇×××説を國定憲法論と認定すると同じである。斯くして不戰條約文問題は、單なる語學の問題や邦譯の良否巧拙の問題より進んで、憲法學上乃至は國法學上の重大問題を誘起せざるを得ない。

◇  
勿論純學理的に論究すれば國家主權論乃至は國民主權論にも可なりの長所がある。今主權をモントスキエーの如く立法、行政、司法の三權に分割して考へる場合、一般國民が立法權に參與す

る割合が可なりに多い。又課税に就いても同様である。參與を分有と解すべきか、協賛と解すべきか、種々の立場が分れようが普通の君民同治の意を、立法權に就いて説明すれば、×××××に可なりの長所はある。此の立場に於ては、立法機關としての天皇と人民とは對立的ではなく相對的、相關的であり、二者一體として立法の機能を果し得ると説明することが出来る。従つて筆者と雖も、主權の或方面の説明に於て、美濃部、副島二博士の學理上の立脚地が有する長所を無視するものではない。

◇  
併しながら、天皇主權説と天皇×××との、主權の或方面の説明に於て何れが有利なるかといふ問題とは別個に、吾人は憲法十三條の大權事項の規定が嚴として存在することを忘れてはならぬ。君民同治の思想は主權の或方面に國民の參與を容認する思想であるとしても、宣戰、講和、條約締結の三大事項は所謂大權事項であつて、上御一人の外、國民の何れの分子も發言權を有し得べき筈はない。此の大權に就いては、天皇は唯一の權威者であつて、國民でも國人でも人民でも、他の何物でも援用して、之を權威者とすべき筈のものでない。天皇の斯かる大權の行使に際

しても「國人」又は「國民」の名を援用せざるべからずとしたならば、國家主權天皇×××を徹底せしめることとなり、美濃部博士の學說の有する××が、其の擴大すべからざる範圍にまで、擴大せらるゝ結果を招來するものである。之れ筆者が不戰條約文が必ずしも人民主權論の表明に非ずと信じつゝも、國家主權論乃至、國民主權論の徹底化の表明であると見做し、現内閣に向つて猛省を要求せんとする所以である。現内閣は不戰條約が米國式の民主主義と沒交渉なりと考へつゝも、知らず識らず、美濃部流の國民主權說天皇×××の更に極端なるものに降りつゝあるを如何にせんとするか、天皇が御自身以上の權威者として、大權の行使に就いて、日本人全體の名を援用するの一事は、事小なるが如くして決して、小なるものではない。

## 本論

前掲の一文に依つて、余は不戰條約文に關する余の大體の考へを表明し得たと信ずるを以て、此の立場より、諸教授の所説を検討しようと思ふ。勿論前文は先に指示した理由に依つて、細目に關しては、訂正を要し、補足を要する點もあるが、此は余が検討を進め行く過程に於て、其

の機會を見出すであらう。

余は五教授の論文を見て、第一に吃驚することは、問題の字句及び之に關聯せる字句の各自の名に於ける譯文の相違の甚だしきことである。

先づ問題の *in the names of their respective peoples* に關する諸教授の譯文を比較して見ると、

高柳教授は「人民ノ名ニオイテ」と譯するのがもつとも原文に近い譯だと信ずる（一四頁）と断定し、「人民ノタメニ」、「國家ノ名ニオイテ」、あるひは又、「國家ノタメニ」等は「すこぶる無理があり」（同頁）且つ「此等の譯語はこの明白な右辭句の趣旨を沒却するもので、とるに足らぬ」（圓點は小生の附せるもの）と確信を以て述べて居る。

次に立教授は、原字句の意味に就いて屢々述べて居らるゝに拘はらず、譯語の詮議立てはしないが、大體「人民の名に於て」（二頁、六頁）等の譯語を採用して居るようである。

神川教授も譯文に就いては詳論しないが「人民の名に於て」の譯文を採らるゝことは、冊子四一頁、四四頁、四六頁等に於て明瞭である。

東大五教授の不戰條約文に關する所論を検討す

高木教授も主として「人民の名に於て」の譯語を探るが（三三三頁、三四頁等）、而も「私見を以てすれば單に「人民」若くは「國民」と譯すべきである」（三四頁）と述べ、更に或る個所（三六頁）に於ては「國民の名に於て」なる譯語を採つて居る。「人民」と譯すべきか、「國民」と譯すべきかは、此の場合重大なる關係を有することは、外務省の笠間氏が「本多熊太郎氏の不戰條約研究を評す」なるパンフレットに、「ピールズ」を本多氏が人民と譯せるに反對して國民と譯すべきを主張し、余も前掲の拙文に此の點を詳論して居るに拘はらず、高木教授が此の點に就いて何等の定見を示さないのは不思議である。

最後に美濃部教授は問題の字句を「人民ノ名ニオイテ」と譯するは、「原文の意義を誤る虞れありとして（五一頁）、「各々その國家の名に於て」と譯するのが正當である（五四頁）と論斷して居る。

以上、五教授中三教授は問題の字句を「人民の名に於て」と譯し、高木教授は「人民の名に於て」又は「國民の名に於て」と譯し、而して美濃部教授は、高柳教授がとるに足らずと放言せる「國家の名に於て」の譯語を選んで居る。五教授中、神川教授を除いては、何れも不戰條約文其

儘を無留保又は無修正にて批准すべしとの結論に於て一致し、高柳教授の如きは、「議會中心主義」や、「萬機公論ニ決スベシ」との勅旨を引合にして、「かゝる宣言が民意に合する所以を聲明せらるることに對し聖徳の盛なるに感泣すべきが臣子の情であると信する」（三一頁）とまで宣明して居る。（若し高柳教授にして大權事項に就いてまでも、議會中心主義や萬機公論主義を徹底せしめんとする本意ならば、日本の憲法上又は憲政上由々しき結果を生ずべく、之に就いては後に検討の機會があるであらう）。以上の諸教授間に於て譯語の一事に就いてすら、意見の一致なくして、而も同一の結論を提げて立つとは、共同戦線としては、誠に風變りのものである。

而も意見の相違は決して譯語に關してのみではない。問題の字句の解釋に關しても、甚だしき意見の相違が認められる。併し余は此の點を指摘するに先だつて、問題の字句と密接に關係ある the high contracting Parties の譯語に關して重大な相違のあることをも指摘しなければならぬ。此の譯語に關しては神川、高木二教授は何等言及するところがないから、他の教授のみを問題としなければならぬ。

立教授は High contracting parties を以て締約國と譯しなければならぬと主張する。其の理由

東大五教授の不戰條約文に關する所論を検討す

は「現時の國際社會における法規たる國際法上においては、國家と國家元首とを區別し國際法上及び條約上の權利義務の主體たる締約當事者は國家そのものであつて、國家元首（君主及び大統領）は國家のために條約を締結するの權能を有するものと認められるのである」といふ點にある。教授はまたいふ「國際慣例に練達せる全權委員の調印せる條約にして、一國たりとも共和國を締約國とするものが、國家の元首を以て締約當事者として認めた事例は、私の未だかつて聞かなかつた所である。大統領が條約上の權利義務の主體となるを得ざるべく、従つて條約の締約當事者となるを得ざるべきことを思へば、共和國の加はれる條約において國家の元首（君主又は大統領）を以て條約の締約當事者と認め得ざるは當然の事といはねばならぬ。不戰條約はアメリカ合衆國及フランスの如き共和國を主要なる條約國中に數ふるものであつて、この種の條約の權利義務の主體たるべき締約當事者は國家の外に存せざるべきものである」（九頁）と。

High contracting parties の譯語に就いて立教授と異なつた見解を有するものは高柳教授及び美濃部教授である。即ち高柳教授は曰く「本條約の前文には、各國の元首の名が列擧されて居る。そして本條約第一條には之を受けて「ハイ・コントラクティング・パーティーズ」なる文句が使

用せられ、更に「ハイ・コントラクティング・パーティーズ」なる文句を受けて、「ゼア・レス・ベクティブ・ビブルズ」なる文句が使用せられて居る。「ハイ・コントラクティング・パーティーズ」なる文句は通常「締約國」と譯されて居るのであるが、嚴密にいへば、それは締約者又は締約當事者の意味で、「前文の如何により、或は「元首」なることもあり、或は「國家」なることもあり、或はまた「政府」なることもあり得るのである。それは各種の條約を研究すれば容易に知り得る事柄である。そして本條約に於ける條約締結當事者は、其前文に依つて各國元首なることが明かにせられて居る。即ち我國に就いて云へば、それは「日本天皇陛下ノ」である」（二五頁）と。

更に此の點に就いての美濃部教授の見解は如何といふに、教授は「ビブルズ」を「國家」と譯すべしと考へて居るから、「ハイ・コントラクティング・パーティーズ」を「締約國」と譯する能はざることを承認して居る。曰く「從來外務省の譯文においては、「ハイ・コントラクティング・パーティーズ」を締約國と譯する慣例であり、又普通の場合にはそれで差聞へないのであるが、不戰條約の場合に、第一條の「ハイ・コントラクティング・パーティーズ」をもし普通の例の如

くに「締約國」と譯するならば、「ピールズ」を右述べた如くに、「國家」の意義であると解する結果は、國家が國家の名において宣言すといふことになつて、無意義の文言とならねばならぬやうである。然しもし締約國といふ譯語を固守すれば、「人民の名に於て」と譯しても同様に意義をなさない語とならねばならぬ。何となれば國家が人民を代表して條約を締結すといふが如きことは、國法上にも國際法上にも有り得べきことでないからである。「ハイ・コントラクティング・パーティーズ」といふ語は、その文言自身には毫も國といふ意味を含まず、單に締約當事者といふ意味であつて、正確にいへば條約の前文に列示せられて居る締約各國の皇帝及び大統領を指す語である。皇帝及び大統領は勿論各その國家を代表して條約を締結するのであるから、普通の場合には締約當事者と譯しても、締約國と譯しても結局同一に歸し、これを締結國と譯するのが不當ではないのであるが、不戰條約の場合の如くに、特に「ハイ・コントラクティング・パーティーズ」が「ピールズ」の名において何々を宣言することを明記して居る場合に、これを「締約國」と譯するのは不當であつて、これを日本文に譯する場合には「締約者は各その國家の名に於いて」と譯するのが正當である。即ちそれは各締約國の皇帝及び大統領がその各自の國家、言ひ換ふれば國家を構成する現在及び將來の總ての人々を代表してこれを宣言する旨を明示してゐるのである（五三、五四頁）と。之れ立教授と甚だしき意見の相違で、立教授が「英語に精通し國際法に於ける造詣深きある學者は、「締約當事者が各々その「ピールズ」の名に於て嚴肅に宣言す」の語の解釋に關して「君主が國家を代表して宣言」するの意義を有すとなす説に眞面目に賛成するが如くであるが、私は締約國が不戰條約に調印するに當つて、かくの如き解釋を留保することは、締約國が不戰條約の約束を以て人民の利益及び感情に適合するものとして聲明し、條約の遵守が人民全體の支持を受くべき旨を高調せる趣意を没却せしむることなるべきを以て、留保に關する他の締約國の異議を招くに至るべきを恐るゝのである」と述べて居るが、「英語に精通し」云々は明かに美濃部教授を指す（立教授の底意如何は知らないが）ものと認めなければならぬ。誠に不思議の共同戦線ではある。

今以上に述べた二個の字句に就いての譯語を綜合して見ると、立教授は「締約國は……人民の名に於て」と譯し、高柳教授は「締約當事者は……人民の名に於て」と譯し、而して美濃部教授は「締約當事者は……國家の名に於て」と譯したことになる。余は締約者（又は當事者）は……

東大五教授の不戰條約文に關する所論を検討す

各國民（又は國人）の名に於て」と譯すべきだと信ずる。「ハイ・コントラクティング・パーティーズ」の譯語を此の場合、締約當事者と譯すべきは、高柳教授と同一の理由に依り、「ピールズ」を「國民」又は「國人」と譯し「人民」の譯を取らざることは、高柳教授が小生への駁論にも拘はらず、外務省の笠間梶雄氏の本多氏に對する批評と同一の理由に依り、又立教授が「人民」は「君主又は大統領に對立するもの」として考へられたる人民ではなくして、一國に屬する個人全體の聚團たるを以てこれを國民と稱するも可なるのである（六、七頁）と主張し、美濃部教授が「其所謂「人民」は即ち國家を構成する總ての人々を意味」し、「人民と言へば常に臣民即ち被治者といふ意味に解することに慣らされて居る」と斷定せると同一の根據に立てるものである。而して高柳教授が「ピールズ」を君主及び大統領に對立するものと解するは、立、美濃部兩教授に正面的に反對するもので、余の高柳教授に對する「批評は其の前提に於て既に過つて居り、論理の過程に於て支離滅裂であり、殆んど取るに足りない」こと高柳教授の言の如くならば、立、美濃部二教授も「ピールズ」の解釋に於て余と同一の立場にある以上、高柳教授は立、美濃部二教授をも「前提に於て誤り」、「論理の過程に於て支離滅裂であり、殆んど取るに足らず」

と論斷したことになる。高柳教授は余の愚論呼ばはりに對して北氏は泥塊を投げたと申さるゝが、教授自身こそ、自己と共同戦線に立つ同僚又は先輩に泥塊を投じたことになるではないか。

余は譯語に關して諸教授の見解の甚だしき相違、多くは相補的といはんよりは相殺的相違を指摘し得たるを以て、進んで問題の字句「イン・ザ・ネームズ・オブ・ゼア・レスベクティブ・ピールズ」に對する解釋に關する諸教授間の見解の相違を述べ、殊に高柳教授の自家撞着の見解を曝露しなければならぬ。

先づ立教授の所説を検するに、教授は「イン・ザ・ネーム・オブ」が種々の意義を含み得べきことを指示し、問題の字句は「法律上の嚴密なる「人民を代表して」の意義と解する能はず（二頁）と考へ、そは「嚴肅にの語と共に、宣言の語氣を強め且（條約前文の指示するが如く）締約國人民全體が條約の利益を受くることを明かにすると同時に、條約が人民全體の意向に適し、條約の遵守が人民全體の支持を受くべき旨を聲明する趣意を有するに外ならずと認むべきである」（六頁）となし、「若し留保をなすの問題を生じたりとせば、その留保は「人民の利益及び感情に適合するとして」の意義を有すると解釋する旨を言明するか、または「人民の名に於て」の語



が不戦條約の總ての締約國に於て人民主權の主義の行はるゝことを前提するの觀念を含蓄するこ  
となきものと解釋する旨の當然過ぐる程當然なる事の言明の程度に止むべき』を希望して居る。  
而して教授は問題の字句は「國家を代表して宣言」する意義に解してはならない。斯くすれば、  
條約が「人民全體の支持を受くべき旨を高調せる趣意を没却」(八頁)すると思惟する。

次に、高柳教授は三月四日の朝日紙上の論文に於て問題の辭句は、嚴肅=宣言スなる辭句をば  
更に強めんとした一の修辭的な強勢辭であるに過ぎず、そして「それが強勢辭としての機能をも  
つ所以は、各締約國のなす同宣言が同時に又、これ等締約人民の民意に合するものであることを  
特に言明した點に存する。嘗ては諸種の嚴肅なる宣言が「神ノ名ニオイテ」せられたことがある。  
そして本條約では「人民ノ名ニオイテ」宣言がなされたのである(中略)それは民意を尊重せん  
とする近代政治の風潮の外交の方面における一表現であると見るべきである」(一四頁)と。教授  
は更に余に對する駁論中に於て、問題の字句は「神ノ名ニ於テ」と同様に、「何等法律的效果を  
伴はない形容的意味に解するのが妥當である」と述べ、教授の人道主義的美徳の發揮としてか、  
昔時宗教信者が「神の名に於て」に感涙を催せるが如く「人民の名に於て」に隨喜し、「むしろ

かゝる宣言が民意に合する所以を聲明せらるゝことに對して聖徳の盛なるに感泣すべきが臣子の  
情である」とまで力説されて居る。神川教授さへ「されば天皇が不戦の原則を宣明せらるゝに當  
り、これを「人民ノ名ニオイテ宣言ス」と解することは憲法上の議論としては妥當を缺くのおそ  
れがある(四六頁)(圈點は余の附けるもの)と思惟され(余は五教授中第一に神川教授に可なり  
の敬意を表し、立教授の所論の或る部分に敬意を表し、他の三教授の所論に對しては反對せざる  
を得ない)となし、更に米國の寄附金に依る米國憲法の講座を擔任せらるゝ高木教授さへもが、  
「いふまでもなく最善の方法は、當初より多少なりとも疑義をかもすおそれある文字を避けるに  
あつた。萬全を計る政治家としての周到の用意を缺いたといふ意味に於て、誰しも政府の過の第  
一步を認めぬ譯には行かぬと思ふ」(三七頁)と述べてゐるに對すれば、高柳教授の前記の感傷的  
文句は、共同戦線としては、餘りに甚しき戦線よりの脱出といはねばならぬ。

次に問題の文句に對する高木教授の解釋は如何と檢するに、教授は「の名に於て」は此の場合  
「國民と共に、國を擧げ」といふ程の意味である(三六頁)となし、實に奇抜な一の譬喩を以て  
説明し、「之を例ふれば、予が亡兒の記念とすべく、東京市に一大圖書館を寄付せんとする時に、

「亡兒の名に於て」この行爲をする。その意味は、亡兒の権能によりてともなく、また亡兒の利益のためにでもない。矢張り「彼の名に於て」であつて、予の心持は、みづから相共にこの事に當るといふ精神である』といつて居る。更に教授は「卑見を以てすれば殊更に「國民」を「國家」と改譯し敢て憲法上の形式論の爲めに苦慮するには當らなかつたと思ふ』（三七頁）と述べ、結局氏は不戰條約の調印前に手落ちはあつても、出來た上からは、憲法の形式論には、顧慮するに及ばず、御批准を奏請すべく、さなくば、われ／＼は「實質を忘れ形式にとらはれ、實を棄て、名のみを求むる「名に於て」の國民と紳名されるを欲しない』（三九頁）と論定する筈はない。（余は實を棄て、名を得んと欲するものではなく、實は勿論のこと、名も併せ得んと欲する一人であることを明言し置く。）

次に神川教授は、「宣言す」を「一層強調するために用ひられる副詞句に過ぎず、政治的には意義はあつても、法律的には無意味な言葉である』（四三頁）となし、而も「この語句は國際聯盟の思想と國際連帶の觀念と並に國際デモクラシーの思潮に合するものと見るを得べく、國際上に於ては何等奇異の感を惹起せずと述べて居る。而して氏は國際法は國內法上の解釋と調和せしむ

る必要あり、この解釋方法として「人民の爲めに」と解釋し、又は「國家の爲めに」と解釋し、あるひは又「國民の名に於て」と解釋するの孰れが可なるかは國內法上の問題であるとなし、いやしくも我憲法上の條規と調和すると思はるゝ限り、その何れの解釋を採るも不可なしと思ふ」と斷定されて居る。要するに教授は問題の字句に國際デモクラシーの思想が現はれて居ると見、國內法上の解釋に於て出來得る限り自由な解釋を施せといふにある。之れ高柳教授が美濃部博士のいふが如く國民の誤解を招く虞れある「人民の名に於て」の譯語を固執する態度と少しく異なるもので、教授は「人民の名に於て」が少くとも「憲法上の議論として妥當を缺くのおそれあること」を意識するものである。唯教授の解釋に就いて疑義を挟むならば、氏が一面問題の文句を強勢的副詞句であつて「法律的には無意味な言葉」であると斷定されつゝ、他面「憲法上の議論として妥當を缺くおそれある」と斷定することが如何に調和するかにある。

最後に美濃部博士は「條約上の宣言を一層嚴肅にかつ重々からしむる爲めに、「ビートルズ」名に於てこれを宣言する旨を明記することは、今日の文明國の普通の思想からいつて、少しも怪しむに足らぬ」となし』而して教授は「ビートルズ」の解釋に關しては高柳教授と異なり、余と

同一の解釋を採り、「國家を構成する總ての人々を包括する語で、君主も皇族も一般人民もいやしくも國家を構成する者であれば、その一切を包括してこれを「ビープルズ」といふのである」と主張して居る。加之余が前掲の拙文に於て問題の字句には、主權在民の思想は出てゐなくとも、國民主權乃至は國家主權の思想が現はるゝことを指摘したことを裏書きするかの如く「この條約の宣言するところが單にその聯盟たる各國の皇帝又は大統領の意思たるに止まらず、各國を構成する總ての人々の集合的意思、即ち國家それ自身の意志なることを示し、もつてその宣言に一層の嚴肅を加へんとするに止まるもので、毫も條約締結權の主體が人民であることを示すものではない」(五三頁)といつて居る。而して教授は更に此の文句には近代デモクラシイ思想が現はれ(六三頁)て居ることを認め、此の條約の締結が我が國體に反するものに非ずとなし、無修正、無留保にて此の條約を承認すべしとなして居る。其の結論は高柳、高木、神川、立諸教授と同様である。

以上余は諸教授の問題の字句に關する譯文の相違、字句の解釋の相違にも拘はらず、此の條約文を承認すべしとの結論に於て一致することを指摘し得たが、進んで余は余の前掲の立場より諸

教授の所説を批評しなければならぬ。余は紹介の爲めに多大の頁を費やしたが爲めに詳論の餘白なきを惜しむものであるが、余は近くパンフレットを出して一層評論するであらう。之れ一は權の包むところ必ずしも糞土に非ず、錦繡の包むところ必ずしも珠玉に非ず、所謂従つて最高學府必ずしも最高頭腦の陳列場に非ざる所以を實證する上に於ても必要であらう。

第一に諸教授は問題の字句が法律的意義なき形容的強勢辭であることに意見の一致を示してゐる。余も此の字句に嚴密なる法律的意義を求むる能はざることを認める。併し「嚴肅に宣言するなる文句の勢ひを強める爲めに「ビープルズ」を援用するは、「ビープルズ」が締約者よりも一層の Authority なることを認めねばなるまい。「神の名に於て」宣言することは、自己よりも神を一層の權威者と認めての上ではないか。攝政が天皇に代つて大權を代行する場合の如き嚴密なる法律的意義はなくとも、宣言者自身よりも「ビープルズ」を一層のオーソリチイと認めればこそ、強勢辭として援用するのではないか。殊に立教授の如く、共和國の一大統領は條約上の權利義務の主體たる能はず、條約締結の主體たる能はざるものと認むる以上は、よし不戰條約文の前に君主と共に大統領の名を列ね締約者として取り扱はれてゐても、條約上の權利義務の主體は共

和國ならば全國民にあるを以て、「國民」又は「國人」をオーソリチイとして援用することは當然である。況んや本條約の成立が共和國たる米佛間の交渉に其の端を開きたるに於てをや。

高木教授の如きは、*in the name of*には必ずしも法律的意義なしとなし、或る場合には「權能に依り」に進む意味を有し、或る場合には「の爲めに」に近き意味を有すとなして、前者の例として、米國の「獨立宣言書」結末の一節「吾等アメリカの聯合せる諸邦の代表者は聯合議會に集合し、われ等の意向を誠直を宇宙の至高なる審判者の照覽に供へつゝ、これ等植民地の善き「人民の名に於て」又その權能により、嚴肅にかく公布し又宣言す」(*in the name, and by the authority of the good people of these colonies, solemnly publish and declare*)を援用し、更に後者の例として、米國最初の憲法ともいふべき「聯合規約」の條文の末節「我等下名の代表者は、特に與へられたる權能と權限とに基き、我等各自の州(意譯)の名に於て又その爲めに(*in the name and in behalf of our respective constituents*) 聯合と恒久の聯邦の爲めに本規約の各條を完全に承認し確認す」を引用し、而して氏は問題の字句は決して「權能により」を意味せずと論定されて居る。外務省の笠間氏も本多氏と同様、*Oxford Dictionary* 内の *in the name of* の詮議立て

をやり、問題の字句が、*Denoting the use of another's name to give authority or competence to one's acts; or implying that the action is done on account of or on behalf of some other person or persons* の用例に當るとなし、而して *in the name of* は

- (一) 行爲者の行爲に權威又は權限を與ふ爲め他人の名義を用ふる場合、
- (二) 他人の爲めに或る行爲をする場合(代る意味即ち(一)に近いものと唯爲めにするものと(二)の二つの意味がある)

とありとなし、問題の字句を以て「權能により」と解することは、絶対に正しいとはいへないと主張して居る。併し余を以つて見れば、高木教授といひ、笠間氏といひ、拆角種々の用例を引用しても、其の内適當の用例を選択する知力を缺いてゐる。此の知力さへあれば、「嚴肅に宣言す」なる字句との關係上、之を強める爲めに宣言者以上の權威者を援用したものとして問題の文句を解釋するの外はない筈である。笠間氏は單なる「修辭的用語」と見るが、強勢語は單なる修辭ではない。強勢には強勢の根據がある。假りに問題の字句を攝政が大權を代行する場合と異なり、「神の名に於て」の場合に比すべしと主張しても、攝政に對して天皇、人間に對して神が一層の

權威者たることは疑ひない。従つて締約者（殊に大統領）の宣言を一層莊重にし、嚴肅にする爲めに「ピーブルズ」を援用することは、之に一層のオーソリチイを認めたことは疑ひの餘地はない。此の事理明白なることを無視して、形容語などと言ひ逃れんとしても、逃れようはない。

第二に諸教授の多くは問題の字句に嚴密な法律的意義はないが、國際デモクラシイの思想（神川教授）近代デモクラシイ（美濃部教授）萬機公論主義（高柳、高木二教授）の思想が現はれ之は寧ろ歓迎すべきものであると考へ、此の立場より、（立教授は不明なるも）諸教授は無留保にて不戰條約を承認すべしと主張して居る。余は立、美濃部兩教授と共に「ピーブルズ」は各國人であると解し、君主國ならば君主、共和國ならば大統領も其の中に包含されて居ると信するを以て、主權在民の思想（popular sovereignty）は現はれてゐず、唯國民主權、國家主權思想が現はれて居ると信するのみであり、國際デモクラシイ、近代デモクラシイの解釋如何に依つては、之が不戰條約に現はれてゐるともゐないとも考へるが、此の問題に關して諸教授の多くが、其の英米化的傾向を露骨に示すことを看取せざるを得ない。余は此の機會に諸教授の思想の根本を批評する餘地はないが、苟しくもデモクラシイを徹底せしめて、pure democracy まで行けば、リン

カーンの Government of the people, by the people and for the people の思想となるが、如何に諸教授が自由主義者であつても主權在民の意味の Government of the people まで要求はしまし。恐らくは政治の目的を民衆の利福に置く善政主義と、政治の運用を民衆の多數意志に依つて決定せんとする吉野流の民本主義（所謂議會中心政治）が諸教授の要求であらう。即ち諸教授の要求はリンカーンの文句中の Government by the people と Government for the people とであらう。併しながら、「民衆の爲めの政治」は「國は民を以て本となす」といふ東洋的善政主義にもヴォルフの所謂 enlighten d despotism にも認められる。されば苟しくも近代的デモクラシイといふからには Government by the people の條件がなければならぬ。美濃部教授の如く「君主が民の心を以て心と爲し（六四頁）だけを引用して、近代的デモクラシイなどいふは、少くとも學者の論として受け取れない。民の心を察して政治をやるのがデモクラシイであるならば、議會を設けずとも民情殊に下情を察して善政をなせば、北條時頼でもデモクラットといへよう。又ムツソリーニの如く、議會を一個の諮詢機關と見做しても、私見を離れ、民意を察して政治をなせば、偉大なる近代的デモクラットといへよう。併し北條時頼やムツソリーニを何人もデモク

ラットといふものはない。果して然らば近代的デモクライは Government by the people を徹底し行くことでなければならぬ。換言すれば、高柳教授の如く、議會中心政治、萬機公論主義を徹底し行かねばならぬ。併し其の結果はどうなる。一切の諮詢機關を廢止して決議機關と化し、更に大權事項即ち宣戰媾和、條約締結等に對しても、天皇の明察、果斷に先だつて、民衆の合法的意志表示、更に決議を要求する危険を犯さなければなるまい。高柳教授は萬機公論の萬機に拘泥して、大權事項をも含ませようと要求するか。

序に高柳教授に一言する必要がある。問題は、大權事項に關係して居る。然るに、問題外に走つて議會中心政治（氏は特に主義といふ）や萬機公論主義を大權事項に關して持ち出すとは何事である。教授は議會中心政治に反對する者を時勢後れと考へるが、日本の議會は二個あり權限の分業なく、二個の議會が決議を異にした場合、ニールダーランドの憲法の如く、又、獨逸の新憲法（ワイマール憲法）の如く、之を決裁する方法すら具體的に掲げざる民政黨の議會中心政治に何の權威があるか。民政黨も具體的問題となると、下院の不自然の多數を叫んで、貴族院中心主義者となり、又時に樞密院中心主義者とも西園寺中心主義者ともなるではないか。議會中心政治

は立法一元論に至つて始めて徹底することを忘れてはならぬ。又高柳教授は萬機公論主義を徹底せしめんとするが、往年の歴史を考へて見れば諸大名の意見を徵することを意味するだけであつて、決して、條約の宣言に「人民の名」を掲げることではない。

宣戰、媾和、條約締結に關する大權の發動に於て、英米流の近代的デモクラシーを容れる餘地はない。此等の大權の發動に關して、形式的にでも民意を云々することは、必ず實質的に宣戰、媾和等に議會の發言權、決議權を要求する端を開くであらう。

最後に細目に互つて、高木教授の「亡兒の名に於て」の云々の譬喩、美濃部教授の條約中のある文言の書き方に付いて盛に議論せられ、それが政争の問題となることは、唯わが國のみの現象だと放言、高柳教授の「ビープルズ」其他に關する説明（殊に their respective peoples の their は positive case であるから peoples は條約締結者たる君主及び大統領を抜きにした「人民」であるとの迷論）（My family consist of live members の my は possessive case なるが故に family は余を抜きにした家族だといへるか）等に、余は異論百出すべきものあるを感ずるが、豫定の頁數を越したから擲筆し、近日中冊子に於て詳論しようと思ふ。（昭和四年五月稿「祖國」所載）

倫敦條約排擊

## 軍縮と統帥權

## 一 總 說

批政百出せる田中前内閣の後を受けたるが爲めに、其の實質的價值以上に俗人氣を博して、歴倒的多數黨を背景とする現内閣は、今や其の得意の宣傳術と相待つて、國內に於ては欲するところ爲す能はざるなき威力を有して居る。然るに、現内閣は外英米の共謀に出づる威嚇に屈從し、遂に去る四月二十二日（昭和五年）若槻全權をして英京聖ゼームス宮裡に締結せられたる國辱的  
海軍條約に調印せしめ、我が「帝國々防計畫の根本的顛覆」（末次軍令部次長の言明）を意とせざるに至つた。こゝに於てか、國防當面の責任者たる軍令部を始め、海軍實戰派の憤懣勃然として起り、且つ未だ必ずしも其の數乏しからざる燕趙悲歌の士慨然として蹶起するに至つた。

而も議會中心政治なる毒素に腦中樞を腐蝕せられたる濱口首相は、議會中心政治の徹底は正に

此の秋にありとして、「政府は議會に對して國防の責任を負ふ」と放言し、更に新聞紙を操縦し、御用學者を動員し、兵馬の大權迄も政黨内閣の干渉を要するが如き言辭を逞しうせしめつゝある。斯くして、濱口内閣は一は以て國防の安全を破壊し、一は以て兵馬の大權を干犯し、二罪俱發の政治的大罪を犯す非違を敢てした。余は本誌（祖國）創刊號以來民政黨の議會中心政治なるものが、我が立國の精神は素より、我が憲法の章條とも相容れざるを警告し來つたが、今や余の言箴をなして、倫敦條約を機として、議會中心政治が大權事項にまで擴大されんとするを見て、現内閣の無知の大膽に吃驚せざるを得ない。余は以下濱口内閣の正體を白日の下に曝露し、更に現内閣に衛星の如く付き纏ふ桃色新聞及び桃色學者の言辭を批判し、以て我が國格を闡明せんと欲する。志ざすところは誤まれる輿論の代辯ではなく、實に正論の宣揚にある。俗論に迎合して多數の投票を掻き集めるに有效なる標榜や術策が國防の安全を保證し、祖國の國格を發揮するに、果して何の意義があるか。濱口内閣成立の原因が直ちに其の死滅の原因たらすんば幸ひである。

余は論議を進め行くに先だつて現内閣の没落を豫感する。政策の失敗ならば建て直しも困難ではない。誤まれる政治的信條も、問題が議會のヒヤ／＼、ノ／＼で決せられる小問題なる限り、



無難である。併しながら、誤まれる政治的信條は、國格の根本義に觸るゝ大問題に當面すれば、其は直ちに内閣の命取りである。統帥權の獨立は決して政界の癆腫ではない。誤れる議會中心政治——統帥權獨立の否認と軍部大臣文官制の要求——が政界の癆腫である。本誌は嘗て不戰條約問題發生の當初田中前内閣の没落を豫言して的中した。本誌は同一の確實性を以て濱口内閣の没落をも豫言し得る。國格の根本義と濱口及び其の一黨の言動とは斷じて兩立しない。一の確立は必然に他の没落を意味する。美濃部博士の登場は、妖婆の登場の如く、不吉の前兆である。博士は朴烈問題には若槻内閣を、不戰條約問題には田中内閣を辯護した。而して其の結果は常に豫期に反した。統帥權干犯問題に關する博士の價值知るべきのみ。博士の是とするところは軍部及び樞府の否とするところ、博士の否とするところは兩者の是とするところである。博士の臨場は起死回生の爲めの名醫の夫れではなく、引導渡しの爲めの大導師の夫れである。果して然らば、民政黨の少壯組より成る第一線黨も、博士の思想に指導さるゝ限り、大導師に唱和する一團の群僧に過ぎず、進撃の第一線黨たるよりも、寧ろ退却の第一線黨たらずんば幸ひである。言ふ勿れ、軍部の頑迷、樞府の固陋、反對黨の陰謀と。内閣の差迫れる變死は、自殺行爲であつて、決して

他殺行爲ではない。下手人を探すは愚の至りである。國防を無視し、統帥の大權を干犯して、而も晏如として存續し得る内閣あらば、天下の怪事何物か之に過ぎん。然らば、現内閣は如何に國防を無視し、統帥の大權を干犯したであらうか。

## 二 帝國政府當初の方針

倫敦條約が我が國防を危殆ならしめざるか否か。別言すれば、其は我が國に取つて成功を意味するか否かは、帝國政府當初の方針が貫徹せられたか否かに依つて決せられる。然るに、此の觀點より倫敦條約の内容を見るに、政府當初の方針が殆んど没却され、僅かに其の最も重要ならざる一部、即ち補助艦總噸數對米約七割の要求が貫徹せられ居るのみで、我が國防を危殆ならしめ、我が國に取つて甚だしき失敗を意味することは、極めて明白である。

帝國政府が倫敦會議に参加を應諾せる趣旨は、英國政府の名に於ける招請文に對する帝國政府の回答文に明示されて居る。曰く「帝國政府は本會議が國際の平和及び親善を増進し、且つ人類をして現存並びに計畫中の軍備の重荷より免れしむべき方策の採用に成功せんことを切望する。

各國は單に軍備の制限に止まらず同時に軍備の縮少を達成するを希求せねばならぬ」と。此の帝國政府参加の方針は果して實現されたであらうか。日本に取つては縮少であつて、米國に取つては擴大ではなかつたか。此の點は後に至つて明示するが、我々は常に以上の對英回答文に於て、帝國政府當初の方針を觀取しなければならぬ。

濱口首相は以上の方針を更に明細に述べて居る。即ち首相は「現下世界の耳目を聳動しつゝある海軍々備縮少の問題に對しては、我國の態度は豫め確定して動かざるものがある。即ち日本の海軍力は第一に世界の何れの國に對しても脅威を加へざると共に何れの國からも決して脅威を受けないと言ふ事が本問題の前提でなければならぬ。第二に國際平和の精神を徹底し各國民負擔の輕減を計らんが爲め、單に軍備を制限するに止まらず、更に進んで相對的に軍備縮少の實を擧ぐることが要務とすべきである。此等の主張よりして軍艦の比率は英米より低きを厭はぬ。併しなから、其の限度は、萬一の場合、我國が其の存立を脅かされざる自衛の力を維持するにあることは勿論である」(昭和四年十月十三日演説)と述べ、更に選挙用の宣傳パンフレット「強く正しく明るき政治」に於ても「倫敦海軍會議に對する我々の方針に關しては、内は國防の安固を期する

と共に國民負擔の輕減を計り、外は列國の間に平和親交の關係を増進するにあることは論を俟たない處である。各國が相互に他國に對して脅威を與へず又他國より脅威を受けぬといふ狀勢を確立することが海軍の協定の眼目であらねばならぬと信するのである」と説いて居る。要するに帝國政府の倫敦會議に對する方針は、世界平和の促進と國民負擔の輕減と列國相互の無脅威とにあつて、此の何れの點に就いても異論はあり得ない。併し、倫敦會議に於ける我が國の獲得せる對米比率は、國防當局たる軍令部が見て國防の不安を來す程度のものなる以上は、列國間の無脅威は實現されない。即ち米國は我が國の脅威を感じないが、我が國は米國より甚だしき脅威を感じざるを得ない。此は米國海軍設定の目的が、對東洋積極政策にあること、對日本海戰に於ける短期決勝戰政策にあることに見て、極めて明瞭である。世界平和の促進、國民負擔の輕減素より希求すべきである。併しながら、國防の安固を犠牲にしての海軍協定は我が國の無條件降服に等しい。之を理解するが爲めにも、我々は豫め帝國政府當初の方針を念頭に置かねばならぬ。而して此の方針は倫敦會議に際しての急場の思ひ附きではなく、實に日露戰爭以後二十五年間に亘る帝國々防の根本方針から來て居る。我々は普通に國防といふが、國防の目的物は決して舊

日本にだけではない。現に日本は朝鮮を併せ、更に滿蒙及び山東に勢力範囲を持つて居る。従つて帝國々防は東亞の保全を目的としなければならぬ。之が爲めに、陸軍に於ては平時約二十個師團二十萬人を備へ、之を根幹として戦時には二百萬を動員し得る實力を要すとは既に日露戦直後に決定せられた。而して帝國海軍は實に日本の本土と海外の領土を防衛し、本土と大陸との連絡を確保する必要がある。此の目的上西太平洋の制海權を把握しなければならぬ。此の制海權の把握の爲めには、我が國は假想敵國たる米國の東洋に派遣し得ると同等の海軍力を有しなければならぬ。若し西太平洋に於ける制海權にして一度喪はれたならば、本土と大陸との連絡は斷たれ、如何に精銳なる陸軍ありとも帝國の大陸に於ける地位は日清戦争以前に逆轉しなければならぬ。華府會議に於ける對米七割の比率の要求は斯くして生じたのである。國防問題に冷淡にして無知なる我が國民は軍艦の一割くらは譲歩してもと考へるかも知れないが、實に一割の増減は戦争の勝敗の岐るゝところであり、従つてまた帝國の大陸に於ける勢力の存亡の關はるところである。之れ帝國政府が對米比率七割を頑強に固執せる所以である。而も會議の結果我が主力艦の勢力は六割と定められ、殆んど必敗の地位に陥つたが、唯米國をして比島及びガム島の防備を制限せし

めたのは聊か慰むるに足る。

華府條約の締結せられたる後、大正十二年最高軍事會議開催せられ、主力艦の劣勢を補ふべく補助艦を以てすることとし、爾來銳意海軍力の充實に努め、殊に大巡洋艦と潜水艇の威力は世界の驚異たるに至つた。従つて若し今回の倫敦會議が先年の華府會議の如く參加國の現有勢力を基礎として製艦制限を議するにあつたならば、帝國の補助艦は大巡及び潜水艇に於て、米國に對して遙かに優勢なるべきを主張し得たる筈である。

然るに、我が政府は世界の趨勢に鑑み、倫敦會議の圓滿なる締結を希求する餘り、最も謙讓なる要求を掲げて倫敦會議に参加した。此の要求は國防の最小限度であつて、三大原則に要約されて居る。所謂三大原則とは八吋砲巡洋艦對米比率七割、潜水艦所要量即ち現有勢力七萬八千噸、補助艦總噸數對米七割の要求即ち之れである。元來不戰條約の精神からいつても、此度の倫敦會議に參列する帝國の方針からいつても、海軍は日米間に脅威被脅威の關係なき状態を生ずるにあるから、日本は米國に對して補助艦の勢力の對等を要求し得る譯である。否、主力艦に於て日本對米比率が六割であるから、補助艦に於て日本は米國以上の勢力を保有し得る道理である。往年

華府會議の際、加藤（友）全權が「日本が過去に於て之れなかりし如く將來に於ても米國若しくは英國と其の程度を同じうする海軍力を保有する意志を有せず」と述べたるに對し、故加藤高明伯は「元來對等の地位にある帝國が何の爲めに斯く謙抑するの必要があるか」と難じ、更に「苟しくも國家の存立に關する問題に逢着するや全權たるものは他の何者をも顧みるべき餘地なし」とまで言明したではないか。既に主力艦の協定の際にすら、此の種の硬論が出たのに、主力艦に於て遙かに劣勢なる我が國が、倫敦會議に際して、補助艦に就いて、更に七割要求を以て甘んずるのは、餘りに甚だしき謙讓の美德である。而して最小限度には一あつて二なき筈であるから、此の最小限度の要求を放棄することは、若槻全權の明言した如く「國民的信念を裏切るもの」である。

以上三大原則が國防の最小限度であるといふのは、米國の攻勢作戦と日本の守勢作戦との對立から來るもので、日本が米國攻略の攻勢作戦を取るとなると、主力艦の六割、補助艦の七割保有では到底不充分である。日本の作戦が防禦的なるが爲めに、三大原則さへ貫徹されるれば、必敗の勢を脱し得るのである。元來近代の海戦に於ては劣勢艦隊は優勢艦隊に對して勝味のないことは、

日清戦後の各海戦に於て證明済みである。日本が主力艦六割補助艦七割を以て米國に對抗し得る所以は、米國が東洋方面に主力艦隊の根據地を有せず、日本の奇襲艦隊は北方千島諸島より、南方マーシャル、マリアナ群島に於ける根據地を利用して、米艦隊の桑港より比島に至る作戰線を切斷し、彼此主力艦の決戦以前に、敵主力艦の威力を減殺することが、必ずしも不可能ならざるが爲めである。此の目的の爲めに、日本の潜水艦は常に艦隊と行動を共にし、決死的訓練を續けて居る。之れ一に主力艦の劣勢を補ひ、攻勢防禦の目的を果さんが爲めである。若し主力艦にして日米對等ならんか、日本は潜水艦廢棄にも賛成すべく、よし之を存續せしむるも、演習の目標として戦前の獨逸、戦後の佛國の潜水艦の如く、商船破壊くらゐに甘んずることが出来る。日本潜水艦の目的と威力とは反面に於て日本の主力艦の劣勢から來るのである。日佛二國が潜水艦を重視するのは、對米的對英的に劣勢艦隊を有する苦肉の策である。日本の對米比率の三大原則中大巡七割と共に潜水艦現有勢力の保持の要求は、何れも劣勢艦隊の防禦的大洋作戦の必然から來るものであつて、三大原則の放棄は日本海軍の意義を没却するものといはざるを得ない。

## 三 米國案への屈從

然るに、意外にも、我が全權一行は倫敦に於て對等國の代表者たる威嚴を喪ひ、英國を判事として米國を檢事とする法廷に臨む欺偽罪の被告人の如く、三大原則中最も肝要なる二大原則を譲り、先の最小限度と稱せしものは、全く一個の欺偽なりしことを告白して、服罪するに至つた。若槻全權は本國に於ては偽證の嫌疑を受けしに止まつたが、英京倫敦の列國全權環視の裡にあつて、日本の最小限度に二あり、先の最小限度は縁日商人の吹掛け値段なりと告白して偽證の罪に服し、遠く千里に使ひして君命を辱しむるに至つた。若槻全權一個の榮辱は當面の問題ではない。問題は實に日本の體面の問題であり、國防危殆の問題であり、東洋に於ける日米勢力消長の問題である。殊に財部全權の如きは、軍部の正當なる要求を貫徹するに努めず、若槻全權に對しては米國最後案——斷じて妥協案に非ず——に賛意を表し、回訓請求後軍令部の紹介を受くるや「余は必ずしも之に賛成せず」と返電して二重人格を發揮し、頭腦の健全をすら疑はるゝに至つた。而も財部全權は米國に於て「今次の會議は正に一箇の戦争である」といひ、「余は決死の努力を

以て闘ふべし」とまで聲明しつゝ、面縛して敵の軍門に降り、僅かに死一等を減ぜられて歸國の恩典に浴し、議會を惧るゝこと軍法會議の如く、美人を携へて歩すること遅々。「か弱き婦人を連れて、そう旅路を急げるものか」などと軍人にも似合はぬ辯解の辭を構へて、觀光客の如く各地を悠々し、「國防の危険は現在のことに非ず、五年後のことであるから悲觀を要しない」など、ハルビンより放送し、歸來モーニング姿で初當廳をなし、並び居る軍裝の將官連を吃驚せしめ、今や内閣と軍部の間に挟まりて身體の自由を喪ひつゝある。洋行歸りの夫人は十年若返り、未だ艦齡に達せず廢艦の時期に非ずと雖も、海相財部は老いては麒麟も驚馬に如かざるが如く、腹も切り得ず、男爵の榮譽もかち得ず、僅かに夫婦愛の標本を誇示して風教に資するところあるのみである。

余は徒らに地位ある者を揶揄して快とする者ではない。併しながら、最小限度といはれたる三大原則中の重要な二原則を放棄しながら、軍人としての何等悲壯の言動もなく、輕佻浮薄の言辭を弄し、誠心國防の危機を憂ふる實戰派の將卒の心事を愚弄すること、殿上人の辭體に習はざる田舎武士に對するが如き觀あるは、第三者の默認し難きところである。我々は、軍人は軍人ら

しく成功を成功とし、失敗を失敗とすべき勇らしさを要求する。負けて負け惜みの言辭を喋々するは、敗將兵を語つて最も醜なるものである。

然らば松平リード兩全權の非公式會談を経て、米國の最後案として現はれたる提案の内容はどうであるか。

艦種	米國	日本	比率
大巡洋艦	一八〇、〇〇〇	一〇八、四〇〇	六割二厘二毛
輕巡洋艦	一四三、五〇〇	一〇〇、四五〇	七割
驅逐艦	一五〇、〇〇〇	一〇五、五〇〇	七割
潜水艦	五二、七〇〇	五二、七〇〇	十割
合計	五二六、二〇〇	三六七、〇五〇	六割九分七厘五毛

同時に米國は一九三六年までは大巡十五隻の完成に止め、一九三三、三四、三五年に於て毎年一隻づゝの大巡起工を爲すが、其の完成は何れも三十六年以後となるべく、三十六年末までは我が大巡對米比率は七割を下らずとのことである。

勿論六割九分七厘五毛は七割と同様である。従つて日本の補助艦噸數對米七割は一應承認せられた。併し之は三大原則中最も重要ならざる一項に過ぎない。日本の關心は大巡七割と潜水艦現有勢力の保持にある。此等の二要求は一蹴せられた。されば我が國防當局は此の案に對して、極度の不満を表した。其の理由は左の如くである。現在米國に於ては大巡既成艦一隻一萬噸を有するのみなるに我は八隻六萬八千四百噸を有し、我の勢力は七倍弱であり、若し建造中のもの及び計畫済み未起工のものを加へても、彼れの十三隻十三萬噸に對し我は十萬八千四百噸即ち八割三分強を有するに、倫敦條約に於て日本の大巡對米比率六割は餘りに甚だしき讓歩である。殊に五年後に達すれば、米國は新銳の既成艦十五隻に加ふるに建造中のもの三隻を有するに、我が國は、老艦十二隻を有するのみで、噸數の比率は六割であつても、實力は五割にも達し得ない。加之、我が潜水艦の保有量七萬八千噸は過大に過ぐといはるゝも、此の艦種は、大戰中の獨逸の經驗に徴するも、航行力、物資供給、乗組員休養の關係より、實戰に参加し得るものは約三分の一に過ぎない。従つて、潜水艦の現有勢力の減縮は日本に取つては米國の優勢海軍に對する劣勢海軍の必須の武器を殺滅されたこととなり、殆んど致命の打撃である。我が國防當局者が倫敦條約に反

對するのに極めて當然であるのみならず、又必然不可避の神聖なる義務である。然るに、現内閣は外英米の威嚇に屈し、内國防の何たるかを知らざる俗論に媚び、無準備の舊平價金解禁後の財政破綻を瀕せんと爲めに、軍部を擧りての強硬なる反對を無視し、遂に屈辱條約に調印せしむるに至つた。

政府は倫敦條約の調印に依つて國難を五年後に繰り延べつゝ、而も表面得々として、世界の大勢は平和にあり、我が國は倫敦條約締結に依つて世界の平和に貢獻し、且つ國民負擔の軽減も近きにありと空嘯き、軍令部及び實戰派の強硬意見は一介武辯の井蛙見なりと嘲笑する觀がある。現内閣は何が故に斯かる軟弱なる態度に出でしかといふに、國內俗論の迎合と財政的破綻の瀕縫の爲めに外ならないが、又英米二國の強迫に慄然恐れを爲した爲めでもある。消息通は英大使チレ氏が三月二十日外務省に於て、「日本は英米を相手として建艦競争をなすことが出来るか」と、紳士的なれども、極めて巧妙なる威嚇を試み、更に翌二十一日米大使キャツスル氏が「米國空軍は東京を爆撃することが出来る」と米國式の直情徑行的威嚇を試みたりと傳へられる。打ち消し外交を傳統とする我が外務當局は素より之を打ち消すも、以上は今や公然の祕密として流布

せられて居る。威嚇は相手國の自由權である。日本が趙家の寡婦孤兒に非ざる限り、威嚇は何等の意義もない。唯我が外務當局一人の硬骨漢なく「正道を踏み、國を以て斃るゝの精神なくんば、外國交際は全かる可からず」と喝破せる西郷南洲の意氣を忘れ、唯々諾々之れ命之れ從ふの慨あるは何事である。日本は佛伊より大國視されつゝも、近年國際會議決裂の主動者たりしことなきは、讓歩と屈從を外務の定石と考ふるが爲めである。「戦へば必ず敗るゝ者は支那の兵隊であり、戦はずして先づ敗るゝ者は日本の外務省である」と評する者あるも亦當然である。

由來卑屈にして軟弱なる者は動もすれば奸智に長ず。軟弱にして怯懦なる我が外務當局の回調策發送前後の策動の跡は蔽ふことが出来ない。牧野内府の女婿吉田外務次官の宮中大言への運動、侍從武官長奈良大將のサボタージュ、鈴木侍從長の反政友的心事に依る現内閣擁護、回調案發送前に於ける加藤軍令部長帷幄上奏の阻止、回調案決定の二時間前申し譯許りの軍令部長への回調案提示、軍事參議院會議の迴避、倫敦よりの重要電報の隱蔽、軍令部の強硬論者の敬遠、軍令部の政治的策動云々の逆宣傳、新聞社及び通信社の組織的買収——然り而して兵力量の決定には軍令部長の同意を要せずとの政兵分離の傳統無視、更に之に關聯しての統帥權干犯、實に御殿女中の

小策を重ねるに小策を以てし、我が精鋭なる海軍將士の士氣を阻喪せしめ、我が海軍は常に物質力に於てのみならず、實に精神力に於て異常の損害を受くるに至つた。長袖者流國を誤ること實に今日より甚だしきものはない。

#### 四 政府の屈從條約の辯明

然るに、政府は屈辱條約の調印を以て所謂政治的解決なりとなし、俗衆を瞞着すべき各種の辯明を公にして居る。宣傳内閣の宣傳術は俗衆を対象とする限りは奏功するが、識者は却つて其の心事を看破し、却つて其の陋劣を憤るのみである。余の畏敬する前獨逸大使本多熊太郎氏は、筆に口に幾度か政府の辯明に就いて一々駁撃し、殆んど完膚なからしめた觀がある。余は重複を厭はず、順序として政府の辯明を簡單に検討する。政府は七八個條に分つて辯明を試みて居るが、泥棒にも一理あるが如く、一應俗耳に入り易きものがあるが、俗耳に入り易きだけ識者の嘲笑を招くに過ぎない。

先づ政府は今次の處決を以て政治的解決と稱するが、其の意味は軍事當局の狹隘なる見解に左右されず、國際平和、國民負擔輕減の大局的必要より處決せしといふにある。併しながら、一國々防の安固を犠牲にしての國際平和や負擔の輕減は何等誇るべきものでなきことは、世界何れの國も國防を犠牲にして世界の平和を追求するものがない一事に依つても明瞭である。現に倫敦條約の結果は日本に取つては軍縮であるが、米國に取つては軍擴となるから、米國は世界の平和の爲めに軍備擴張をやることとなる。等しく國際平和の爲めといふ。而も一は軍備縮少を條件とし、他は軍備擴張を條件とする。必勝と必敗。この勢力對立に依つて獲らるゝ國際平和が祝福すべきならば、寧ろ我が國は軍備撤廢に向ふべきではないか。そこにこそ、永久の平和があらう。

以下進んで政府の辯明を點檢しよう。

第一、今回の協定は一九三六年末までの短期協定とされたりとの辯明、

此の辯明は實に滑稽な辯明である。若し協定内容が日本に有利のものであるならば、協定期間が長ければ長きほど歓迎すべきである。協定期間の短かきを誇りとすることは、協定事項が日本に不利なることを告白するものではないか。

第二、米國は同年末までに大型巡洋艦十五隻を完成するのみ、我は之に對して大巡七割以上を



有すとの辯明。

此の辯明は名義上の七割を以て日本を満足せしめ、而も實質を奪はんとする米國の奸策の提灯持ちの辯明に過ぎない。所謂名を棄て、實を取る米國の野心を是認する幣原外相は帝國の外務大官が米國々務卿なるかと問はざるを得ない。既に述べた如く、米國は協定期間内なる一九三三、三四、三五の各年一隻づゝの大巡を起工し得るを以て、協定期間満期頃には米の現有勢力十八隻十八萬噸對我が現有勢力十萬八千四百噸である。即ち日米の比率は十對六に外ならない。

第三、條約満期後日本は自由の主張をなし得べきを保留すとの辯明。

蓋し天下の辯明中此の辯明くらゐ振つたものはあるまい。期限付き協定なる以上は、期限後に當事者を拘束しないことは勿論である。而も條約満期後の發言と行動の自由は獨り日本だけの自由ではない。英米日三國共有の自由である。條約期限後日本に自由ありとは、短期協定なるが故に慶賀すべしとの辯明と同様、協約事項が日本に不利なることを實證するのみ。早く止めにした協約に確なものはない。當局の辯明は一日も早き保釋出獄を求むる未決囚の聲か、さなくば年期明けを指折り數ふる女郎の聲である。内閣は五年後を期待するが、現在日本が大巡及び潜水艦

に於て米國に對して絶對優勢を保ちながら三大原則を貫徹し得ざるに、一九三五年に開かるべき國際會議に於て、今日以上有利なる要求を貫徹し得る筈があるであらうか。「常に希望し得る者は幸なり」と詩人は夙に嘲笑して居る。

第四、三大原則を固持するときは會議は決裂し帝國は其の責任を負はざるべからずとの辯明。

對等國の國際會議であるからには意見が一致點を見出さねば、會議の決裂は止むを得ない。國防の最少限度が認められず、國防の危殆を生ずれば、會議參加の當初の目的と相反するから全權等は旗を卷いて歸るのが當然である。帝國々防の最少限度が蹂躪されつゝ、會議決裂を惧るゝが如きは、會議を法廷視する被告人の態度である。否、戦勝者に對する投降者の態度である。華府會議に於ても、佛國は潜水艦廢止問題で會議の決裂を賭して頑張り通した。大戦以來の歐洲各所の國際會議に於て、英佛伊三國の意見の不一致の爲め、會議は幾度か決裂した。壽府會議も、英米の衝突に依つて決裂した。倫敦會議が決裂したからとて日本一國の責任ではなく、三國共同の責任である。財部全權の如きは倫敦會議を「一個の戦争」であるといつたではないか。斯かる大言を吐きながら、決裂すれば日本の責任であると縮み上るは何事である。投降使財部の面目躍如

たりといはざるを得なく。

政府當局は會議決裂の結果米國との製艦競争に堪えないと宣傳するが、日英米三國中米國の製艦能力は最低位である。米國は英米協定に依る米國の保有量を完成するにさへ一九三六年十二月末までの日時を要する。假りに日米間の製艦競争が始まつたとしても、一九三六年以後のことに屬し、財部全權が倫敦協定を辯護して、「五年後のことを今から心配するに及ばぬ」とハルピンから放送した言葉と矛盾するではないか。又米國としては日本の比率を六割にすれば必勝の算が立つから、日米間に製艦競争が始まつたとしても、日本の二倍三倍の軍艦を造る筈はない。殊に潜水艦に就いては、製艦技能からいつても、軍人の意氣からいつても、日本の實力の半ばにも達し得まい。倫敦條約の結果、日本の得意とする潜水艦が制限されて、先方の得意とする航空機に於て競争をしなければならぬが、多額の經費を要するのみで我が國は不利計るべからざるものがある。

日本は近年國際會議を唯の一回も決裂させたことがない。之は世界に類のないことである。褒めていへば平和的といへようが、實は國際會議に臨む態度が常に弱腰で、先方の命令に唯々諾々、

平身低頭、之れ命之れ順ふが爲めで、國家の一大耻辱である。會議が決裂すれば日本が責任を負はねばならぬとは、判例專共謀の威嚇に會つて、ひたすら起訴猶豫を乞ふ卑屈な被告人の態度である。

第五、會議決裂せば主力艦代換建造の五ヶ年延期も行はれず、數億の國費節約の機會なしとの辯明。

此の點に就いては、既に本多熊太郎氏が明快に辯駁を加へて居るやうに、主力艦代換建造は締約國各自の權利であつて義務ではない。現に佛伊兩國の如きは代換建造は愚か、華府條約所定比率の範圍内に於ける權利たる主力艦建造をすら今尙ほ見合せて居る。米國もグロム島及び比島の防備が現状に止る限り、主力艦は對日作戰上第一次的重要を有せずとして一萬噸級大巡の大艦隊建造に銳意して居る。故に我が國が主力艦の代換を見合せたりとて、米國は必ずしも、主力艦充實に向ふとも限らない。我が國の主力艦代換の爲めの向ふ五ヶ年間數億圓の出資節約は、倫敦條約成否如何に拘はらず、帝國獨自の見地より果し得ないことはない。此の一點の考慮に依つて、三大原則中の重要なる二原則を讓つたとは、一個の詭辯に過ぎない。

第六、倫敦條約成立せば、帝國の極東に於ける優越の地位に對し、米國は從來以上の承認を與へ、且つ移民法を緩和すべしとの辯明。

辯明も之れ程出鱈目になると、欺偽罪を構成するものといはねばならぬ。米國大海軍建造の目的は其の積極的東洋政策、所謂ヘイ・ドクトリンを實現せんが爲めに、日本の海軍力に對して絶對優勢を保つにある。然らば米國の積極的東洋政策とは何であるかといへば、支那に對して機會均等、門戶開放主義を徹底することであつて、滿蒙に於ける帝國優越權を認めたまはらぬ石井ランシング協定を否認したのも、ヴェルサイユ條約に依つて認められた日本の山東に於ける勢力を打破したのも、米國の對東洋政策の現はれである。米國が此の國策を徹底する上に唯一の障礙たるものは日本の海軍力に外ならぬから、先づ日本に好餌を與へて、日本海軍力を減殺し、然る後に傍若無人の對東洋策を露骨に發揮せんとするのである。日本の海軍力一度減殺されれば、支那の滿鐵回收、旅大回收の尻押しをやつて、日本の勢力を大陸より驅逐することは火を視るよりも明かである。嘗て「重大なる結果」に文句を附けたのは、家康が「國家安康」なる文字に文句を附けたと等しく、此度の倫敦條約は大阪城の濠を埋めたことに當り、一九三六年以後の日本の運命は結

局豊臣秀頼の運命である。

若し夫れ移民法の改正云々と辯明するに至つては陋も亦甚だしい。假りに移民法が改正されたとて、百人前後の日本人が渡米出来るくらゐのもので、日本の國防の安固の何の代償たり得るか。殊に移民法の改正の如きは、大統領や國務卿の意志の如何とも爲し能はざるところであつて、要は米國上院の意向如何に係るものである。而して米國上院の意向が加州住民の意向を無視して日本に有利なる移民法の改正を爲し得るか、識者を待たずして知るべしである。要するに移民法の改正といひ、極東に於ける帝國の優越權の承認といひ、帝國の海軍力殺滅の爲めの好餌に過ぎない。釋放するから自由しろとの其筋の手に乗つて泥を吐き重刑に處せらるゝ被告人が倫敦會議に於ける憐むべき日本の象徴である。刑事被告人としても、智慧不足であり且つ度胸が足りない。

第七、財政經濟上此の際協定成立を好都合とすとの辯明。

之を要するに四分利附英貨公債二千四百萬磅借換に關するもので、倫敦條約が成立するとせざるとに依つて甚だしき相違はない。結局は國辱公債に終るべき運命のものである。現内閣の不用意なる舊平價金解禁の爲めの財政難や經濟難の跡仕末の爲めに、國防を犠牲に供することは斷じ

て許し難き罪惡である。而も倫敦協定成立しても、新國防計畫として航空機の大々的擴張を要し、財界建て直しの爲めの財源は殆んど得られないではないか。日本の大國としての強みは、陸海軍の充實にある。經濟的見地のみに踞踏して國防を無視したならば、日本の地位は俄然二等國に降り、對外信用も低下するを免れない。財界の立て直しは、國民士氣の振興と産業振興とに依るべきであつて、斷じて國防の大方針を動搖せしむべきではない。

要するに、遁辭は其の窮するところあるを知る。以上七項に亘る當局の辯明は曳かれ者の小唄に過ぎない。識者之を聽けば却つて益々倫敦條約を破棄すべしとの信念を固むるのみである。現に老大振はずといはれ、今や全く米國の下風に立つと見做るゝ英國に於てさへも、保守黨は敢然として立つて、英米對等の海軍力を規定する倫敦條約に反對した。日本唯一の野黨たる政友會には信念なく意氣なく、田中内閣當時政治上の罪惡が自黨を禍ひせるを反省せず、徒らに民政黨の總選舉戦の成功を羨やみ、自黨を有力ならしむるには民政黨の如く俗衆に媚びざるべからずとなし、軍備大減縮、軍部大臣文官制を主張する敗北主義者の標犬養木堂の指導に屈して、倫敦條約に對する賛否を明言せず、統帥權獨立に關して定見なく、軍部及び樞府の反對に依つて、現内閣

の倒壊する日の近からんこと希求するのみである。無耻無慚、誠に唾棄すべき陋態である。唯獨り軍部の強硬派のみ孤忠を守り、滔々たる敗北主義の濁流中に巖の如く聳え立つは、我々の大に意を強ふするに足るところである。戦へば必ず敗るゝは支那の兵隊であり、戦はずして先づ敗るは日本の外務省である。外務省は既に米國に屈した。若し軍部にして外務省に屈したならば、之れ日本の軍部までが、間接に米國に屈したこととなる。軍人が政治に關與することは本分に戻ることは勿論なるが、戦はずして米國に屈することは、決して帝國軍人の名譽でもなく、又本分でもなく。

## 五 統帥權の干犯

先に帝國全權が本國政府に米國の最後案に就いて訓請し來るや、我が濱口首相は、國防の責任者たる軍令部が到底此の案を承認し難きを察して、回訓案決定の閣議開催二時間前に加藤軍令部長に示したるのみにて、而も、軍令部長の強硬なる反對をも物ともせず、軍部大臣の臨席せざる——財部海相は倫敦にあり、宇垣陸相は病氣入院中——文官のみの閣議に於て、米國最後案に屈

服の意志を決定し、直ちに上奏の手續を取り四月一日在倫敦の全權に回訓したのである。而も政府は軍令部の承認を得ざりしことに對して、種々辯明を試み、軍令部の意見を参照せしとか、斟酌せしとか、尊重せしとか稱し、議會に於ける反對黨議員の質問に對しては、「國防のことは政府が議會に對して責任を負ふものなり」となし、國務大臣輔弼の責任は天皇の大權全體に及ぶものなるが如く明言し、兵馬の大權に對する補翼機關たる軍令部の存在を無視したるが如き言議を逞ふし、こゝに所謂統帥權干犯の重大事件を惹起するに至つた。

元來余一個人としては近年の内閣が甚だしく短命であつて、如何なる内閣も一貫した方針で國政を執ることが出來ざること、國家の不祥事之に過ぐるものなしと考ふるものであり、殊に現内閣の如きは絶對多數を背景にする近年珍らしき威力ある内閣であり、新聞紙其の他の輿論の支持も受け、實業家等の經濟の實際に關係する方面にも相當の信用あり、且つ官中大官等に氣受け良しと認めらる節あり、出來得るならば長く政局を擔當し、國難を打開せんことを希望せざるを得ない。然しながら、如何なる強力なる内閣であつても、日本の國格を無視する場合に於ては、朴烈問題に於ける若槻内閣、不戰條約問題に於ける田中内閣に對する如く、直ちに立つて之を糾

彈するは國民の神聖なる義務である。

元來統帥權の獨立なるものは、戰爭を基本として考察しなければならぬものである。勿論戰爭を中心として考へるといつても、一國の經濟財政状態を閑却し、國民思想の趨勢を無視して、偏狹なる軍事眼のみより國家を考察し、國力不相應の過大の軍備を備ふることは國家の不祥事であるに相違ないが、併し他面から考へると、國家として國防が充實せず、一朝有事の際敵國の爲めに擊破せらるゝ危険ある場合には、經濟が如何に充實し、思想が如何に進歩してゐても、決して世界の雄邦たることは出來ぬ。従つて國家としては種々の方面を顧慮しなければならぬが、戦へば必ず勝つだけの準備はなくてはならず、之が爲めには、國防の責任者は議會の監督、干涉を離れて、戰勝を獲得する爲め、獨立の活動を爲す必要がある。宣戰の大權も統帥の大權も敢て議會の干涉監督を待たざる所以また實に茲に存する。此等の大權に對しては、議會中心政治の毫末の侵入を許すべきではない。或は大權事項を國務大臣輔弼の範圍内に置いたからとて敢て之を議會の監督下に置かんとするものでないといふかも知れぬが、政黨内閣であり、責任内閣である以上は、國務大臣は議會の監督を要すとなし、従つて此の監督の範圍は大臣輔弼の全範圍を覆ふこと

となる。さなくば、民政黨の議會中心政治の徹底は何の意義をも爲すまい。我々は民政黨が議會中心政治などを振り廻せばこそ、益々統帥權の獨立を主張すべき必要を感じるので、此の問題發生を機會として、民政黨の國格無視の危險思想を打破すべき必要を痛感する。一體全體買収と干渉とに依つて獲るやうな多數黨を基礎にする政黨内閣などに、兵馬の大權が補弼せられて、國民が承知すると考へ得るか。

歐洲大戰當時の獨逸の名將ヒンデンブルヒ元帥やルーデンドルフ將軍の回顧録を讀んで見ても、議會が統帥權を侵害し、戦績を甚だしく不良ならしめたことを憤慨して居る。殊に佛蘭西に於ては、憲法上統帥權の獨立がない爲めに、軍最高司令部は常に政黨者流の干渉を受け、西部戦場の戦績極めて不良であつたが爲めに、一九一七年十一月之が議會の問題となり、議員等は、獨逸の統帥權獨立の優秀なるを推賞するに至り、聯合國軍統帥の改善を叫ぶに至つた。佛のフォツシエ將軍の一九一八年の對獨軍戦勝は統帥權の威力が高められた結果である。此の當時英國に於ては自國軍隊の傳統まで無視して、フォッシュ將軍に最高統帥の權を認めたのである。殊に戦後に於ては英國陸軍委員より「英帝國參謀本部は之を陸軍省より分離して軍政實行の責任より超越せしめ

るの時機到達した」と建議するに至つた。従つて現内閣が統帥權の獨立を侵害したことは戦争の性質上由々しき大事である。

然るに、内閣の失態に就いて、急進思想の學者から種々の議論が出た。第一は統帥權の獨立は憲政上多年の痼であるから、此の際斷乎として之を切開する必要があるとなし、日本の統帥權獨立の規定は舊プロシヤの模倣であるとの理由より、之を改正して統帥權も大臣補弼の範圍内に入るべしとの主張である。余の親友たる新政治學博士五來素川及び等しく余の親友たる早大教授中野登英雄の兩君の如きは蓋し以上の主張の代表者である。第二は憲法第十一條と第十二條とを校別せしめ、第十一條規定の統帥權を極めて狹義に解釋して之が獨立を承認し、第十二條の軍の編制及び兵額の規定は主として責任大臣の補翼に依るものとなし、國防責任者の意見は單に参考に止め、最高決定權は内閣にあると主張するものである。此の説の代表者は美濃部博士であつて、現内閣の解釋も畢竟之に歸着する。

第一の論は統帥權の獨立は近代的でないから之を廢すべしとなすに對して、第二の論は統帥權の獨立を名義上承認して、實質的に承認しないものである。右二種の議論の外に、第三の最も奇

拔なる議論がある。之は去る五月廿五日の東朝の論説欄に現はれたもので、軍令部が倫敦條約規定の兵力量に反對するのは「軍令部が條約大權を干犯し、豫算編成の政府の權能と、豫算協賛の議會の權限を干犯せんとせるものである」といふ物凄い逆撃論である。

従つて統帥權干犯問題を根本的に解釋せんとするには、此の機會に現はれた各種の憲法論を一應検討してかゝらねばならぬ。

## 六 統帥權論の種々

先づ第一型の統帥權論から検討する。中野教授は統帥權發動の二種の型を認め、一は元首が統帥權を行施するに當つて必ず國務大臣の補助、或る場合に於ては副署を必要とするもの、他は元首が統帥權を行施するに當り、國務大臣の一切の權限から離れ、元首に直屬する帷幄機關の補翼の下に直接元首に依つて行はるゝものであるとなし、前者は狹義の立憲的統帥組織と稱すべく、後者は統帥權分立の組織と稱すべしとなして居る。中野君に従へば、第二型は憲法發達の傾向よりせば異例に屬すべきもので、戦前の獨逸諸國は其の適例である。日本の現在の組織も第二型に

該當するもので舊ドイツ流憲法の影響が残存して居る。而して統帥權獨立は成文憲法制定前の、寧ろ非憲的な主權の權能であるから、憲法の條文に依つて統帥權と一般國務との關係を合法的に融和せしめることは出来ない。斯く論じて、中野君は兵權獨立の組織は議會政治制の君主國に於ては存立せしめ能はざるものであるから、我が國の憲政の發達の爲めに、組織の適當なる改正が行はれんことを主張して居る。

以上中野君の所説を吟味するに、統帥權獨立が憲法以前に成立を有するものであり、憲法の規定と兩立し難いと主張するのは、憲法第五十五條の大臣補助の範圍を極めて廣汎に解するとせば、一理があらう。更に憲法第十一條と第十二條との關係に就いても種々解釋の餘地はある。殊に憲法第十二條の軍の編制及び兵額の決定に就いて責任大臣の補翼と帷幄機關の補翼とが如何なる關係に立つべきか、法文上の解釋としては頗る困難が伴ふ。併しながら中野君が統帥權の獨立と憲法の章條とが融和し難き場合ある事より、二者を氷炭相容れざるが如く説くは誤りである。斯かる解釋は日本の憲法を餘りに議會政治主義的に解釋する必然の結論である。而して此の解釋の基礎はいふまでもな

く第五十五條を極端に廣義に解することにある。併し日本は立憲君主國であるが、決して議會政治主義の立憲國ではない。宣戰、媾和、條約の締結、軍の統帥、軍の編制、兵額の設定等の大問題は何れも議會の干渉を離れて居る。唯以上の問題が議會に交渉を持つのは豫算關係を通じてである。従つて、中野君の所説は立憲政治は議會政治ならざるべからずとの主觀的見地より、統帥權獨立と憲法の規定との矛盾を過大視するものである。次に中野君はプロシヤ制度の我が國に對する影響を指摘するが、之は條文規定の形式上の影響に過ぎざるもので、兵馬の大權は天皇の親しく總攬することは建國の精神でもあり、明治維新の眼目でもある。最後に中野君は統帥權の獨立を否認すべく憲法改正を要求して居るが、余は今日の議會政治に信頼を置く能はざる一人であるから、統帥權を議會の監督の下に置かんとする主張には絶對反對せざるを得ない。

次に五來素川君もまた五月八日及び三十日の二日に亘つて統帥權獨立の危險性に就いて述べて居る。五來君は述べて居る。統帥權を大臣補弼の責任外に置くことはプロシヤ軍國主義の現はれであり、殊に鐵血宰相ビスマルクの飽くまで執つて動かなかつた實行綱領でもあり、而してプロシヤは之に依つて煥佛二國に勝つて全獨逸を統一することを得たが、歐洲大戰の結果獨逸の戰敗

と共にカイザーは帝位を去らざるを得ざるに至つた。従つて統帥權獨立は獨逸を興隆せしむると共に、帝位に禍ひした。故に我が皇運を不朽ならしめんと欲せば、大臣補弼の範圍を擴大して統帥權をも包容せしめなければならぬと。即ち五來君も統帥權獨立の否認の要求に於て中野君と一致するが、而も中野君が議會中心政治の徹底の爲めに之を主張すると異なり、五來君は我が皇運を不朽ならしめん爲めに之を主張する。五來君の議論は老巧であり、老婆親切とも見ゆるが、結果に於ては、議會中心政治を確立することになる。

五來君の所説を點檢すると、一面に獨逸皇室の没落の事情を誤解し、他面に日本の皇室と國家との關係を誤解して居る。結局同君の統帥權獨立否認の主張は二重の誤解を基礎とするものである。獨逸が歐洲大戰に戰敗せる爲めに獨逸帝政が終を告げたのは決して統帥權獨立の爲めではない。元來プロシヤ王が獨逸皇帝となつたのは戰勝に依つたものであるから、戰敗と共に帝位を喪ふのは當然である。所謂劍に依つて興る者は劍に依つて滅びる。殊に戰敗後の獨逸皇室の没落は、獨系移民の多數を自國內に包有する米國大統領ソイルソンが、獨系移民に顧慮しつゝ、米國は獨逸民衆を敵として戰ふものではなく、獨逸軍國主義及び獨逸カイザー主義を敵として戰ふものな



りと宣傳し、獨逸皇室と獨逸民衆とを離反せしめんとし、更に時の英國首相ロイド・チョーヂがカイザーを死刑に處すべしと國民に誓ひ敵愾心を鼓吹したる爲め、獨逸社會黨員を中心とする一部民衆はカイザーを退位せしめ、帝政さへ廢棄するならば、聯合國は對獨媾和條件を緩和すべしと誤想せる爲めである。決して統帥權の獨立の爲めに獨逸皇室が没落したのではない。若し統帥權獨立が獨逸皇室に禍ひしたならば、戰時中議會の干渉を最少限たらしめんと努力したる獨逸軍の首腦者ヒンデルブルヒ元帥が今日重望を荷ひて大統領たり得べき筈はない。

若し夫れ我が國の統帥權の獨立を否認し、之に依つて戰敗時の場合にも皇室を安泰たらしめんとするに至つては、日本の皇室と國格とを察せざる取り越し苦勞である。龜山上皇の例に見らるゝ如く、身を以て國難に當らんとするが我が皇室の傳統である。君國一體二者運命を共にするが、我國の美風である。祖國戰に敗れて皇室のみ安泰ならんことを求むるは無用の配慮である。我々は統帥權の獨立なき場合、内閣が俗人氣に媚びて國防を怠り、敵國の凌辱を受け、國家と皇室とを二つながら危殆ならしめんことを恐るゝものである。五來君の皇室論を提げて統帥權獨立に論及するは、鬼面人を嚇す老獪の論である。

以上余は統帥權獨立を非とする所説を検討したが、進んで統帥權を極めて狹義に解し、之を認むるも單に名義的のものに過ぎず、實質に於て之を否認すると同様なる美濃部博士の所説を検討しなければならぬ。

上杉博士去つての後は美濃部博士は憲法理論の唯一權威者の如く看做され居るが、博士の思想の根柢をなす國家學上の國家主權論天皇××論と政治學上の民本主義の主張は、よし理論其物としては傾聴に値する點あるにせよ、國家の現實に關する重大問題に就いては、多くは無用であるか、さなくば有害である。國家に重大問題發生すれば、必ず博士の論議が現はれるが、問題の解決は常に博士の主張の正反對である。博士は醫師ならば、試験管博士の優なるものであるが、到底臨床學の大家ではない。現内閣の主治醫としては寧ろ命取りの藪醫である。

博士の所説は五月三日の「東京朝日」所載の「海軍條約の成立と統帥權の限界」と題する論文、及び「改造」六月號所載の「我が國法に於ける軍部と政府との關係」と題する論文に依つて知ることが出来る。博士はいふ。憲法の規定からは、第五十五條に依ると天皇の一切の大權に就いて國務大臣が補弼の責任に任すべきものとせられ居るから、統帥大權も編制大權も等しく國務大臣

の責任に屬するものゝようであるが、憲法の正しい解釋は單に規定の文字の上からは得られず、歴史と條理とに依つて文字の足らざるところを補ふ必要があると。而して博士は統帥大權が一般國務上の大權とは異なり、一般の國務に就いては國務大臣が補弼の責に任ずるに反して、統帥大權に就いては、國務大臣は其の責に任せず、所謂帷幄の大令に屬するものとせられ、憲法第五十五條の規定は統帥大權には適用せられないとするのが、一般に承認せられたる原則であるといつて居る。併しながら統帥大權の限界如何は頗る不明瞭であるから、之に就いて博士は帷幄の大權は憲法第十一條の陸海軍統帥の大權にのみ限らるゝもので、決して第十二條の陸海軍編則の大權に及ばざるものであるとなし、更に博士は帷幄の大權とは大元帥陛下の大權で、國の元首としての大權ではないとして、天皇に二つの資格を分つて居る。而して博士は憲法第十一條と第十二條とを峻別せる見地より、第十一條の統帥大權は第十二條の編制大權と全然異なるものとなし、國軍を作ることとは國家の意志に依つて決定するもので、之は大臣補弼の範圍内にあるもので、統帥大權は國家が國軍を作つて後に作用するもので、其獨立には自から限界があるとなして居る。博士は更に統帥權の獨立を大學自治及び司法權の獨立に比し、大學を作ること自體、裁判所の構成

を定むること自體が、大學の權能や司法部の權能ではないと論じて居る。加之、博士は國際條約を締結することは、憲法第十三條に依り、國の元首としての天皇の大權に屬するもので素より帷幄の大權に屬するものではないから、よし條約の内容が戰爭の遂行即ち用兵作戰の事に關する場合でも、條約が締結せられたる上は、——博士よ記憶せよ、條約の調印と批准とは異なり、條約は未だ成立せざることを——陸海軍は之に依つて拘束せられ、軍部がよし不服であつても、條約の效力を妨ぐるものではないと主張して居る。博士は進んで編制大權も統帥大權と同様帷幄の大權に屬すとなすことは誤まりであり、且つ編制大權を以て帷幄と政府との共同事項となし、双方の同意がなければ決することが出来ないとなす事も、憲法上到底維持し得ないと主張して居る。最後に博士は「要するに統帥權の限界を限定することは困難であるにしても、少くとも軍の編制殊に兵力量を定むることは、統帥權の範圍外に在り、内閣のみがその責任を負擔するものであり、議會が之を監督し得べきものであることは、更に疑ひを容れないところである」と論結して居る。博士の論文は我が國に現存する憲法の法文解釋をやるのだから、憲法改正の意見を述べるのだから性質の知れざるものであり、従つて文意極めて不明瞭である。博士の論文の性質は自己の憲法改

正の底意と合致する憲法の條文を引用して自家藥籠中のものとなすもので、憲法の客觀的解釋ではない。余は博士の論文に對してこゝに詳細なる理論的批判を試みる餘裕を有しないが、主要なる二三點を批判して、博士の所説が統帥權問題の闡明に寸毫の意義なく、博士の邪説の宣傳に過ぎないことを明かにしよう。

第一に博士は憲法第十一條と第十二條とを峻別せるに於て誤まつて居る。博士の以上の區別の根據は統帥大權と編制大權とを峻別することにあるが、二者は國防の根本義に於て密接な關係を持つて居る。唯憲法が用兵作戰に就いて帷幄機關のみに補翼せしめるに對して軍編制と兵力量の決定に就いては帷幄と政府とをして共に補翼せしむるは、兵力の決定が外交經濟の實情、殊に政府の豫算編制に關係あるが爲めである。勿論第十二條は第十一條の派生であるとなし、之をも統帥權の範圍なりと主張し、飽くまで其の獨立を主張し、議會の容喙を容さぬとなると、ピスマルクの如く、軍備擴張の爲めの軍事費豫算を下院に提出せず、上院のみの決議で可決することゝもならう。併し、博士の主張の如く軍編制と兵力量の決定とに就いては必ずしも軍部の承認を要せずとは暴論である。伊藤公の憲法義解にさへ「責任大臣の輔翼によるといへども又帷幄の軍令

と均く至尊の大權に屬すべくして決して議會の干渉を須たさるべきなり」と解釋してあるではないか。殊に軍備の擴張の場合とは異なり、今度の場合は大正十二年大正天皇御親臨の下に最高軍事會議で定めた國防計畫の變更であり、縮少である。之に軍部の同意を要せずとは何事である。現に若槻全權の携へ行つた最小限度の要求は軍部及び政府の協議に成つたものではないか。回訓案作成の場合、此の最小限度を變更するに政府の獨斷にて可なりとは不道理である。第十二條は帷幄機關と政府との共管事項たることは毫も疑ふ餘地はない。二者の一致なくして倫敦條約に調印したことは、明かに憲法の精神に背反する。第十二條が軍編制及び兵額決定を帷幄機關と政府との共管事項と認められるが故にこそ、軍部大臣武官制が絶對に必要となるのである。従つて軍部大臣文官制の要求も憲法に背反する。博士は文官制の主張者であるから、第十二條を障害と認めて、之を政府の專管事項と妄斷するのである。博士が軍編制及び兵力量の決定に就いて「内閣のみが其の責任を負担するものである」との暴論は、憲法第五十五條の規定以外何を根據として生ずるのであるか。

第二に博士は統帥權を餘りに狹義に解し、其の獨立を輕視することに於て誤まつて居る。博士

は統帥権の獨立を大學自治及び司法權の獨立に比較して居る。大學は博士の申す通り國家の作る  
 ところであり、自治は夫れ以後のものである。併し、博士に問ふが大學に豫算編成權なきを奇貨  
 として、大學の豫算の大々的削減や講座の半減を命じて大學の機能が果せると思ふか、殊に、大  
 學の大々的整理案を整理の二時間前に大學總長に提示して直ちに整理に着手した場合博士及びそ  
 の同僚は何と考へる。司法權の獨立といふも、官吏一割減俸であれだけの噪ぎを起したではない  
 か。大學教授も政府が減俸と淘汰を自由にやつた場合果してストライキをやらぬであらうか。我  
 が海軍當局が華府會議以來銳意其の海軍力の充實を計り來つたのに、一朝にして軟弱なる幣原外  
 交の爲めに、必敗の形勢に陥されて、而も政府に默從せよとは、餘りに我が忠勇なる海軍當局を  
 愚弄するものである。博士は大局の解らぬ軍人に兵額を定めしめてはならぬといふが、軍人には  
 外交官や學者より大局が解つた者がある。現に軍人の内からは桂太郎、加藤友三郎等の卓越せる  
 首相級の政治家が出たが、外交畑からは首相として及第せる者は故加藤伯一人のみである。而も  
 其の加藤伯は華府會議にすら反對したではないか。殊に學者には大局の解る大人物はゐない。學  
 者出身の議員の粒の悪さ可減を見よ。大學の擴張縮少は學者では解らぬから大局の解つた政治家

が勝手にやるべきであり、大學自治は其の範圍内でやれとの議論が出たとせよ。借問す、美濃部  
 博士は唯々諾々たるであらうか。

第三に、博士は條約締結は天皇の大權であるから、軍部が條約内容に兵力量の問題が存すると  
 して、條約締結に反對するは不可なりとするが、之れまた大に誤まつて居る。斯かる所説に接す  
 ると博士の頭腦の健全を疑はざるを得ない。元來國際條約は主權者の批准を以て成立するもので  
 調印は政府の責任に於て爲す一過程に過ぎない。従つて陛下が樞府に御諮詢ありて樞府審議の結  
 果始めて御批准さるゝものである。従つて政府の調印せる條約は必ずしも凡てが批准さるゝとは  
 限らない。此は各國其の例に乏しからざるところで、米國上院がヴィルサイユ條約を拒否せるが  
 如き、最も著しき例である。我が國も調印済みの條約を拒否した先例もある。従つて現内閣が調  
 印した倫敦條約に軍令部が反對したりとて決して條約締結の大權を干犯するものではない、御批  
 准後の條約に對し軍部の反對することの不當なるはいふまでもない。

最後に博士は軍部大臣文官制の利を説くが、現在の政黨人の如き不信用なる者に、軍部大臣の  
 地位を與ふることは、國軍の士氣を阻喪せしめ、文武官の杆格の端を啓く恐れなしとしない。殊

に我が國に於ては近き將來無産黨が政民兩黨間に立ちてカスチング、ヴォートを握り、軍備の多々の縮少を以て内閣を威嚇することあるに相違なく、軍部大臣官制を採用する内閣が、國家悠久の生命を忘れて、内閣存続の爲めに無産黨の要求を容るゝことあらば、祖國の先途は暗黒である。

## 七 結 論

之を要するに今回の倫敦條約は我が海軍力を著しく減殺せしめ、明治の宏渙たる我が國の大陸政策の遂行を不可能ならしむるものにして、我々は幣原外交の軟弱なるに憤慨せざるを得ない。殊に濱口首相自から議會に於て國防に就ては政府が議會に責任を負ふと明言し、帷幄機關の存在を無視すが如き言議を逞ふし、民主々義的傾向ある學者及び言論機關の統帥權の獨立を否認し又は兵力量の決定には帷幄機關の承認を要せずとの暴論を歓迎し、國防を危険ならしめたる政治的罪惡に加ふるに、統帥干犯の大罪を以てしたるは現内閣の一大責任である。元來用兵作戰は軍編制及び兵額決定と不離の關係を有し、二者を分離する時は國防の實を擧ぐることが出来ない。若

し用兵作戰のみを帷幄機關の自由に委し、兵額決定には帷幄機關に一片の通告を以て足れりとするが如きは、統帥權獨立の空名を存して其の實質を奪ひ去るものといはねばならぬ。されば我々は統帥權の實質的確立の爲めに兵力量の決定には帷幄機關の承認を要すとの原則を維持し、政府と帷幄との緊密なる關係を失はざらんが爲めに、其の楔子たるべき軍部大臣は飽くまで武官たならなければならぬことを力説せんと欲する。若し之に反して軍編成及び兵額決定に就いて參謀總長と軍令部長の承認を必要とせずとの新慣例成立せば、用兵作戰の自由は其の意義を喪ひ、統帥權の獨立は其の實質に於て干犯せらるゝこととなるであらう。余は天下同憂の士憤起して、國防を無視し統帥權を干犯して顧みざる現内閣の責任を糾弾せんことを要求する。

(附記、本文を草するに當り政教社、海軍々縮國民同盟の諸出版物及び本多熊太郎氏諸論文に負ふところ多し) (昭和五年六月稿『祖國』所載)

## 黨人國を紊る

政治的疑獄の頻發、短命内閣の續出は、英國流の政黨政治が國情に適應することを實證するものである。英國流政黨政治は英國自體に於てさへ行き詰りの態である。今日行政部に威力があつて、政治に永續性のある國といへば、米國、イタリイ及びロシアに外ならぬ。此等三國の政治の形態は、英國の夫れとは可なりに相違して居る。従つて、政局安定、政治的能率の見地からは、英國流政黨政治は再吟味、再批判の對象たらねばならぬ。

然るに、現内閣は日本の憲政の理想を英國流政黨に置き、憲政の進歩は、民政黨の名稱の示す如く、議會中心政治の徹底にありと妄想して居る。濱口首相、幣原外相が法制通の江木鐵相と擬議して、軍令部一致の意見を蹂躪して、若槻全權に米國最後案に屈服の回訓案を發送したのも、首相が去る議會に於て「國防のことは政府が議會に責任を負ふ」と放言したのも、外相が「本條約は帝國々防の安全度を高めた」とか、「帝國々防の安全が破壊されたなどは極端なる悲觀論

である」などと、言ひ張るのも、議會中心政治の興廢此の一舉にありとの確き信條から生ずるのである。

併しながら、議會中心政治といふからには、天皇の一切の大權に對して、政府をして補弱の最高責任者たらしめ、而して政府は補弱の範圍内のものならば、如何なる大權事項に就いても、議會の監督干渉を承認し議會に對して責任を負はねばならぬこととなる。斯くして、政府は一面天皇に對して責任を負ふと共に、議會に對して責任を負はねばならぬこととなる。而して政府兩面の責任が完全に一致するが爲めには、天皇の御意志は常に議會の意志——干渉か買収かに依る多數者の意志であつても——と一致することを豫定しなければならぬ。

ところが、現在の議會の多數黨の意志の如きは、天皇の御意志の如く尊重し得られるであらうか。現に反對黨は議場に於て暴力に訴へても政府與黨たる多數黨の意志に反抗を試みて居る。田中内閣の時でも、濱口内閣の時でも、此の點に何の變りもない。然るに、黨派根性を超越した健全なる國民がどうして議會の多數黨の意志を、天皇の御意志なりとして之に對して忠誠を寄せることが出來よう。鈴木の干渉力や安達を買収力でかち獲た多數黨の意志を尊重せよなどは、

心ある國民を與黨の院外團扱ひにするのもので、増長も程がある。

殊に長くも軍人に對して、陛下に對すると同様に、忠誠を誓へとは、黨人の身の程知らぬ言ひ分である。實彈では參つて了ふて、懲しめにはならぬから、空砲でもぶつ放して腰でも抜かしてやつてもよいくらいである。然るに、濱口、財部、幣原の一黨は、憲法第五十五條を最高義に解釋し、大臣輔弼の範圍を至尊の大権の全體に及ぼし、更に議會の監督干涉の範圍を大臣輔弼の全範圍に及ぼし、議會を實質上の主權となし、之に帝國軍人までが忠誠を誓ふべきものだと考へて居るが、此んな考へは單に陽氣の加減と見逃せまい。

何といはうと、現在日本で一番腐敗して鼻持ちならぬものは政黨屋であり、一番健全なものは判檢事、軍人である。一番健全な者に對して一番腐敗して居る者に敬意を拂へとは、正氣の沙汰といへるであらうか。市ヶ谷と日比谷とを往復する人々までが集まつて、亂闘劇を繰り返す日比谷座に敬意を拂へといふならば、寧ろ市ヶ谷の刑務所前を通るに脱帽せよといふ方が直截簡明である。一度議會を包圍して會期中全議員を懺詰にでもしなければ、性癡りもあるまいと思はれる連中のヒヤ／＼、ノ／＼に最高權威を認めるならば、上野動物園の走獸鳴禽にも相適の權威を

認めねばなるまい。

勿論理屈屋の間屋といはるゝ民政黨である。日頃の議會中心政治では通りが悪いからとあつて、統帥權の獨立は尊重して居る、決して之を干犯しないと辯明する智慧者はないではない。彼等の辯明によると、憲法第十一條は天皇の統帥權の規定であり、事は用兵作戰に關するものであるが、軍令部の反對を無視して、米國最後案を承認したからとて、統帥權の獨立は毫も干犯したことはならぬ。而して憲法第十二條は第十一條と無關係なもので、軍の編制と兵額の決定に關するもので、之は素より天皇の大権には屬するが、先の用兵作戰に關する統帥權とは異なり、編制權に外ならぬもので、編制と兵額の決定は政府の豫算編制權と議會の豫算協賛權とに顧みて、一般國務と同様國務大臣の補弼に待つもので、必ずしも帷幄機關の承認を要せざるものである。

併し此の辯明は第十一條と第十二條とを餘りに分離して考ふる誤謬を基礎として居る。用兵作戰といひ軍編制及び兵額決定といひ、何れも國防に關するもので、陛下の兵馬の大権に屬するものであつて、二者を截然峻別することは許されない。唯用兵作戰は政府及び會議の干涉を許さざるに反して、軍編制及び兵額の決定は豫算に關係があるから、帷幄機關の補弼のみでは不充分で

あるから、政府の協力を要するのである。後者を純然たる國務として政府のみの獨斷專行に委することは、用兵作戰を不可能ならしめ、統帥權獨立の意義を喪はしめる。

従つて、濱口内閣が軍令部の意向を無視して、軍編成及び兵額の増減に關係ある條約に調印せしめたことは、第十二條の規定に照して明かに違憲である。されば、倫敦に於て財部海相が文官たる若槻全權や内閣の強要に屈して條約に調印しながら、將來非公式の海軍々事參議會の「兵額の決定に就いては政府及び軍部の協調を要す」との決議に賛成したるは、國防の本質に眼醒めた當然の態度といへる。

元來現在の海軍計畫は大正十二年大正天皇御親臨の下に最高軍事會議で決定せるものであり、若槻全權が倫敦に出發するに當つても、所謂最小限度としての要求は、政府軍部一致の見解に基づくものであつた。然るに政府及び軍部の合議に依つて定めた要求を變更するに當つて、軍部の賛成を必要とせずとの政府側の見解は、普通の常識からいつても、承認出來ない不信誼の沙汰であらねばならぬ。政府が事實に於て國防當局を無視し、少くとも蔑視したことは、軍部の權威を害し、軍人の士氣を害したる點に於て、重大なる罪障といはねばならぬ。僕は内閣の一つや二つ

は倒れても、國防の充實、軍部の威信、將卒の士風を擁護することを、國民の最高義務と認めねばならぬ。

然るに、財部海相は政府側と軍部との意志の疏通を計るべき重大なる責任の地位にありながら、此の責任を果すことを得ず、或は政府の手先たるが如く、或は軍部の代表者なるが如く、其の節を二三にして其の地位を汚辱しつゝある。彼は山本伯、牧野内府、齋藤朝鮮總督等薩派系有力者の後援を頼み、一政黨の手先となつて、無謀の非常手段を執つて、其の進退兩難の困難なる境遇を脱却せんとしつゝあるが如くであるが、此は海軍將卒の士氣の點から見て、誠に遺憾の上ない。

萬事を國家本位に考ふる者の眼から見れば、動もすれば、政黨色を帯びんとする海相の一人くらははどうでもよい、國防の第一戦に立つ軍令部始め實戰派の有力者をして、國防に懸念を懐かしめ、士氣を阻喪せしむることを重大案件として深憂せざるを得ない。然るに、海相財部は飽くまで其の地位に晏然として、却つて軍令部の首脳部に手を下さんとするが如く、昨夕々刊の報する如くんば、武士の典型として海軍部内に重望を負ふ末次軍令部次長を其の硬論の故を以て、暗



打的に敵首し、更に加藤軍令部長の首にまで毒手を延べんとするが如くである。

濱口内閣の其の政治的信條たる議會中心政治を大權事項にまで徹底せしめんとして、自から墓穴を掘りつゝある。末次軍令部次長の敵首は墓穴の完成を意味する。國格に背反する者の迫るべき運命といはねばならぬ。

然るに、民政黨の一年生議員より成る第一線黨は軍閥打破などを叫んで政權維持の悲鳴を揚げて居る。民政系學者及び論客は洋々海の老將軍の日清、日露の二大戦役に於ける功勞を忘れたるが如く、只禿頭とか老骨とか悪罵して居る。水野廣徳の「東朝」投書欄の短文の如き、嘗て海軍にも斯様な無禮者がゐたかと憤慨せしむるものがある。唯、幸ひ、前獨逸大使本多熊太郎氏、頭山翁、黒龍會同人、政教社同人、殊に平田晋策氏が此の國防の危機に際して、國防の重大を提唱して、輕佻なる俗論を警醒しつゝあるは、國家の前途の爲め、大に慶賀せざるを得ない。(昭和

五年六月稿「祖國」所載)

## 憲政常道論排撃

## 政黨政治の斷末魔

殺人的不景氣の襲來！ 人員淘汰、減給、賞與減、失業學士の大量生産、中小商工業者の急速度的轉落、鐘紡温情帝國の大動搖、最左翼勞農黨指令下の市電従業員一萬の大罷業、記録面三十五萬實數八十萬餘の失業洪水、一萬五千の階級闘争絶叫のメーデー示威、大山勞農黨首の共產黨擡頭の議政壇上の豫言、モップル運動の赤化學生の潜行的飛躍、三・一五事件の驚魂駭目的曝露、何誰警官の頻々たる殉職、赤色テロに對抗すべき警官の短銃武裝、更に「〇〇〇〇〇」の戦慄すべき宣傳ビラの散布——正に、山雨來らんとして風樓に滿つる陰慘なる光景ではないか。通り魔の如く街頭に隠顯出沒する赤化分子、濱口内閣をファクタ内閣視して機に乗せんとする日本ファスチスト系の幾團とは、第六感所有者の意識面には鮮明に現像せられてゐる筈である。

議會を賭場とし一六勝負を事とする政民兩黨よ！ 將に起らんとする院外の鯨波の聲に耳聾せんとするのか。識者は豫言するに先だつて豫感する。大聲既に僮耳に入らず、無聲の聲、聲之より大なるはなし。未發に先だつて無聲の大聲を聽き得る者ならでは、大事到來して後に周章狼狽するのみである。

此の未曾有の難局——難局を難局として意識せざる支配階級あるが爲めの、未曾有の難局を前に、愚問と愚答を交す政民兩黨は、死の瞬間まで自身に加へらるゝ殘虐に異常の快感を覺ゆるマソヒストにも比すべきである。勿論難局は日本特有のものではない。現代の經濟組織其物の缺陷に基づく生産の過剩と購買力の不足との矛盾に依る不景氣は世界的である。幾多の哲學者は夙に社會進化が必ずしも人類の幸福と並行せずと思惟した。厭世哲學者ハルトマンは進歩と幸福との矛盾を欲望の増進と之を充實する能力の缺乏との不調和に求め、此の事實を厭世觀の根據とした。英國の思想家ラッセルは、中世の特長を秩序と安定に、近世の特長を此等の二つを犠牲にせる進歩と不安とに認めた。佛國の哲學者ベルグソンもまた、生命の過去に調和はあつたが、生命の將來は分裂と衝突にあると觀じた。従つて、矛盾、撞着、不安、混亂は、或る意味に於て、現代の

特長であつて、現代日本の獨占ではない。

併し、近代世相の不安は、よし全然之を除去することを得なくとも、専門家の知能を動員することに依つて、其の由來を認識し、更に此の知能を事實化する行政の手腕に依つて、其の不安を輕減し、又は艾除することが出来る。専門的知能と統一的行政との合力を外にしては、矛盾と不安と混沌とに對する對策はあり得る筈はない。然るに、我が國の政黨政治の現狀は専門的知能と統一的行政との合力を離脱すること餘りに甚だしく、専門的知能よりも無責任なる新聞の俗論に迎合し、行政の各機關を互に相殺せしめて、現代の不安を一層深刻化し、著しき政治的無力を曝露しつゝある。政黨政治は斯くして斷末魔に近づいて居る。政黨政治の崩解と共に、一の新らしき社會秩序が生れ來るか、或は現代の社會を壊滅に導くか、我等の重大なる關心事であるが、こゝには、問題を限つて、未曾有の難局を前にして、政黨政治が、如何に無力のまゝに、佇立しつゝあるかを指摘するに止める。

## 二

我が國の政黨政治の破綻は近年に於ける短命内閣の頻出が何よりの證據である。一の政黨を基礎とする内閣が出来る。直ちに議會を解散して、干渉と買収とに依つて與黨の多數を造る。多數黨を基礎とする内閣は、野黨反對を物ともせず、勝手悪き質問に遇へば、或は顧みて他を言ひ、或は「答辯の限りに非ず」と答辯を廻避し、更に與黨議員をして質問打ち切りの動議を提出せしめ、野黨議員は演壇の周圍に殺到して、こゝに議會名物の亂闘劇を展開し、結局與黨の多數を以て横車を押し、多數黨の威力は遺憾なく發揮される。田中前内閣然り。濱口現内閣また然り。

併し、夫れは衆議院だけのことである。難關は貴族院にあり、更に樞密院にある。内閣の鬼門は一個所ではない。表鬼門と裏鬼門との二個所がある。此等の鬼門は力づくでは通れない。諒解と叩頭とが唯一の戰術である。此の戰術の前には皇室中心主義も議會中心政治もない。また素より「強く正しく明るき」政治もない。姑小姑の御機嫌取りに、主義も政策もあつたものではない。貴族院は何事にも一言なかざるべからざる一言居士の巢窟である。樞密院は家風家憲に合はざる者は出て行けといふ氣むづかし屋の隱居揃ひである。貴族院と樞密院とは解散の威嚇もきかず、質問打ち切りの横車も押せない。こゝでは絶對多數の威力は鐵船に衝突する泥舟の威力である。

田中の押し強さも、濱口の莊重なる態度も、一味平等である。樞密院又は貴族院の逆鱗に觸るれば、如何なる多數黨を背景にする内閣も、鎧袖一觸である。

我が國最近の憲政史は、樞密院の内閣倒壊史と政府の選挙干渉投票買収史に外ならぬ。見戲に類する普選制の如き、投票買収費の増額以外に何の意義もない。若し婦選が實施せられたならば一票の單價が同一なる限り、候補者の選挙費用の増額を結果するのみである、斯くして、制限選挙制より男性普選制へ、男性普選制より兩性普選制への憲政進化史は、選挙費の増額史であり、政治罪惡の發達史である。

然り、日本の政黨は罪惡の結晶である。政府與黨は常に干渉と買収とに依つて獲たる多數黨であり、反對黨は如何なる問題をも倒閣の具として利用し、貴族院及び樞密院と策應して内閣の毒殺を企てる。従つて衆議院の多數は内閣維持の必要なる條件であるが、其は決して必要にして充分なる條件ではない。充分なる條件は貴族院及び樞密院の根本的改造である。此等が根本的に改造せられざる限り、如何なる内閣も不斷の脅威を受けつゝある。此の脅威の爲めに、政府と與黨とは政權を握る限り、貴族院と樞密院の権力の縮小を希求する。其の底意をいへば、二者をして

無用の長物たらしめんとする。民政黨の黨名、議會中心政治の力説は、明かに此の底意の表現である。併しながら、少數黨たる野黨は、自力を以て内閣を打倒する能はざる以上、貴族院と樞密院との他方に依頼して、内閣の破壊を試みる。與黨は衆議院に多數を擁する限り、常に貴族院及び樞密院の権限を縮小せんとし、野黨は、衆議院に泣き寝入りを強ひらるゝ限り、貴族院及び樞密院の権限を擴大せんとする。貴族院及び樞密院の軟化は與黨の要求であり、其の硬化は野黨の切願である。時代錯誤の存在が、舊態依然其の威力を保ちつゝあるは、與野兩黨欲望の矛盾に基づく。我が憲政に何等の進歩なき所以はこゝにある。

貴族院及び樞密院に対する衆議院の無力は結局政黨政治の無力を意味する。加之、嘗て明政會がカスチングヴォートを握つた時の臨時議會を別にして、與黨が絶對多數なる場合に於ては、政府自體が衆議院を輕蔑する。衆議院の蔑視は、議會中心政治を政綱とする濱口内閣に於て、最も露骨である。苟しくも議會中心政治を標榜するならば、殊に「明るき政治」を希求するならば、慎重審議の府たる衆議院に於て論議を盡さすべき筈である。然るに、絶對多數の威力を頼む濱口内閣は議會に於ける反對黨の質問に對して極めて不誠意である。其の不誠意の程度は田中内閣の

夫れと兄たり難く弟たり難きものがある。野黨の闘士等の質問に對して、沈黙か、顧みて他をいふは、何たる醜態である。

嘗て田中首相は滿洲某重大事件の真相を質問されて調査中と逃げを打つた。此の事件は國軍の名譽に關する限り、議會にて明答を迫るは亂暴であるから、調査中と逃げを打つても、多少の辯明はつく。然るに濱口首相はロンドン協定が憲法十一條に遵へるか、十二條に遵へるかの、事理極めて明白なる野黨議員の質問に對してすら、抽象論であるとして答辯を回避した。加之、野黨議員がロンドン協定の結果は國防を危くするとの軍令部の聲明と國防に危惧なしとの濱口首相の言明との矛盾に就いて尋ねたに際して、「國防に就いては政府は議會に責任を負ふ」と奇妙至極の愚答を以て應酬した。其の他、不景氣對策、失業者對策、預金部流用問題に對する野黨側の質問に對して、濱口首相始め各閣僚共何等國民を満足せしむるに足る答辯を與へない。殊に依商相の如き、産業合理化とは何ぞや、労働者に不利を來さざるやの質問に對して、産業合理化は産業を振興せしむると答ふるのみで、何等合理化の内容に觸るゝところがない。議政壇上、政府當局と野黨議員との一問一答の際にすら、何等國民を納得せしむる答辯を與ふることを得ないのは、

重大問題重疊する此の大難局に際して、何等の定見を有せざる實證である。定見なくして議會に臨み、重大問題に就いて明答を與ふる能はずして、何の明るき政治があり、何の議會中心政治があるであらうか。苟しくも議會中心政治を主張する以上、統帥權問題の如きに就いて、此の際こそ、快刀亂麻を斷つが如き解決の腹を定むべきではないか。現内閣は議會に於て答辯を回避し、多數の威力を以て横車を押さんとする限り、議會蔑視論者であり、議會否認論者である。此の點に於て、濱口首相もまた鈴木元内相と同一思想系に屬すといはねばならぬ。若し民政内閣に中心たる主義らしきものありとせば、選舉中心主義あるのみである。舊型の專制政治が、「民は依らしむべし、知らしむべからず」にありとせば、新型の濱口式專制政治は、「議員は依らしむべし、知らしむべからず」にありといはざるを得ない。

我等は濱口首相を初め全閣員を攻撃したればとて、野黨としての政友會の態度を是認せんとするものではない。先づ政友會議員は不景氣問題と金解禁問題とを關聯せしめて内閣の責任を問ふたが、前田中内閣も金解禁に就いて何等の定見を有しなかつた。或は金解禁遠からざるが如く説き、或は之を打ち消す如き聲明をなし、而も金解禁に就いて何等の準備をなさず、人をして政友

會の財政方針に危惧の念を抱かしめたことは、今尙ほ國民の記憶に新たなるところである。今朝野地位を異にしたりとて、徒らに難きを内閣に求め、兩黨一致して此の未曾有の經濟困難を打開せんとする誠意を披瀝せず、何か突然の財界破綻でも生じて、内閣の頓死せんことを希求するか如き風あるは、公黨の面目ではない。

更に政友會は統帥權問題に就いて現内閣を窮地に陥れつゝあるが、自黨自から此の問題に就いて定見を有するか、極めて疑問である。殊に犬養總裁の如き他年陸軍々閥を敵に廻はし、陸軍縮少、文官大臣制までも主張し來りたる行きがよりがあるから、今更ら軍部の帷幄上奏權を擴大せしめ、軍閥政治の端を開くべき筋合のものではあるまい。自黨自から斯かる重大問題に就いて定見なく、又ロンドン協定を結局是認するか、否認するかの大局的結論を定めずして、單なる黨略より、徒らに敵黨内閣を窮地に陥れんとするは、滿洲某重大事件を政争の具に供せられて、苦しみ抜いた田中前内閣の經驗を忘れたものといはなければならぬ。近年歴代の内閣が、政策の行き詰りに依らず、朴烈問題、不戰條約問題、滿洲某重大事件等、多く、皇室關係の問題に就いて倒壊し、更にロンドン協定が統帥權問題に絡みて或は現内閣の致命傷たらんとする觀あるは、我が

國の政黨政治が如何にも無力であり、或る意味に於て斷末魔に近づきつゝあるといはねばならぬ。衆議院の多數黨が干渉と買収の産物である限り、國民は多數黨内閣を尊重する所以を知らず、而して衆議院の少數黨は多數黨の前に無力であるが爲めに、大權問題を以て、樞密院の威力に依つて内閣を毒殺せんとする限り、我が國の政黨内閣は常に無力ならざるを得ない。内閣は下不正投票を基礎として成立し、上下不合理なる樞密院に活殺せらるべき憐れむべき存在である。内に深刻なる失業苦と赤化分子の暗中飛躍あり、外に對支積極政策遂行の爲めに日本の武装を解除せんとする米國の組織的脅威あり、濱口内閣はムッソリーニ擡頭直前のファクタ内閣たらすんば幸ひである。

三

現内閣にして此の直面する異常の難局を打開せんとするならば、實に内閣の存亡を賭する巨人的決心がなくてはならぬ。對策は結局は専門的知能と統一的行政の威力との合體に外ならない。併しこの對策は選舉對策としての俗論迎合とは決して兩立しない。新聞を機關とする俗論は専門

的知能の權威を認めない。従つて政黨内閣が俗論に迎合する限りは、難局打開の目的を果すことを得ぬ。難局打開の爲めに専門的知能を最高限に動員することは、俗論を無視することを要件とし、従つてまた政黨内閣の特色を撥無することを要件とする。之は難局に對しての政黨内閣の破綻を意味する。我が國の現在は此の事實を雄辯に物語りつゝある。

巧妙なる選舉戰術に依つて多數を僥倖せる政黨内閣は、國民の總意を反映することの代りに、國民の半數を敵に廻しつゝある。専門的知能に對する國民大衆の信頼を背景とする内閣のみが國家的難局の打開に當り得る。僅かに國民の半ばを味方とし、専門的知能者よりも自黨の功勞者を要職に附け、徒らに俗論に迎合するのみにては、國家の前途は益々暗黒になる。無力にして無能なる存在を續けんが爲めの現内閣の唯一の對策は、外的內的の國難を過小視して、國民に一時的安心を強ふることにある。見よ、現内閣は米國の東洋政策の大膽不敵なる現實を偽はり、世界の趨勢は平和にありとなし、財界不安に就いて深刻なる解剖をなせば財界擾亂なりと稱し、交通労働者の未曾有のストライキも、各大學に於けるモップル運動も、メーデー前後のテロリズムの兆候も、金解禁後の財界建て直しの過程に過ぎずと強辯を弄しつゝあるではないか。難局を難局と

して深刻に意識せず、一時を糊塗しつゝある政府と國民とは禍なる哉。大事到來し、憤激せる巨人の如き民衆運動勃發する時、獸王の咆吼に右往左往する小犬の如くならずんば幸ひである。

されば我等現内閣が此の難局を打破せんが爲めには、先づ外的及び內的の脅威を國民の前に赤裸々に曝露し、以て専門的知能の動員を促がし、統一的行政力を極限まで發揮せんことを希求せざるを得ない。然らば外的及內的脅威とは何であるか。前者は日本の假想敵視することを餘儀なくさるゝ米國の脅威であり、後者は生活不安に乗ずる共產主義思想の横流である。

先づ前者より説く。米國が自衛の爲めに主張せるモンロー主義は、米國の強大と共に其の重要を失つた。米國の國策は歐洲大戰以前より自衛的より侵略的に變じつゝある。今や米國々策の中心は東洋計略である。別言すれば支那に於ける門戸開放機會均等を口實としての日本の東洋覇權の打破にある。福建省不割讓の名目に於ける日本の南支に於ける特殊地位は既に米國に依つて覆された。歐洲大戰に於ける貢獻の代償としての日本の山東の權益は、英、佛、伊三國の保證ありたるに拘はらず、米國に打破し盡された。更に日本の滿蒙に於ける特殊地位を保證せる石井ランシング協約は米國の執拗なる主張に依つて破棄せられた。米國は有名なる海上權力史の著者マハ

ン大佐が「日支が互ひに隣國なることは、兩國の提携を不可能ならしめる。舊來隣國同士は相接近せず、相反撥し、相敵視するを常とする。之れ古今の史實の例證する國際生活の宿命である」と道破せる如く、日支の根本的融和の不可能なることを看破して居る。而して日本の東洋覇權を打破する捷徑は支那への好意の押賣りなることを知悉して居る。米國は米國模倣の支那新人の共和主義の故に支那に好意を寄せるのではない。日本に悪感を持つ支那に對する好意が日本に對する有效なる間接射撃なることは、外交に素人の米國と雖も知らざる理由はない。支那もまた先天的に米國に信賴すべき理由はないが、以夷征夷は策士の支那人の根強き傳統である。米國の支那利用の底意と、支那の米國利用の底意とは完全に一致して、近年の日支外交史は米支共同の日本排斥史を描くに至つた。

斯くして日本の名實共に東洋の盟主たんとする國是と米國の對支積極政策とは正面衝突を來さざるを得ない。日本の對支政策は國土狹小にして激増する人々を永久に收容する能はざるが爲めの死活の問題であると共に、西洋文化に對する東洋文化の傳統を擁護すべき、文化的使命の問題でもある。然るに米國の積極的東洋政策は、ドル帝國主義の飽くなき進出であり、白人の世界

的支配に對して反旗を翻す、日本の威容に對する憎惡心の發露である、米國のドル帝國主義の進出と有色人の據頭に對する先天的憎惡心の満足に對する唯一の障害は日本の實力である。殊に日本の可能的衝突に際して米國の恐怖たるは日本の海軍力である。従つて華府會議を起點とする米國の東洋政策の重心は日本の海軍力の減縮にある。減縮の目的は日本對米攻勢の威力を打破することではない。日本は既に斯かる攻撃力を有しない。従つて米國は其の傍若無人の積極的東洋政策を強行する爲めに、日本海軍の自衛力をも打破しなければならぬ。主力艦十對六、大巡十對六、潜水艦廢棄の熱望は、日本の自衛力を喪失せしめんとするにある。事實は白日の如く明瞭である。唯米國が潜水艦廢棄にのみ成功せざりしは、佛國が英國に對して頑強に潜水艦廢棄に反對した爲めである。而も倫敦會議は日本の潜水艦の現有勢力を著しく減退せしめ、國防の基礎大に危からんとして居る。濱口内閣にして、其の一二年の命脈を維持せんが爲めならば乃ち止む。苟しくも、國家將來の安泰を期せんとならば、モンロー・ドクトリンよりヘー・ドクトリン（積極的東洋政策）への米國の進轉を國民の前に曝露しなければならぬ。然るに、何事ぞ。濱口首相、幣原外相、夫唱婦和して、米國に異心なし、日本の國防は安全なり。世界の大局は平和なりとか、徒らに樂



觀的宣傳をなし、甚だしきは、自己の失政の結果を糊塗せんが爲めに、軍備會議を經濟政策にまで利用せんとするとは。

濱口内閣は大戦中より國民の氣風が輕佻華美に流れたるを慨して緊縮節約の氣風を涵養して士氣の緊張を希求して居る。其の志は大に嘉すべきである。併しながら、士氣の緊張は、米國の對日本的脅威を曝露して、護國の決心を促すを以て、最良策とする。此の一事を閑却して、却つて國民をして、戦へば必ず敗るゝが如き危懼の念を抱かしむるは、士氣を阻喪せしむること、之より甚だしきはない。日本をして一等國の體面を保たしむるは、實に精銳なる陸海軍あるが爲めである。此の日本の長所を抹殺するは、國民をして退嬰萎縮の惰氣を抱かしむるのみである。

更に現内閣は野黨たる政友會の不景氣問題及び失業問題を掲げて攻撃し來る敵本主義に對して、敢然應酬するの勇氣を缺いて居る。現内閣は政友會の攻撃に對して、不景氣及び失業の二問題を過小視して、國民に一時の氣休めを爲さしめんとして居り、却つて野黨の攻撃を以て、此の重大問題に油を注ぐものなりと強ひて居るが、寧ろ現實の事實を額面通りに承認し、國民をして憂を共にせしめる誠實がなくてはならぬ。識者は現實の前には極めて正直である。憂ふべき現實を憂

ふべからずとして小策を弄するは、却つて大破綻の誘因となる。されば、内閣は不景氣の真相、失業者の現状、危險思想の横流等の事實を公にして全國民の精神的緊張を促さなければならぬ。

「強き政治」は單に政友會の勢力を打破し、政友會の有力者を縛り上げることが意味せず、米國の脅威に對して、毅然たる態度を取るにある如く、「明るき政治」は事實を隠蔽し、內的脅威に對して國民を鈍感ならしむることではない。「正しき政治」は差し迫れる危險に閉目し、野黨の質問を迴避することに存しない。常に其の態度の堂々たるに拘はらず、濱口首相が議會に於ける統帥權問題に就いて不得要領の態度を取れるは、強く明るく正しき政治と兩立し得ない。

若し現内閣にして外的及び內的脅威に就いて、額面通り國民の前に公開する勇氣があつたならば、心ある國民は、此の難局の打開は頻々たる内閣の交迭の能くする能はざるを認め、専門家の知能と、統一的行政の威力に信頼し、爲めにするところある野黨の策動を憤り、現内閣を鞭撻して、難局の打開に助力するに相違ない。此の難局を前にし、この國民的後援ありてこそ、貴族院及び樞密院の時代錯誤的陰謀の如き毫も意とするに足らない。絶對多數を背景にする現内閣が其の標榜するところを實行せんと欲するならば、對外對内共に、明るく正しく強き政治を徹底する

にあるのみである。米國に屈從し、憲政の根本義に觸るゝ統帥權問題に就きて言を二三にし、殺人的不景氣と失業洪水にも、單に調査中なりと稱して責任を廻避せんとするは、大兵非力の餘りに甚だしきものではないか。

## 四

今や濱口内閣は一個の試金石に立つ。今日の民政黨の絶対多數は原敬時代の政友會に比すべきものがある。政黨内閣として之れ以上に鞏固なるものを求むることが出来ない程である。而も濱口首相は現在の首相級人物中、識見を別として、其の誠意其の勇氣に於て、斷然傑出して居る。政黨内閣の威力を示すは稀有の好機である。殊に内外の難局は、威力ある政黨を背景にする偉人の力量を示すべき好個の舞臺である。盤根錯節は利器をためすに足る。若し此の難局に際して絶対多數黨の威力を發揮することが出来ず、一部の噂するが如く、統帥權問題を中心として内閣の頓死するが如きことあらば、日本に於ては政黨政治は全然絶望なりといはざるを得ない。此の意味に於て、濱口内閣は試金石に立つのみならず、政黨内閣制其物が一個の試金石に立ちつゝある

といざるを得ない。我等が現在の政局に興味を寄するは、實に之れあるが爲めである。

若し不幸にして濱口内閣が近く危機に瀕する事あらば、我等は政黨政治其物の清算に直進しなければならぬ。少くとも英國流の行政部を立法部に附屬せしめ、政府を議會の大多數の委員會たらしむるが如き政治慣例に根本的變革を加へなければならぬ。我等は英國流政黨政治の行き詰りに際會したとて、直ちに伊太利のファスチスト流の内閣を構成すべしとは主張しない。併し乍ら、行政部を立法部より比較的獨立ならしむる米國流の行政組織を採用する必要があるであらう。

この制度を樹立する爲めには、貴族院及び樞密院の根本的改革を必要とする事は勿論である。行政部を立法部より獨立せしめて行政に一層の威力を與へ、且つ専門家を閣員たらしめることは、専門的知能と統一的行政の威力とを合體せしむることとなり、斯くしてのみ、現在及び將來の内外的脅威に善處することが出来る。一方干渉と買収に依り多數黨を造る内閣あり、他方貴族院及び樞密院と策動して之を毒殺せんとする野黨がある限り、内閣は常に不安定であり、内外益々多事となり、或は大事到來して萬事休するに至るかも知れない。今や英國流政黨政治は一日も早く清算を要する。(昭和五年五月稿『祖國』所載)

## 外敵討伐と内敵討伐

人間は信仰の動物だ。殊に迷信の動物だ。高速度文明の現代に於ても迷信は依然として絶大の威力を振ふ。滿蒙の天地が一變し、日本の對國際關係が急轉しつゝあるも、此の現代日本に於て、一大威力を振ひつゝある一個の政治的迷信がある。それは所謂憲政常道の迷信だ。西園寺老公を始め、官中重臣、黨人、大學教授、新聞記者等、何れも此の迷信の囚はれた。

だが、憲政の常道とは何だ。主義、政策の根本的相違もなく、國民の一部が勝手に二團の私黨に分れ、各々親分乾兒の腐れ縁で結び合ひ、其の何れかの一が必ず政權にあり附かねばならぬといふことだ。總領が愚鈍で臆病な甚六であり、次男が亂暴で金使ひが荒い不良であつても、何れかに財産を相續させねばならぬ親爺は、世にも不幸なものだ。政權獲得組合以外の何者でもない

政民兩黨の何れかに國政を引き渡さねばならぬとあつても、國家は不幸でないといへるか。

一の多數黨内閣が内輪揉めで野垂れ死ぬ。或は樞密院の難關に躓いて倒れる。反對黨内閣が自然に浮び上がる。有害無益の政務官の任命、地方官の一網打盡、警察署長の撫で斬り、植民地長官の詰服、議會解散、選舉干渉、投票買収、貴族院への御機嫌取り、樞密院での陳謝叩頭、一二年間の我黨内閣の春、天候激變、政情不安、内閣倒壊。憲政常道の正體は是れ以外果して何物である。丁か半、半か丁、賭博も斯くては簡單無類といふべしだ。

苟しくも祖國本位に立つ時、眼中政友もなく、また民政もない。總じて近來の政黨内閣は悪事を働くには頗る有力だが、善事を爲すには全く無力だ。嘗ては護憲三派で普選を実施したが、政黨は憲政の淨化に何程の努力をなしたか。寧ろ強力犯と知能犯の交錯が最近の政治史ではなかつたか。政友内閣の放漫政策の跡仕末としての民政内閣の緊縮政策と、民政内閣の無準備なる舊平價金解禁の尻拭ひとしての政友内閣の金再禁止とは、夫れ／＼に意義はあつた。併し何れも失敗を豫定しての消極的效果に過ぎない。祖國日本の全的發展に對しては、政黨内閣は何の効果はない。或は阻礙者たり、或は靜觀者たり、精々のところ追従者たりしのみだ。

外交に就いて、田中外交か幣原外交かは、政民兩黨の各の手前味噌であつた。對支外交に關する限り、田中外交には慥かに國策の閃きはあつた。其の失敗すらも、今次の滿蒙懸案解決の準備とさへいへる。濟南出兵と張作霖爆死事件に對する民政黨の逆宣傳は田中外交を不評判ならしめた。之にも拘はらず、田中内閣下の東方會議の宣言は、太平洋會議以來の英米二國の日本拘束に對する輕き挑戦であつた。併し此の挑戦すらも一田中の雄心に基くもので、決して政友會の功勞ではない。

世間の評するが如く、必ずしも政友會が對外硬であり、民政黨が對外軟ではない。田中は對外硬であつたが、太平洋會議を成立せしめた政友内閣は決して對外硬ではない。倫敦會議を成功と錯覺する民政内閣は對外軟であるが、廿一個條の要求をつき附けた故加藤は決して對外軟ではない。政友會と田中とが同一でないことは、民政黨と加藤とが同一でないと同様だ。全體としての政友と民政とは、外交に關しては同罪だ。東方會議の宣言の主人としての田中と、廿一個條の立役者としての加藤とが、少くとも其の一芝居に於て、日本人の眞骨頭の發揮だ。廿一個條なく、東方會議の對國際的挑戦なくしては、今次の關東軍の赫赫たる武功はあり得ない。事の成るは一

日にして成らずだ、田中なく、加藤なき今日に於ては、犬養も若槻も、滿蒙問題の解決に就いては、無縁の衆生だ。犬養の日露戦争直前の軍事豫算反對、支那革命黨の無條件的禮讓は、其の心事に於て、「我等の祖國ソヴェト・ロシア」黨の亞流だ。倫敦會議の失敗を成功として男爵を頂戴せる若槻は、饗應酒ならばいくらでもといふ下品な酒呑みの惡癖だ。一が鈴木床次の確執に漁夫の利を占めたものならば、他は安達幣原の既合ひの爲めの不當利得者だ。一が田中の頓死に依る成金ならば、他は濱口の變死に依る果報者だ。共に遺失物拾得の嫌疑濃厚なるものがある。

要するに政民兩黨共祖國を全く忘却し盡せる朋黨的存在、甚だしきは二個の暗黙に承認せられた犯罪團體だ。財政的には金解禁と金再禁止を弄び、外交的には、對外硬と對外軟とを弄ぶ、不埒千萬な私黨だ。由來金問題の如きは、政黨の觀點を離れ、經濟の實際家、經濟の理論家よりなる専門家會議の決定に待つべき國家的大問題である。英國も一度金解禁をやり、更に昨年再禁止を實行した。併し何れも政派的でなく、國家的に處理された。即ち英國は金解禁に先だつて、チエンパレーンを委員長とする各派の専門委員の幾年かの研究と準備とを必要とした。而して金再禁止も、首相マクドナルドは自から労働黨と絶縁して、舉國一致内閣を造つた後、國家的見地か

ら斷行された。

然るに我が國は如何。一度金解禁をやり、次いで金再禁止をやつたことは、外形上、英國と全く同様だ。併し、我が國に於ては、金解禁も金再禁止も、共に黨派的に、殊に選舉對策として、甚だしきは選舉費調達のため、極めて手軽に無難作に實行された。二者何れの場合に於ても、國家的、超黨派的問題として、慎重に取り扱はれてゐない。弗賣り、弗買ひの思惑が問題たるに先だつて、金問題に就いての、政民兩黨の思惑が、問題たるべきではないか。如何に金の世の中とはいへ、金を繞つて、政民兩黨が立ち廻りを演じなければならぬとあつては、世は抑も末ではないか。國民生活に極めて重要な金問題に就いて、幾十となき官私大學の教壇から權威ある一個の經濟説が出でなかつたこと、之に就いて政民兩黨が黨派的に正反對の見解を立てねばならぬことは、共に群代の一大不可解事であらねばならぬ。我々は、日本が金問題に就いて、英國の跡を追ふたとしても、彼れに超黨派的動きが認められ、我れに徹頭徹尾黨派的動きが露骨であつたことに、閉目してはならぬ。斯くても尙ほ且つ、憲政の常道として政民の更替を傍觀すべしとは、何事である。而も愚劣極りなき「東京朝日」の如きは、憲政の補強工事を力説して、黨利黨

略本位の政治の別名たる憲政の常道を強化せんとする。憲政の常道の確立こそ、實質に於ては、黨利黨略の永久化、黨同伐異の神聖化に外ならぬではないか。

次に外交に就いても、日清、日露の二大戦役の意義を味讀すれば、黨派的偏見よりの意見の分裂はあり得ない筈だ。然るに、過去幾年かの政民兩黨は、田中外交か幣原外交かの二者擇一を中心として争ひ來つたではないか。帝國外交には強硬とか軟弱とかの區別はあるべきではない。硬も軟も、道義を根柢とせざる限り、共に物質の屬性だ。我が外交は正を踏んで懼れざる道義的觀念に徹底するあるのみだ。道義を背景とせざる硬さは眞の硬さではない。道義の前に屈する軟さは眞の軟さではない。日露戦役の成果としての滿蒙の權益、故加藤伯の雄圖に依つて獲たる滿蒙の權益は、道義國家としての日本の生存發展上、東洋盟主としての責任の遂行上、如何なる障礙を蹴ちらしても、確保しなければならぬ性質のもだ。日本の滿蒙經路の大方針は、米國に取つてのモンロー主義、佛國に取つての對獨政策の如く、如何なる政黨が政局に立つても、毫末の變動あるべき性質のものではない。佛國は由來短命内閣の頻出を以て有名だが、而も其の對獨政策、歐洲制覇の大方針は羅針盤の如く一定不變だ。米國は民主黨の大統領が出て、共和黨の大統領

が出て、モンロー主義は其の國策の最小限度だ。果たして然らば、東洋平和の擁護者としての帝國は、露國勢力の興安嶺以南の進出と、支那本土の亂闘劇の滿蒙への上場とを禁止することが國策の最小限度でなければならぬ。従つて此の點に就いて、政民兩黨の外交的見解の分岐は絶対にあり得べき筈のものではない。從來對支外交を政争の具として弄び來つた政民兩黨は、昨年秋以來の關東軍の活動を啞然として傍觀した醜態は、心ある國民の嘲笑に價する。

## 二

何といつても、近來の國家的大事業は滿蒙事變を契機とする滿蒙問題の根本的解決だ。而も此の一大案件に就いては、黨人は何の貢獻がない。否、黨人の或者は甚だしき不滿を有した。民政内閣の前某高官の如きは、滿洲事變は軍部の獨斷專行にして、政府は之に嫌焉たりとさへ明言した。政友會の如きも、事變突發後久しく沈黙を守り、國民の輿論沸騰するや、漸く強硬らしき決議をなし、二三流の黨人を慰問使として派遣して、些細の好意を示したのみであつた。民政黨某陸軍政務官の如きは、自から慰問使として出掛け、獨立守備隊は何處の師團なりや、四洮線は何

國の鐵道なりやとの奇問を連發して、出先軍部の嗤笑を買つた。我等は實に國際聯盟の滿蒙に對する認識不足を笑ふに先だつて、我が黨人の認識不足を嘲笑するを要する。我等は徒らに某々個人を傷けて自から快とする者に非ず、唯黨人の不誠意と怠慢とに憤慨するのみだ。

要するに、滿蒙懸案の解決に就いては、我が忠勇なる軍人と、近年著しく組織されたる在郷軍人と、之に刺戟せられたる國民大衆とに負ふて居る。國民大衆は平時に於ては、動もすれば黨人の宣傳に乗り、黨派的偏見に支配されるが、一朝國家有事の際は、黨派的偏見を超越して、祖國本位に行動することは、日清、日露兩戰役に訓練せられたる美風である。殊に在郷軍人に至つては、國民の中堅を形作り、個人としては政黨的利益に囚はるゝ者多きも、在郷軍人團の一員としては、我が光輝ある軍隊の傳統に忠實に、心身を祖國の祭壇に犠牲にする覺悟は持ち合せて居る。若し夫れ現役將士に至つては、明治大帝の下し賜へる勅諭の精神を本分として、國是の遂行に研究怠りなきものがある。滿洲事變の突發に際し、能く機先を制し、寡を以て衆に當り日露戰役の戦果をして有終の美あらしめるを得た。

既に國家的の大事業は忠勇なる帝國軍人と國民大衆とを中心として遂行さるゝ以上は、黨人の

如きは、少くとも近年の業績に鑑みる時は、國策の遂行と没交渉だといはざるを得ぬ。金問題の如きは専門家會議に依つて超黨派的に處理すべきものであり、外交の如きも國格の發揚として副島外交に終始すれば可なりのものであり、片々たる小才子の集團は無用の長物だ。國際聯盟の如きは、大戰後のヨーロッパの跡仕末をなすべき機關として、日本は全然消極的たるべきだ。而して日本は亞細亞に歸り、日本の指導に依る東亞の平和、東亞の解放に銳意すべきである。若し東洋の平和を害し、こゝに爪牙を逞しうせんとする者あらば、支那軍閥なるも、英米なるも、露國なるも、常に之を排除する覺悟を必要とする。此の覺悟は實力の背景を必要とするはいふまでもなく、而して實力の涵養の爲めに、第一に國防の充實を念として、第二に防備さるべき國家其物の健全を希求せねばならぬ。若し帝國の陸海軍にして今日の充實なくば、我が國は昨秋既に國際聯盟、殊に英、米、佛の強壓を受け、關東軍は面目を失墜し、國內には一大騒動を勃發せしめたかも知れない。誠に汲々として危うかりしといはねばならぬ。我が無産黨の指導者達は不埒千萬にも、昨秋協同して、軍事豫算絶對反對を叫びたるが、滿蒙事變に際會して、何の顔かある。社民黨の一分子は今や漸く滿蒙問題の重要性を認識して、國民主義に轉換せんとしつゝあるが、證

文の出し後れも、また甚しいではないか。而も此の當然なる轉換をすら、社民黨のファッション化なりと攻撃する無産運動の指導者あるに至つては、下愚は移らずと嗟嘆するの外はない。

帝國の存立向上の爲めには常に超黨派的に行動する皇軍と、之を支持する一般の國民大衆の健在を必須の要件とする。實に一般大衆の健在は國家の健全性と不離の關係あり、指導者たるものは深く心を致すべきだ。然るに、既成政黨も無産政黨も常に祖國の必要に逆行し、既成政黨は黨利黨略より國家の健全性を破壊せんとし、無産政黨に至つては滿蒙放棄論を唱へ、殊に其の前提として軍備の壊滅を企てつゝある。我等は數年前より一面に既成政黨の腐敗を攻撃し、他面に無産政黨の狂激を排撃し來つたが、將來の滿蒙新國土の建設といふ神聖にして而も至難なる事業に直面し、この事業の成功と失敗とが一に帝國の健全性に係はることを痛感し、左右兩敵に向つて、一段の尖鋭なる奮闘を必要とする。

今や舉國一致の決心の前に、驕慢なる支那國民黨要人も、虎視耽々たるソヴェット聯邦も、英米の野心の傀儡に過ぎざる國際聯盟も、著しく氣勢を弱めつゝある。龍頭蛇尾といはんか、泰山鳴動鼠一匹といはんか、支那の宣傳も、露西亞の遠吼へも、國際聯盟の恫喝も、一切は無効に歸

した。獨り巨人の如くそゞり立つ帝國の雄姿のみが眼につく。日本は日露戦後二十七年にして、一九三二年の問題の國となつた。一月三日錦州城に日章旗翻り、翌日生ける國寶、沈黙の老提督東郷元帥勲章を記念して全國民に呼び掛く。日東男子の歡喜何物か之に過ぎん。

日本に取つて惧るべき敵國外患はない。日本を中心とすればフランスはヨーロッパの田舎者、イギリスは破産に瀕する老驥、アメリカは鼻持ならぬ成金風情、支那は苦力の集團、ロシアはコングリート建の一大刑務所に過ぎない。日本は滿洲事變を轉機として、世界の大勢など心を外に放つ代りに、自からの脚下を凝視し、滿蒙の新國土建立にいそしまねばならぬ。而して之が爲めには、一九三二年度より我等は國內改造に猛進しなければならぬ。滿洲の匪賊を誅伐せる關東軍の意氣は、日本の全土に蟠居する匪賊の討伐に向けられねばならぬ。古語にいふ「心外の敵は破り易く、心内の敵は破り難し」と。我々はこゝに關東軍の逢着せる以上の強敵に直面して居る。内敵とは何ぞや。一に曰く、腐爛せる既成政黨と其の憲政常道のイデオロギイ。二に曰く、狂激なる無產政黨と其のマルキシズムのイデオロギイ。三に曰く、大新聞の敗北主義的リベラリズム。四に曰く、我執と混迷せる思想を背景とする日本主義戦線の亂脈。而して前三者の克服の前

提は、いふまでもなく、日本主義戦線の亂脈の克服に外ならない。此の第四の内敵の克服は、日本主義者の我執を離脱し、更に識らず知らず陥りつゝあるマルクス思想から脱却すれば、比較的容易に行はるべき筈だ。明治維新の大業を前にしてこの薩長二藩の志士の提携ぐらゐは出来ねばならぬ。野郎自大互に相殺を事とすれば、明治維新の大業は不可能であつた。日本主義者たるものは、こゝに深く戒心せねばならぬ。眞の戦ひは日本主義者同志の戦線の統一以後である。この戦ひは、議會のヒヤ／＼を以ては全く不可能である。斯かる方法を以て國內改造を實行し得ると錯覺する者は、滿蒙の樂土を幣原外交に依つて建設し得ると錯覺する者だ。滿蒙の邦人の生命財産を合法的非合法的に危害した匪賊に對しては關東軍の機宜の軍略があつた。二六時中國内の同胞を合法的非合法的に虐げつゝある國內の匪賊に對する軍略は自から明瞭ではないか。憲政常道を神聖視する者は、張學良の濫發せる法令を神聖視する者だ。帝國憲法の何れの條項にも憲政常道の規定はない。私黨の親分が必ず政局を擔當せねばならぬと、獨り決めをやるのは寧ろ憲法の破壊だ。張學良の濫發せる法令が、國際條約を撥無せんとすると同斷だ。

要するに國內の大々的改造に最大の障礙たるものは憲政の常道である。武士道は寡兵を以て大



敵に當るに奇襲を上乗なりと教へて居る。真正日本主義に徹せる勇猛決烈の少数者の國內改造の軍略は、不立文字なるも以心傳心たるべき筈だ。日本主義に煩瑣なるイデオロギーを求めめるは、家庭にくだくしき家憲を要求し、羅漢に擧丸を要求するが如きものだ。日本主義のイデオロギ―は行動の跡其物である。鳥が自由に飛翔した痕を鳥道といふ。日本主義のイデオロギ―は鳥道底でなければならぬ。

## 三

先づ順序として國內改造の前提として日本主義戦線の統一が力説されねばならぬ。而して戦線の統一には精神の統一が第一義であつて、形骸の統一は末であらねばならぬ。如何に日本主義戦線の擴大が必要であるといへ、何等の思想的背景なき弱い者いちめの脅喝常習の暴力團や、マルキシズムから國際主義の一面を取り除いたゞけの國民社會主義の一團を抱擁することは、始めから日本主義戦線を破壊するものだ。國內改造に實力が必要ならば、假りに現役軍人を別としても、幾百萬の組織せられた在郷軍人團がある。軍人は政治に携はらぬが本分であるに相違ないが、倒

れんとする國家に補強工事を爲さんとするに没關心ではあり得ない。真正な日本主義ならば、在郷軍人は常に味方として立つ。ドイツ在郷軍人の巨頭ヒンデンプルヒが八十四歳の老齡を以て、尙ほ且つ祖國の爲めに奮勵して居るではないか。彼は總司令官としても、大統領としても、祖國の爲めに至誠奉公の實を擧げて居るのだ。筆者は一昨年祖國意識の奪還を標榜して立候補して落選の憂目を見たが、其の際、川原海軍中將、奥平陸軍中將を始め有力なる在郷軍人が應援の勞を取られた。殊に明治神宮々司有馬海軍大將の如きも、清き一票を投ぜられたことを、倫敦會議の議論沸騰した際、直接大將より承はつて、感激したことがある。微小なる筆者にして尙ほ且つ斯くの如し。以て真正日本主義者が在郷軍人の支持を受くる一證とするに足る。従つて日本主義運動に於て利権専門の暴力團の援助の不必要なることが明瞭だ。

同様に一切のマルクスかぶれは、日本主義運動の陣營より排撃さるべきである。故高島君の思想人物に就いては尊敬すべき幾多の長所があつたが、それでも、氏の唯物思想、階級闘争論の如きは純然たるマルクスの借用物で、如何に國際主義の迷妄を脱したりとて、日本主義の主流を遠かるの甚だしきものだ。日本主義は天皇を現人神と尊崇する精神主義を基調とするもので、我が

國體は天皇よりすれば民本主義、人民よりすれば天皇中心主義を實體とする家族的、情誼的のものである。従つて一切の政治組織、經濟組織は、此の家族的、情誼的國家の本質より形成さるべきものだ。階級的利害觀よりも、社會的正義觀より、更に社會的正義觀よりも、家族的情誼觀より、凡てが解決さるべきである。

廣く世界の形勢を察するに、國際主義よりも國民主義が旺盛なることは疑ひない。新國民主義は民族主義を基調とする。勿論民族主義にしても、地理的、經濟的、政治的考察より、一民族一國家主義の純粹なるものもあれば、優勢民族を中心として劣勢民族を包容するものもある。而も後者の場合に於ても、劣勢民族に少數者として、可及的に經濟的、内政的、文化的自由を保證せんとするのが、近代の新國民主義の傾向だ。日本の朝鮮人、臺灣人に對する態度は正しく之れだ。滿蒙新國土に於ても、此の傾向は實現されよう。

而して民族は、人種が生理的概念であり、國民が政治的概念であると異なり、一個の文化概念である。歴史の共通、傳統の共通、歴史及び傳統に對する共通の誇り、未來に對する共通の憧憬、其他風俗、習慣、言語の共通は民族の本質をなす。従つて民族は精神的文化的概念である。唯

物思想を基調とする限り、民族觀念を没却するものにして、日本主義の敵である。日本主義者は先づ此の精神的要素に對する甚深の自覺を必須の條件とする。此の點に於て、政治的、經濟的組織の枝葉に見解の相違はあつても、日本及び日本人の特異性に自覺ある若宮卯之助、大川周明、安岡正篤、高須芳次郎、三井甲之、養田胸喜、松永材の諸君は眞正の日本主義者として推すことが出来る。而して故高昌君及びマルクス主義の國際主義的方面を脱却したに過ぎざる赤松克麿君の一團は、決して日本主義者と稱することは出来ない。若し社會主義者が國際主義から國民主義に轉化せるだけで、日本主義者と稱し得らるゝならば、日本主義は甚だしく冒瀆せられたりといはざるを得ぬ。紫の赤を奪ふを惡む。日本主義の陣營より、唯物思想の中毒者を驅逐することが、日本主義戰線の整理上第一の要件である。

社會主義はマルクスの唯物史觀を離れて社會的正義の立脚地に立つことが出来る。現代は個人的生産の時代に非ず、實に社會的生產の時代であるとの一本槍でも、神のものは神に返せ、社會のものは社會に返せと叫び得らるゝ。私有財産の絶對神聖視は時代錯誤である。殊に家族的情誼的國家に於て、國民の一部が飽食暖衣し、他の一部が飢寒に脅かさるゝは、國體の本義として許

すことは出来ないとは、無條件に成立し得る。従つて弱肉強食の餓飢道を意味する無制限の資本主義は絶対に排除すべきは辯を待たない。従つて問題は土地資本の一切を國有にして公共的に生産し分配する社會主義と、土地資本の民有を承認しつゝ、國家が嚴密に統制する國家統制主義との得失にかゝはる。而してこれは公平と能率と問題を考慮に容れる必要がある。生産の能率と共に分配の公平を計ることが、唯一の目標でなければならぬ。この點に於て理想的の制度は地球上に何處にも實現されてゐない。さればといつて、之は我々の努力の對象でなければならぬ。唯筆者は露國の實驗と我が國の官業の不成績とに顧みて、ボルシェヴィキ的よりも、寧ろファッショ的なるべきことを希求する。從來ギルド・ソシアリストとして知らるゝ英のコーホルも、國家統制主義を主張するに至つたのは注目に價する。社會正義の觀點よりの社會主義ならば、日本主義陣營に於て幾分取り入れらるべきであるが、マルクスの唯物論の利害觀よりの社會主義は、日本主義陣營より擯滅すべきである。

日本主義者の一派に天皇の産業大權を云々し、一切を天皇へ奉還すべきを主張する者がある。これは社會的正義觀よりする社會主義と國家統制主義との對立の問題に何等の解決を與ふるもので

ない。財權を天皇に奉還したる後に、土地資本を何人が如何に運用すべきかの具體案を掲げずして、恐らく何人も一寸の土地、一錢の金をも奉還するものがあるまい。斯く主張する人々中にも、財權を奉還したものはあるまい。現在の皇室財産すらも能率的に運用せられつゝありとは、何人も保證することは出来ない。財權奉還の如きは宗教のスローガンと稱すべく、政黨の具體案と稱し難い。日本主義者の陳枝大葉も程があるではないか。斯かる所説は具體的ならざる限りは、賛成も出來ず、反對も出來ない。宜しく高閣に列ねて自家陶醉の題目とすべしと勸告する。日本に對し、日本國民に對して眞に切實の感懷を寄する者は、自から沈思靜慮具體的なるべきである。愛兒の病床に坐して、御題目を唱ふるのみにては、我執は認められるが、誠意のほどは大に疑はるゝ。日本主義は精神主義に基調を置くも、單なる精神主義に停まることは許されぬ。日本主義は之を疊めば一乘の法となつても、之を開けば百千の威儀とならねばならぬ。(家兄に「日本改造法案」の著あり、筆者に「昭和維新論」あり、共に夫れ〳〵の缺陷はあるも、日本主義を基調とする一種の具體的改造案である。讀者御参考あらば幸ひだ。)

若し日本主義の戦線より、思想的背景なき暴力團を清算し、マルクスかぶれの社會主義を排除

し、宗教の御題目を唱ふる野郎自大主義を克服し、冷靜なる氣分で、情誼的、家族的國家の本質に相應はしき政治組織、經濟組織の大綱を定め、廣く天下の同志を糾合すれば、國內改造、内敵討伐の準備は一應成れりといはねばならぬ。さすれば、内敵討伐の聖戰の過程に於て、自己自かちを深化し、強化することが出来る。人は反省を交へたる實行に於てのみ、思慮を加へたる戦闘に於てのみ賢くなる事が出来る。

## 四

若し眞正日本主義者にして、祖國の光輝ある傳統に忠實に、右翼小兒病的マルクスかぶれを脱脚し、國家統制主義に立つて、家族的、情誼的國家の本質を發揮せんが爲めに、金融資本の横暴を制御して、生産者、勤勞者の味方たることに徹底するならば、全國幾百萬の超黨派的在郷軍人の共鳴を得、内敵討伐の聖業に従事することが出来る。斯くすれば、從來既成政黨の陣營にありし者も、風を望んで、此の運動に合流するに相違ない。道義に於て優越し、大義名分に於て間然するところがなかつたならば、明治維新に於て、情誼上當然徳川幕府に加擔すべき水戸藩公が、

卒先して維新の大業を翼賛したる如く、今次の滿蒙事變に於て、利害上張學良と不離の大官までが、皇軍の威徳に共鳴して、日本と共に滿蒙樂土の建設に助力する如く、既成政黨の陣營より幾多の鬪士を得て、國內改造の大業を成就し得ないことはない。野郎自大、狹量と節操とを混同し、偏執と純潔とを同一視し、敵とすべからざる者までも敵として、自からの微力を益々微弱ならしむることは、決して大任に堪ゆる所以ではない。現代に於ても一水戸藩がなき譯でもなく、一張景惠、一魏洽がない譯ではない。名將多門中將は、馬占山の歸順すら承認する雅量を持ち合せて居る。日本主義者の尖鋭分子は此の點に於て大に恥づるところがなくてはならぬ。

惟ふに既成政黨も其の無力を痛感して居る。若槻内閣の倒壊は之が明證だ。關東軍の活潑なる行動と、國際聯盟の重壓と、政友會の鳴りを靜めたる沈黙の威嚇とに、若槻内閣の柱石たりし安達前内相は協力内閣を提唱した。政友會の怪物久原氏も之に共鳴した。齊東野人は協力内閣説と弗買とを結び付けて、協力内閣の試みを陰謀なりと評するが、本多熊太郎氏の如きは、安達氏の動きを以て、滿蒙事變に刺戟せられて、彼本來の國權主義に復歸せるものと解釋せんとする。中野氏の如きも、張作霖爆死事件の間接射撃に於て、軍部始め日本主義者の憤怒を招きたるも、時

勢に感激して、今や既成政黨の清算を主張しつゝある。一昨年の總選舉に於て、犬養か濱口かのスローガンの下に、一切の中間勢力の進出が阻害された當時と比較して、既成政黨の清算、憲政常道の克服は滔々たる世論の要求となつて來た。時勢を知る者は俊傑である。既成政黨の陣營の差し迫れる崩壊は眼前の事實である。日本主義者は須らく從來の偏狹と我執と右翼小兒病とを清算して、此好機に乗じなければならぬ。自からの陣營を堅固にし、敵の陣營の亂れに乗じて、日本改造の大業に猛進しなくてはならぬ。

一度既成政黨の分解が生ずれば、少數ながら強力なる一團は精神的物質的優越力を發揮して、貴族院と樞密院との徹底的改革を斷行すべきである。此の二者は一切の進歩と能率との障礙である。貴族院は議員を百名くらゐに減じて、國家に功勞あり、有能にして、各職業を代表する識者の超黨派的集團たならねばならぬ。樞密院は從來の法制局第二院の性質を一變し、西園寺に代るべき少數重臣の集團として、陛下の御諮詢に奉答すべき有能の機關たならねばならぬ。貴族院と樞密院の大改造なくして、憲政常道に依る平凡なる政黨内閣は永久に無爲無能たらざるを得ない。而も貴族院と樞密院の大改革は日本主義者を中心とする各派の協力に依らねば不可能である。之に

は憲政常道と正反對なる方法に依る政權の樹立が必要である。憲政の常道が打破され、貴族院と樞密院が大改革されて、然るに後に始めて統制經濟も、家族的情誼的國家の本領の發揮も可能である。一度此の本領が發揮されるれば、新たなる眞の意味の憲政常道が生れ出る。關東軍の疾風迅雷の活動の後に滿蒙の樂土が合法的に成立し得る。日本の樂土が合法的に成立し得るに先だつて、祖國本位の志士の疾風迅雷の活動が必要である。今や内敵討伐の時期は近づきつゝある。犬養内閣よ、張學良の末路を戒心注目せよ。(昭和七年一月稿『祖國』所載)

國際主義排擊

IMT 533

## 日本の今明日——保全か分割か

—

世界は嘗て支那に就いて、保全か分割かを公けの問題とした。露國が旅大を、英國が威海衛を、獨國が青島を領有した當時、日本が支那と福建省不割譲條約を締結した當時、保全か分割かは、世界の對支策の最大關心であつた。然るに歴史は支那に取つて極めて有利に此の問題を解決し、又解決せんとして居る。支那は嘗ては近衛公の支那保全論に恵まれ、次いで米の國務卿ヘイ氏の門戸開放、機會均等の宣言に恵まれ、更にウイルソンの民族自決の原則に恵まれ、今や驕然利權回收に向つて突進せんとして居る。イレデンテイズムは國民政府の一貫不惑の方針である。分割は過去の悪夢たらんとして居る。

然るに、日本は支那に代つて保全か分割かを自己自からの問題としなければならぬこととなつ

た。勿論地理的には文字通りに金甌無缺である。朝鮮と臺灣とを除けば、我が大和民族は大八洲に汚點なき長き生涯を送つた。民族的處女性を觀點とすれば、佛本國が標本的な民族國家であるといふこと以上に、日本は標本的な民族國家である。自由と獨立と純潔とに於て、我が大和民族は慥かに世界に冠絶する。併し民族の民族たる所以は單に風俗習慣の一致、言語の同一、歴史、傳統の共通だけには止まらない。民族をして民族たらしむる更に必須の條件は、同一の歴史に就いての共通の誇り、民族の未來に就いての共通の夢でなければならぬ。だが、今日の大和民族に此の共通の誇り、共通の夢があるであらうか。大和民族は其の思想に於て、其の感情に於て互ひに益々相隔たりつゝあるではなからうか。現状は同床異夢の一語を以て表示さるべきではなからうか。

日本は幸ひに地理的には保全されてゐる。だが思想的には明かに分割されてゐるではないか。日本に國籍を有し、日本人の血色をなし、風俗と言語と習慣とに於て大體日本人らしく生活しながら、心をロシアに寄する者、アメリカに寄する者、又は空漠な名辭に過ぎない世界に寄する者、一言に無故郷の者の大數があるではないか。實際、精神的には、日本には幾多の異民族があり、

治外法権の享有者があり、又幾多の租界らしきものもある。支那は嘗て地理的に分割の危機にありし如く、日本は今や思想的に分割の危機にある。而も支那は益々保全に向ひ行くに、日本は保全の反對に分割に向ひ行かんとしてゐる。日本は支那以上の支那たらしつゝある。先づ我々をして現代日本人の民族的意識の缺亡、民族的矜持の皆無、之より結果する外尊内卑に就いて語らしめよ。

## 二

世界大戦直後、人も知る如く、世界は國際主義の潮流に襲はれた。此の潮流は二つの流源を有した。一はレニン、トロツキイを流源とする國際共產主義の流れであり、他はウイルソンを流源とする國際聯盟主義の流れである。此の二つの潮流は西より、また東より押し寄せて、我が國は此の交流の渦中に立つた。恰かも親潮と黒潮とが其の象徴であるが如くに。

そうして、我が國の敏感な、否餘りに敏感な思想家達は、競ふて、此等何れかの潮流に棹さんとした。福本和夫、佐野學諸君を始めとして、共產黨事件の首腦者等は國際共產主義の流れに棹

さした。大山郁夫、河上肇の二君も、一時は雄々しくも其の劇流に棹さしたが、たぎり立つ急端に戦慄して、安全地帯に碇泊して、他日の船出を待つが如くに見へる。新渡戸博士、鶴見祐輔君、其の他米國流リベラリストの一群は、國際聯盟主義の流れに棹さした。彼等は此の流れの落ち行く先が、希望の地であるとの確信に於て、共產主義者の一團に異なるところはない。

彼等は日本にあり、日本に國籍を有しながら、一時の逗留者の如く、日本と日本的の一切のものを他處くしく感じ、日本に安住の地を見出さざる無籍者の如くである。さればこそ「我等の祖國ソヴェート露國を護れ」との叫びがあり、ウイルソンの小反響 *small echoes* が新人たる資格たりとの矜持がある。斯くしてまたソヴェートズムかアメリカニズムかの、何れかの範疇に屬せざる不幸な人々は、時勢に取り残された、時代錯誤的な、反動的な憐むべき存在とされる。

併し、赤露の國際共產主義の運動は、世界革命の前提として必須なりとされたヨーロッパ革命に於てすら失敗した。赤露共產黨巨頭の巨人的努力を以てすら、共產主義革命は、獨逸に於て、匈牙利に於て、伊太利に於て失敗した。獨逸には敗軍の將ヒンデンブルヒ元帥が現に大統領の榮位に就き、國粹社會黨は昨年秋の總選挙に六百萬の得票と百八の議席を獲得した。匈牙利はヨ



ロッパの反動の一中心地として、君主なきに帝制は嚴守せられ、ホルテイ提督は十年の久しきに亘つて攝政の地位にある。殊に伊太利に於ては古怪なるムツソリーニは傳奇的人物の現代的存在として、ボルシェヴィズムとアメリカニズムとの間に、第三帝國を建設した。赤露共産黨はヨーロッパのデモクラシーに一進轉を與ふることの代はりに、所謂反動的獨裁政治へと一退轉を與ふることゝなつた。今や赤露共産黨はヨーロッパの共産主義革命に全然失敗して、アジアに民族獨立運動を激成することに依つて、國民主義に寄與した。彼等は其の得意の辨證法に依つて、古き國民主義を否定して國際主義を立て、更に此の國際主義を否定して新らしき國民主義を立てた。

ウイルソンの國際聯盟主義もまた、世界に於て蹉跎するに先だつて、自國に於て破産した。當時ウイルソンの論敵たりしロッチ上院議員は、米國の國際聯盟加入は米國に不利であると反對した。彼は四個の理由を掲げた。即ち第一にヨーロッパと永久の同盟を締結すべからずとのワシントンの遺訓に反する。第二に國際聯盟は世界の現状維持を能事とするが世界の現状は必ずしも正義ではない。第三に希臘時代の七十餘の凡ての國際聯盟は失敗した。第四に國際聯盟に於ける米國の發言權は、加奈陀、濠洲、ニュージーランド、南亞共和國の代表をも有する英國のそれに比

して過少である。第四に國際聯盟は世界に散在する英國の屬領地、舊獨領の大部分を占むる英國の委任統治區域の保全の爲めの機關であるとの四個の理由が夫れである。此のロッチの反對論は米國上院の大勢を支配して、米國は自からの主唱にかゝる國際聯盟の國外に立つた。

而も運命の翻弄は、ウイルソンをして、國際聯盟の形骸を瑞西の湖畔に止めしめて、彼をしてヨーロッパに於ける民族主義、國民主義の戰士たらしめた。大戰終熄前後より、ヨーロッパに於ては八個の新獨立國を生じたが、彼の民族自決の唱道は其の有力なる動因である。

斯くして國際共產主義はアジアの國民主義に貢獻し、ウイルソンの國際聯盟主義はヨーロッパの國民主義に寄與した。大戰後十年にして世界の流れは一變した。世界の千波萬波は何れを主流何れを副流、何れを表流何れを底流と見分け難からしむるものがあるが、大觀すれば、民族主義を基調とする國民主義の潮流である。今や此の潮流に棹さざる者こそ、却つて時勢に取り残された、時代錯誤的存在といはねばならぬ。而も外觀新人にして實質に於て舊人たる人々の如何に多きことよ。妙齡の婦人もいつしか姥櫻となり、紅顔の美少年も白髮の老翁となる。古きものも嘗ては新らしかりし如く、新人も既に古びたりといはねばならぬ。

## 三

然るに、時勢に取り残された人々は、現實に根ざすことが、眞に人々をして生氣あらしめ、新人たらしめる所以を閑却して、或者はロシアを宗とし、或者はアメリカに範を取り、更に或者は國際とは國家間乃至は民族間の關係なることを省察せず、國際を無内容の世界と同一視して、之を偶像視せんとする。斯くして、渾然として一體をなす我が民族は、精神的に分割されて、保全の可能が危ぶまるゝに至つて居る。我々をして此の事實を少しく詳細に語らしめよ。

先づ崇露派の一團から考察する。ロシアが世界大戰に於ける連敗と、ロシア皇室を繞る悪徳との爲めに、其の國體を一變したことに何の不思議もない。全人口中九十五パーセントを占むる農民が貴族地主の尨大なる土地を分つて共產主義的社會を實現したことは、ロシアとしては自然でもあらう。凡ての現實は合理なりとのヘーゲル哲學を待たずとも、凡て現實は現實としての合法性を宿して居る。恰かも全人口の四分の三が商工業者なるドイツに於て、革命が單に政治形式の變化に終りて共產主義の實現に至らざりし現實に合法性が宿つて居る如く、戦勝の効果を維持せ

んが爲めに、ヴェルサイユ條約を死守する必要あるフランスが、國民主義に徹底することの現實に合法性が宿つて居る如く、又戦勝國中犠牲の大なるに比して獲るところ最も尠なりシイタリが、ムツソリーニに好個の獨裁官を見出して、リベリズムとボルシェヴィズムとの思想的二分分野の外に、第三帝國を建設せることの現實に合理性が宿つて居る如く、ロシアの共產主義革命にも合理性が宿つてゐよう。

併し、此のロシアの政治的經濟的形態が我が國にも移植され得る如く錯覺するに至つては、此の錯覺の實現性の皆無であるとの現實に於て、既に其の不合理性が實證されて居るといはねばならぬ。然るに、錯覺者の錯覺には限度はない。ロシアの政府筋の宣傳的官報を唯一の憑依として、ロシアに祖國を見出さんとする人々は相當の數に達して居る。大學生の學匪的傾向を帯びた者は、我等の祖國ソヴェートロシアを護れと既に幾度か繰り返した。大衆黨選出の淺原代議士は神聖なるべき帝國議會に於て「我等のソヴェートロシア」と口走つた。此の失言は議長の要求に依つて取り消されたが、此の失言は幣原代理首相の失言と比較されないほどの罪惡である。米國議會ならば、直ちに除名に價すべき罪惡である。若しロシアが日本人の一部が目して「我等の祖國」と

稱し得るほどに善美のものならば、土地狹隘人口夥多に苦しみつゝある現狀に顧みて、彼等は一團となつてロシアに移住すべきである。然るに彼等はロシアに移住せんとはせず、飽くまで我が國に留まつて、ロシアをたゞへ、祖國を呪咀しつゝあるとは何事である。恐らく彼等はロシアに移住して其の強制労働に堪ゆる能はざるを知悉せるが爲めであらう。現にロシアにあつて國賓待遇を受くる片山潜君すら、胡馬北風に嘶き、越鳥南枝に巢くふ如く、日本の空にあこがれ居るといふではないか。

勿論、レニンは其の事績の上よりいつて、一世の巨人たるに相違ない。型こそ異なれ、現代的英雄としては、ムツソリーニ、ケマル、クレマンソウと並稱さるべき資格はある。併しロシアの十一月革命は、ロシアの連戦連敗の必然とも見るべく、其の實體は農業革命に過ぎない。複雑多端なる機構を有する近代産業に對する共產主義革命と其の實體を異にし、其の難易を異にする。英に助けられたる主戦派のケレンスキー内閣を、獨に助けられて、即刻平和と、地主貴族の土地分有とを主唱せることに依つて、葬り去りたることは、難事は難事にしても、至難といふほどのものではなす。

元來ロシア人は政治的に經濟的に歐洲諸民族中劣等の地位にある。さなくば、帝制ロシアに於ける虐政はあの程度に達し得らるゝ筈はなかつた。悪政府を存在せしむるは、國民の素質不良なるが爲めであつて、帝制時代の虐政に就いては、露國民も一半の責任を帯びなければならぬ。ロシア人の素質の低劣は、各民族の試験場ともいはるべき米國に於ける移民の子弟に對する知能検査が之を證明して居る。若し日本人がロシア人の如く一億七千萬の大衆であり、其の領土が現在のロシアであつたならば、今日の宣傳専門のロシアと異なり、實に歐亞二大洲を睥睨する一大雄邦を建設し得て、英米の強大を以てしても、能く仰ぎ見る能はざるものがあるであらう。素質低劣なるロシア人なればこそ、大兵非力、今尙其の運命を危惧せらるゝロシアを建設し得たるに過ぎないのである。

ロシア及びロシア人の低劣如何は暫らく措くとするも、ロシアの我が日本に對する態度は帝政時代より現ソヴェート政府時代に至るまで、終尾一貫、言語同斷といはねばならぬ。日本が日清戦役の結果として勝ち得たる遼東半島を支那に還附せしめながら、却つて自から之を占領したるは、ドイツのカイザーと結べる帝政露國であつた。此の暴慢無禮は新露國に於ても依然として繼

承されて居る。現ソヴェート政府は内政上に於てこそ可なりに改善の跡を示すと雖も、其の對外政策に於ては、帝政露國の傳統を繼承して居る。一種の惡質遺傳者である。

現に新ロシア政府は我が國よりの主として大戦中の借款にかゝる三億の外債に對して、何等の責任を負はない。其の口實として政府首脳部は左の如く述べんとする。ソヴェート政府の出現は普通の政府の交迭ではなく、寧ろ新國家の創設である。舊帝政國の債權、而も帝國主義戦争といふが如き不正義なる目的の爲めの債權に對して、新國家たるソヴェート政府が責任を負ふが如きは非倫理であると。

併し之れ甚だしく國際信誼を無視したる暴論である。若しロシア現政府が新國家の成立を意味し、帝政ロシアと何の關係もなきものならば、現政府は帝政時代に支那より略取したるシベリアの全地域を還附すべきである。然るに現政府は帝政時代に強奪せるものは、一インチの土地と雖も、之に對する權利を主張し、帝政時代の對外債務は先代の罪業なりとして、之が繼承を拒否せんとするは論理の矛盾である。之れ奇妙不可思議なる限定相續ではないか。素より、對外債務の拒否はフランスの革命政府も敢てしたところであつて、現ロシア政府は其の先例に倣つたもので

あらう。併し、此は國際信誼上不道理なることはいふまでもない。若しソヴェート政府の主張が理論上正當であるならば、現在のドイツ共和國もカイザー當時の帝政國と異なり、新國家の創設なりといはるべく、戦勝國への賠償金支拂の義務を解除さるべきであらう。否、一切の戦敗國は國體の變化によつて、賠償の義務を拒否し得ることゝならう。

現ソヴェート政府の日本に對する暴狀は單に之に止まらない。京濱市民が大震災に苦しみし際、日本に餘り好意を有せざる米國すら、人情の發露として、軍艦を派遣して多量の救護品を送り來りたるが、ロシアは、日本人の心理を弄ぶ意味にて、一汽船にレニン號と名づけ、救護品を積む代はりに、帝都の不穩に乗じて共產主義を宣傳すべき任務を帯びた人々を乗り込ませて、横濱に航行せしめた。當時の戒嚴司令官福田大將が、此の陰謀を知つて、レニン號に退去を命じたことは、今尙我々の記憶に新たなるところである。

尙か大正十四年の頃と記憶するが、朝鮮水害の時、ロシア政府は金數十萬圓を日本の某赤色組合に送り、之を通じて鮮人を救護せしめ、一舉にして日本の主義者と朝鮮の不逞漢との人心を收攬せんとし、所謂一石二鳥の策に出でんとした。之は我が政府の拒否するところとなつたが、三

億の日本債を踏み倒して、其の九牛の一毛にも若かざる端金を以て日本の赤化を試みるなど、眞に傍若無人と評すべきである。近來北洋漁業と鮮銀支店問題に關しても、ロシア政府の爲すところは、日露戦役に依つて得たる日本の一切の權益をも抹殺せんとするのである。然るに、日本の「我等の祖國ソヴェート・ロシア黨」は日露間の凡ての係争問題をも、一々共產主義と資本主義の問題と化し、日本に不利ならんことを祈願しつゝある。斯くして、精神的には、日本は一部をロシアに分割され、ロシア租界地まで設置され居ると憤らざるを得ない。

## 四

ボルシェヴィズムほどに目立つた危険性はないが、而も米國流のリベリズムは、日本の大新聞其の進歩的分子に深く喰ひ入りつゝ、前者の急性疾患に對して慢性疾患たらんとしつゝある。日本の基督教々團の多くが米國のミッシヨンの支持になることは明かである。更に日本の女子高等教育は、目白女子大學、東京女子大學、津田英學塾と數へても、殆んど全部が米國の宗教團體と密接の關係があることは改めて指摘するまでもない。勿論米國教團の意圖は飽くまで宗教的

であり、文化的であり、決して政治的ではない。此の點ロシアの共產主義宣傳と著しく其の性質を異にする。

殊にリベリズム其物には高貴なものがある。個人の自由を離れて、創造も解放もあり得ない。文化價値の實現は個人のイニシアチブの可能的最大限を必要條件とする。されば事理を辨へた社會主義者も、社會主義の強制經濟は自由の爲めの強制であると主張する。哲學者カントも、最も深き意味のリベリストとして、各人は自由たるべく強制さるゝ必要があると認めた。バートランド・ラッセルは社會主義者としての自己の立場を宣明して、コブデン・ブライトの時代にはリベリズムの爲めに、個人主義經濟組織を必要としたが、今日に於ては同じくリベリズムの爲めに、社會主義經濟組織を必要とすると論じて居る。従つて原則としては個人の自由自律の爲めに政治的産業的デモクラシーを方便とすることは、正道を正道にて行ふことで、惡質な獨裁主義に優つて居る。

併しながら、自由主義は經濟的に餘裕あり、多年の政治的訓練を経たる國家に於てのみ可能である。英と米とは蓋し之に近い。而も英國の如きは、自國の自由主義の爲めには、嘗ては南阿に、

億の日本債を踏み倒して、其の九牛の一毛にも若かざる端金を以て日本の赤化を試みるなど、眞に傍若無人と評すべきである。近來北洋漁業と鮮銀支店問題に關しても、ロシア政府の爲すところは、日露戦役に依つて得たる日本の一切の權益をも抹殺せんとするのである。然るに、日本の「我等の祖國ソヴェート・ロシア黨」は日露間の凡ての係争問題をも、一々共產主義と資本主義の問題と化し、日本に不利ならんことを祈願しつゝある。斯くして、精神的には、日本は一部をロシアに分割され、ロシア租界地まで設置され居ると憤らざるを得ない。

## 四

ボルシェヴィズムほどに目立つた危険性はないが、而も米國流のリベリズムは、日本の大新聞其の進歩的分子に深く喰ひ入りつゝ、前者の急性疾患に對して慢性疾患たらんとしつゝある。日本の基督教々團の多くが米國のミッションの支持になることは明かである。更に日本の女子高等教育は、目白女子大學、東京女子大學、津田英學塾と數へても、殆んど全部が米國の宗教團體と密接の關係があることは改めて指摘するまでもない。勿論米國教團の意圖は飽くまで宗教的

であり、文化的であり、決して政治的ではない。此の點ロシアの共產主義宣傳と著しく其の性質を異にする。

殊にリベリズム其物には高貴なものがある。個人の自由を離れて、創造も解放もあり得ない。文化價値の實現は個人のイニシアチブの可能的最大限を必要條件とする。されば事理を辨へた社會主義者も、社會主義の強制經濟は自由の爲めの強制であると主張する。哲學者カントも、最も深き意味のリベリストとして、各人は自由たるべく強制さるゝ必要があると認めた。バートランド・ラッセルは社會主義者としての自己の立場を宣明して、コブデン・ブライトの時代にはリベリズムの爲めに、個人主義經濟組織を必要としたが、今日に於ては同じくリベリズムの爲めに、社會主義經濟組織を必要とする論じて居る。従つて原則としては個人の自由自律の爲めに政治的産業的デモクラシーを方便とすることは、正道を正道にて行ふことで、悪質な獨裁主義に優つて居る。

併しながら、自由主義は經濟的に餘裕あり、多年の政治的訓練を経たる國家に於てのみ可能である。英と米とは蓋し之に近い。而も英國の如きは、自國の自由主義の爲めには、嘗ては南阿に、

現に印度に侵略的帝國主義の全能率を發揮したし、又發揮して居る。實に英國のリベリズムは對外的に帝國主義を條件とする自由主義である。されば、日本の如き經濟的に餘裕なく、而も對外的に帝國主義に徹底し得ずして、米國の如くりベリズムで一貫せんとすることは、愚劣なる模倣に過ぎない。

大觀すれば、ロシアにボルシェヴィズムあり、イタリアにファッシズムあり、アメリカにリベリズムがある。此等のイズムは、何れも夫れ々の國に適當の郷土を見出し、相當に効果を收めて居る。問題は日本に於て、以上の三つの型のイズム中何れが最も適するかといふことにある。日本の共産系分子はボルシェヴィズムに向ひ、日本の進歩的思想家、有力なるチャーナリズムはリベリズムに向ひ、少數國粹主義者はファッシズムに向はんとして居る。而してボルシェヴィズムは貧農多き國に榮え、リベリズムはブルジョワジーの勢力ある國に榮え、ファッシズムは中産階級の有勢なる國に榮える傾向がある。而して日本はボルシェヴィズムの實現を可能ならしむることが出来ない如く、リベリズムを成功せしむることも出来ない。ファッシズムも戦後のイタリアの如き亂秩序を條件としなくては、實現の可能はない。日本は當分以上の三イズムの交響樂を奏するであらう。

唯こゝに注意を要することは、ロシアのボルシェビズムも、アメリカのリベリズムも、日本に移植されては、本國に於ける以上に、國際主義的色彩を持つて居る。此の點に於て、ファッシズムが民族主義の濃厚な色彩を有すると大に異なつて居る。而して、米國系リベリズムには、米國の國情と結べる甚だしき享樂主義が宿つてゐる。日本には此の影響が殊に大きい。ジャズ、トーキー、ベースボール、ダンス其の他の尖端的享樂は何れも米國的である。此の享樂的傾向が日本に取つて慢性的疾患の源となりつゝある。

露化思想と米化趣味とに精神的に分割せられたる日本の保全には、民族主義の高唱に依るの外はない。斯くしてイタリアの翻譯ならぬ日本的ファッシズムの創造が焦眉の急である。分割か保全か。祖國は今や岐路に立つ。(昭和六年三月稿『祖國』所載)

直譯全體主義排擊



## 新體制の根本理念を検討す

久しく國民總力の新體制を考案しつゝあつた近衛公は首相の印投を帯びるや、遂に國民組織の新體制に就いて歴史的意義ある聲明を發するに至つた。その聲明を閲讀すれば、我々が曩に危惧してゐたよりは上出來であるが、皇道政治の近代的適用といはんよりは、ドイツ的全體主義を如何に我が國體に順應せんめんかの苦心の産物といふべき節あるを悲しまざるを得ない。その構想に於て、その措辭に於て、その表現に於て然りといはざるを得ない。唯喜ぶべきは、よし日本の國格が全面的に活現せられてゐないとはいへ、構想に於て、我が國體の精髓と憲政の本義に背馳せざることに粒々の苦心の拂はれて居ることである。

公が新體制を必要とする根本の動機は、支那事變處理の完遂、東亞新秩序の建設、世界新秩序建設の指導的役割を果す爲めに必要な國防國家の體制を整ふることにある。而してこの要請は恒常的な國家的要請であつて、この要請に沿ふや否やは國運興隆の成否を決定するものであると

いふ。このことは獨り公の私見でもなければ、卓見でもなく、今日では國民の常識となつて居る。國民はこの體制の具體的内容と人的配置と實踐的效果とを問題としてゐるまでである。公並びに公の親近者が果して國民の期待に沿ふだけの聰明と誠意と公平と迫力とを有するであらうか。課題が大きなだけに解決は頗る困難である。西にソ聯の強大なる陸軍あり、東に七割増強の米國の海軍を控へてゐるだけに、國民の國防強化に對する要望は誠に悲壯なるものがある。

近衛聲明は更に進んでいふ「かゝる新體制に含まるものとしては、先づ統帥と國務との調和、政府部内の統合及び能率の強化、議會翼賛體制の確立等が擧げられねばならぬ……しかしながら、更に重要な之等の基底をなす萬民翼賛の所謂國民組織の確立であつて、こゝに準備會を招請し協議協力を求めんとするものも、正にこの問題についてある」と。

近衛聲明中のこの文句は凡庸の徒は黙過し當然視しするかも知れないが、具眼の士は到底その儘に黙過し得ざるべく、聲明の再検討を要求せざるを得ない。即ち「統帥と國務との調和」は天皇として、又大元帥としての上御一人に於てのみ求むべきに拘はらず、「かゝる體制に含まるものとして」政府部内の統合や議會翼賛體制の確立と同列に置ける點は、我が國體の根本義と憲

法の精神とに照して、果して妥當なる構想であり、適切なる表現であるといひ得るであらうか。由來統帥と國務の調和は新體制の上に立ち、以外に存すべきもので、支那事變以來、大本營の設置と共に、大本營連絡會議の成立と共に、既に強化され居るべき筈ではないか。國民組織の力に依つて、又國民組織の完成に依つて、「國民組織に含まれたものとして」軍政二略の一致が出来ると考へるとは何事であるか。この考へ方には民主主義的な、良く見ても全體主義的な思想が伏在してゐて、上御一人主義が徹底してゐない。日本に於ては上御一人の大権があつて、始めて統帥権の確立があり、萬民翼賛の國民組織があるものであつて、陛下の大権は論理的に國民組織に先行すべき筈のものである。近衛公の構想と表現とは自由主義の傾向を蟬脱せんとしつゝ、ドイツ流全體主義の後塵を拜し、英米の多數決主義ともドイツ流の全體主義とも異なる、我が上御一人主義に徹底せざる罪を犯して居る。齊一變して魯に至つたといへるが、魯一變して道に至るには竿頭更に一踏歩を要する。

實に、公及び公の親近者が統帥と國務との調和を「新體制に含まるゝもの」といへることは恐らく新體制の必要を力説する餘り重大なる過誤を犯したと善意に解釋する餘地もある。何となれ

ば、公は組閣の大命を拜したる後、「軍政二略の一致は新體制よりも必要である」と述べた事實があるからである。この軍政二略の一致、即ち統帥と國務との調和が新體制よりも必要であるとの主張と、この調和が新體制に含まるゝものであるとの表現とは、斷じて一致し難いからである。行政の能率や議會翼賛體制の整備は新體制の完備に依つて完全となり得るであらうか、日本國民の何人もが新體制の完備に依つて始めて、統帥と國務との調和が出来得ると考へないであらう。日本は舊體制下に於ても、統帥と國務との調和が計られてゐた筈である。日清、日露二大戦役の大勝利も實に之に依つて得られた。重ねていふ、軍政二略の調和は新體制以前に、以外に、又以上確保されたものであり、確保さるべきものである。之は決して新體制に依存すべき筈のものではない。國體や憲法が新體制に依存せざると同様に、陛下の大権に基く統帥と國務との調和は新體制に依存せざるものである。近衛公は組閣の完成せざる間に、陸海外の三相候補者と共に、軍政二略の一致と外交の根本方針を、荻外莊に於て談り合つたではないか。そうしてこの二大問題に關して意見の一致があつたればこそ、公の組閣の航路は平穩であつたではないか。従つて統帥と國務との調和は、新體制と没交渉たることは自明の理であるといはねばならぬ。

次に近衛公は「この國民組織の目標は、國家、國民の總力を集結し、一億同胞をして生きた一體として等しく大政翼賛の臣道を完うせしむるにある。かゝる目標を達成するには、全國民がその日常生活の職場々々に於て翼賛の實を擧げ得るやうにせねばならぬのである。思ふに從來の如く國民の大多數が三年か四年に一度の投票に依り選舉に参加するのみを以て、政治と關係する唯一の機會とするが如き状態にあつては、國民全部が國家の運命に熱烈なる關心を持ち得なかつたのも寧ろ當然といふべきであらう」と述べて居る。

公の考へは大體に於て謬りなしと思惟されて居るが、深く検討すると重大なる危險が伏在してゐる。それは外でもない。一億同胞をして大政翼賛の臣道を完ふせしめるといふ日本主義的、皇道主義的政治の原理を示すと共に、個人と國家との關係、又は個人と天皇との關係のみを眼中に置いて、個人が家庭を通じて君國に報ずるといふ家族主義の重要性を全然無視してゐることである。近衛公の幾度かの聲明は素より、新體制準備委員諸君の言説のうち、唯一人でも家族主義の重要に觸れたものがない。その點は實に不思議なほどである。之は要するに、新體制論者がドイツの電撃戦の成功に眩惑され、全體主義に盲目的に心酔し、唯ドイツ模倣なりと攻撃されること

を恐れて、強いてドイツの全體主義と日本の皇道主義との相違を説いて、自分等のドイツ追隨をカマフラージュせんとすることを實證するものである。「全國民が日常生活の職場々々に於て」とのみ述べて、修身より齊家へ、齊家より治國へと進む政治の常道すら忘れて居ることに依つても明かである。

更に近衛公が一般國民の政治的關心の薄きを指摘して「三年か四年に一度の投票に依り選舉に参加する」云々といつてゐることに就いても、相當警戒を要する。三年か四年に一度の投票などといつてゐるが、公はその野心ある新體制便乗の議會人の言葉を鸚鵡返しにしてゐると認めらるゝのみであつて、之は衆議院の選舉のみを考へてゐるのであらう。しかし、國民の大多數は、選舉に關係するのは三年か四年に一度どころではない。町村會議員の選舉、縣會議員の選舉は素より、所得税調査委員、農會、水産組合、木炭組合、蓄産組合、産業組合等々の選舉にも關係し、政治的闘争の機會が多過ぎるからである。公は或はいふであらう。選舉に關係することは國家の運命に關する關心とは異なるものである。しかし、考へても見るがよい。子弟を戰場に送つてゐる家庭もあり、物資や勞力の不足で生活の不安を感じてゐる者もあり、統制の犠牲で失業す

る者もある。蔣政権はいつ没落するのか。外交轉換とは何であるか。米國はいつ對日經濟絶交するのか。日本の南洋進出はやり通せるのか。日本は獨伊と結んで英米と一戦するのか。ソ聯と争ふのがよいか、和解するのがよいか。全國民は政治に無關心どころか、實に神經過敏になつて居るほどに關心を寄せてゐる。然るに、政府は具體的な何事も國民に告げずして、國民に非常時局への心構へを勧めてゐる。而も不明の原因に依つて内閣が幾度か交迭する。國民の政治的關心は焦燥感ともなり、不安ともなつてゐる。訴ふべき政黨は解消し、代議士は無力化して居る。舊體制は急速に亡びつゝあるが、新體制は未だ處士横議の域を脱せず、國民は五里霧中である。

公が國民に國家的關心を持ってと激勵するのも悪くはない。しかし、現代の國民、殊に青年に必要なのは、勤勞と協同の精神及び實踐である。田も耕さず、炭も焼かず、魚取もやらす、天下國家を論ずる政治狂の輩出が、青壯年の政治浪人の輩出が、果して現代の必要であるか。筆者は嘗て松岡洋右氏の驥尾に附して政黨解消運動に乗り出したことがあるが、集まり來つた者は多くは生産に關係のない政治狂であつた。中野君の東方會、橋本統領の大日本青年黨の運動にも恐らくこの感が深かつたであらう。嘗て水戸義公は百姓が修身齊家を忘れて天下國家を論ずるを輕佻な

りとして戒めた。若し橋本統領をして天下の青年を指導せしめたならば、黙々として生産に従事する青年は跡を絶ち、天下の青年をして政治狂たらしむるなきやを憂ひざるを得ない。我々は血盟團、五・一五事件、神兵隊事件、二・二六事件が如何に餘りに政治的な青年と關係あるかを經驗したではないか。これ等の事件は支那事變以前であつたればこそ危険が尠なかつた。時局の深刻化する今日、既に餘りに神經過敏となり居る青年をして狭義の政治運動に深入りせしむることは危険至極である。青年をして國家總力體制の強力分子となすは望ましきことであるが、狭義の政治運動に没頭せしむるは、斷じて時宜を得たるものではない。識者が産業組合の政治化に危険を感じるは正に同一の理由に依る。近衛公も齡既に五十歳に達した筈である。徒らに時流に乗り、轉向派の、爲めにする甘心に誤られざるやう警戒すべきではないか。

次に近衛公が「國民組織は國民が日常生活に於て國家に奉公する組織なるが故に、それは經濟及び文化の各領域に亘つて樹立されねばならぬ」といひ、更に國民組織の眼目は「國民をして國家の經濟及文化政策の樹立に内面より參與せしむるものであり、同時にその樹立せられたる政策をあらゆる國民生活の末梢に至るまで行渡らせるものなのである。かゝる組織の下に於て、初め

て下意上達、上意下達、國民の總力が政治の上に集結されるのである」といつてゐる目標は正しいといへる。しかし、上意下達、下意上達が圓滑に行はるゝことは、政治の理想であつて、この理想は君主國に於ても民主國に於ても妥當するものであるが、之が具體的組織に於て實踐されることは容易でない。水戸義公も北條時頼も下情に通せんが爲めに苦心をしたればこそ、政治の實績を挙げ得たのである。近衛公は果して下意上達に遺憾なからしむる爲めに如何なる苦心を拂ひつゝあるや。公は雲上人として宮中の御親任厚きは察するに餘りあるが、人生行路難に體驗を缺き、所謂甘いも酸いも知り抜いて居る人とは信ぜられぬ。從來矯激な主張を宣傳しつゝあつた者や、無産黨の轉向者を周圍に集めたからとて、下情に通じ得る筈のものではない。公なればこそ、互ひに兩立し難き異色ある人物を傘下に集め得たりと敬意を表するに吝かでないとしても、理想と理想を實現する手段に對する明確な認識と、この認識に基づく實踐的信念と力量が問題である。弱き人格に盛られたる高遠なる理想はその人を悲劇化する。公は大きな課題を前にして如何なる覺悟を有するであらうか。空腹の人々は印刷せられたるメニューの出來榮えでは満足しない。公の周圍には××案と稱するメニューは揃つてゐるであらうが、料理の準備はどうであらう

か。××大將の如く下意上達はいらぬなど、放言する者もあるし、後には訂正されたとしても、新體制の總裁は總理大臣以外の者でなくてはならず、これは指導者として恒久性を有しなくてはならぬとナチスの直譯思想を露骨に主張してゐた者もあり、憲政の本義に戻り、列聖の聖旨に背く暴論を吐く場面もあつたから、舊體制を揚棄して、時勢に即應する新體制の必要を認めるに於ても、近衛新體制につき纏ふ缺點、殊に國體上、憲法上疑義ある點につきては、十二分に論議を盡さなくてはならぬ。蓋し是を是とし、否を否とすることは大政翼賛の巨節をつくす上に於て第一義的要件なるからである。

最後にかゝる新體制と政黨運動との關係についての近衛公の考へを検討する必要がある。公は國民組織が完成されるには一つの國民運動が必要であり、かゝる國民運動は國民の間から自發的に盛り上つて來るべきものが、現下の情勢はかゝる運動の自然發生的展開にのみ期待するを許さず、且下からの運動は動もすれば分派的抗争に陥り、眞實の國民運動となり得ぬ虞れがある。茲に於て政府も亦この運動に對して當然積極的に之を育成指導する必要があるのであると述べて居るが、之は正當な見解である。公はこの立場から從來の政黨運動を以て個別的分化的なる部分の

利益、立場を代表することをその本質の中に蔵してゐるから、新體制運動は學國的、全體的、公的の官民協同の國家事業でなくてはならぬと主張し、國民總力の集結一元化の指導精神を公益優先の精神に求めて居る。

公の思想は大體に於て妥當と認められるが、未だ徹底を缺いてゐる。公は新體制運動は官民合同の運動でなくてはならぬといつてゐながら、米内々閣存在中に、純然たる民間運動として乗り出さんとして、この聲明と矛盾した態度を採つたではないか。筆者は「祖國」八月號に於て新體制運動は國家總力體制運動であり、軍官民の協力運動であるが、運動の中心は軍時内閣又は大本營内閣を中心とすべきであり、補弼の責任ある内閣諸公以外に運動の中心を求むべからざること警告したが、幸ひ近衛公も意外に早く組閣することとなり、新體制運動の中心に内閣が當ることとなつたのは、轉迷開悟の第一步を踏み出せるもので、輕井澤放送の誤謬を清算したものといへる。

しかし、公が總力體制運動の精神を公益優先の精神に置くなどいふことは、この運動の眞意義に徹底せざるものである。新體制が皇運扶翼運動であり、萬民翼賛運動であるに拘はらず、指

導精神が公益優先くらゐの經濟思想中心のものでは、畫龍點睛を缺くも甚だしいといはねばならぬ。前線の勇士が戦没する時に公益優先萬歳と唱ふるものもない如く、銃後の勤めを果すものも、皇國興廢の分岐點を痛切に考へてゐないものはない。單に私利と對立する意味の公益に果して何の魅力があるか。ドイツに於ては、各個人、各階級が個人的、階級的利益を追及してその弊害が著しかつた爲めに公益優先を唱道したのは、ナチスの功勞であるが、之を日本に直譯するは適切ではない。元來公益と私利とが不調和であると看做すのは誤りであつて、二者は對立することもあるが、調和するのが原則である。孔子も確その中にありと述べて、公益に努めれば私利も従ひ來ることを信じてゐる。殊に我が國の如く家族主義の發達してゐる國家に於ては、西洋風の私利は例外的のものである。日本に於ては一身一家の計を爲すは、多くは父母に孝をつくし、子孫を教養し、親戚、故舊にも篤からんが爲めである。我が國に於ては、家長なるものゝ責任は實に重大である。歐米に於ては、家長の責任は妻と十年未滿の少年子女を養ふに限られ、家長貧困なれば、親も子も弟妹も國家的、社會的扶養に待つ有様である。日本に於ては家長は遙かに重大なる責任を持つて居る。従つて、日本に於ては、家庭は一定の財産を要し、一定の收入を要する。一

に私利といつて之を排斥することは、家庭の基礎を破壊するものである。英國の労働者が賃銀の多きを求め、私有財産に頓着せず、社會主義的傾向に走るは、健全なる家族主義の發達がないからである。日本の家族主義の理想は各家族に住宅を所有せしめ、一定の財産を所有せしめることにある。日本に於ては家族延長擴大して國家となる建前からして、私利を向上せしめて公益となる建前でなくてはならぬ。仁徳天皇が「民の富めるは朕の富めるなり」と仰せられたる大御心は斯く拜察せらるゝ。

然るに現在の日本にはナチス直譯の思想が横流し、個人と國家のみを考へ、健全なる家庭を維持する東洋の美風を忘却する風がある。去る八月二日文部省に於て開催せられた教學會議終了後、橋田文相談として發表せられた三項目中、第二として「自我功利の思想を絶対に排し國家奉仕を第一義とする國民道德の確立を期すること」といふのがある。部分を減却して全體がなく、個人を撥無して國家がない如く、一切の私利を絶対に排して如何にして公益があり得るであらうか。私利と公益とは對峙するのが原則でなく、健全なる國家に於ては調和するのが原則である。自我功利を絶対に排するは、私有財産を否認する共產主義思想に外ならぬ。私利の排すべきは、公益

と兩立せざるもの、他人の私利を害する場合に限らるべきである。勿論一旦緩急ある時に義勇公に奉ずるは當然の國民道德であり、赤標を掛けて出征する場合には、身も家も忘るゝのが、日本的美風であるが、平時に於て、私利を絶対に排するは、家庭を破壊し、家族主義を否認し、共產主義に一步を進めるものである。ドイツ的全體主義を盲信して、我が家族主義の美風を忘れ、家庭の叛逆者たる青少年を輩出せしめることは、危険至極である。實に青少年は職場に於てよりも、家庭に於て、よりよく鍛錬せらるべきである。新體制論者に於て、日本の家族主義に一言及するものなきは、數年前の大日本運動の唱道者に比して、遙かに思想的用意を缺くものといはざるを得ない。

公は更に新體制が高度の政治力と實踐力とを有する必要があるが、之を黨組織として一國一黨的のものとなし、黨に反對するものを國家に對する叛逆となすことは不可であると考へ、而して黨の權力を恒久化し、黨首を恒久的權力把持者となすことは、幕府的存在を承認するもので、一君萬民の國體の本義を紊るものといふべきであるとなして居る。若し翼賛の意志に於て異なるものありとすれば、聖斷を仰ぎ、一度聖斷の下されたときは凡ての臣僚が「承詔必謹」の大義に歸一

しなければならぬと公は述べてある。公のこの言は、公の聲明中の白眉と稱すべきである。筆者が「祖國」に於て國家の大事は凡て御前會議に於て裁斷を仰ぎ、この裁斷に反する者に對しては、如何に高位高官の者と雖も嚴罰に附せらるべしと主張せること、符節を合するものといはねばならぬ。

公の以上の聲明を基礎として考察するに、準備委員會の某々委員等の言説には首肯し難きものが多かつた。萬民翼賛の體制に於て、或者を會員にすべからずとの議論もあつた。會員と非會員とを區別すれば、既に一國一黨となるではないか。又或者は協力會議と對立する中央指導部を考へ、萬民翼賛の一分子でありながら、この中核體を指導者と稱せんとして、井田、古野兩委員に依つて訂正せられるに至つた。甚だしきは、委員の大多數が新體制の總裁と首相とを別個のものとなし、近衛レジームを恒久化せんとして、嘗ての政黨專制時代のボス政治を復活するが如きことを希望し、葛生委員の質疑に依つて、反省を餘儀なくせられ、公も葛生委員の疑問を諒とし、首相が總裁を兼ねる建前を執らんとしてあるとのことである。

上御一人主義と萬民輔翼とに徹底すれば、輔翼體制の一分子が指導者と僭稱することは絶対に

許さるゝ筈のものでなく、大臣輔弼の責任を考へれば、大臣以外に政治的權力の中心を考ふることは許されない。この根本義さへ理解せざる委員が多しといふことは、新體制成立後解消すべき運命の委員會とはいへ、日本の指導者顔をする連中も大に指導啓蒙を要することを明證するといはねばならぬ。筆者は政界の素人とも看做すべき葛生、井田、古野三氏の努力に敬意を表するに吝ならないものである。三氏の努力に依つて、近衛公も大過なきを得んとするが如くであり、單に公の爲めのみならず、新體制の爲めに、慶賀せざるを得ない。

何れにしても、筆者が軍政二略の一致を新體制以上に置き、更に總理大臣と新體制の一元化を主張せることが、事實とならんとすることに、聊か喜びと誇りとを感ぜざるを得ない。

(昭和十五年九月稿「祖國」所載)



## 大政翼賛會の性格に對する疑義

大政翼賛運動の臣道實踐の中核體として大政翼賛會なるものが成立した。内閣情報部は「新體制早わかり」と題する週報を發刊したが、之に依つて大政翼賛運動と大政翼賛會なるものゝ性格が一通り明かになつた。

大政翼賛運動なるものは一億一心臣節を竭す運動であるから、統治權を總攬せらるゝ上御一人を君と仰ぎ父と親しむ臣民は皆之に屬する。一億一心が形式的に組織化せられやうと、組織せられまいとに拘はりなく、日本人ならば、生れ落ちた利那から、之に加つて居る。入會の手續きは出生届で済むことであり、退會の手續は死亡届で充分である。皆楠公父子の如く七生報國を志す者は死亡後に於ても臣節を竭しつゝあるのであるから、退會する筈はない。靖國神社に祭らるゝ護國の英靈も同様であらねばならぬ。従つて一億一心の臣節實踐の理念は肇國以來の理念であつて、近衛公に依つて創設せられたものでもなく、近衛公のブレイントラストのブレインの中で

醗酵したものでない。夕日は赤く、兎は白いといふが如く、頑是なき小學兒童でも解つてゐる自明の理を、自明の言語に移したに過ぎない。

だが、近衛公が大政翼賛運動の總大將だといふことになる問題が生ずる。大政翼賛運動の分子といへば、出生以後の日本人の全體であるから、上御一人に仕へまつる××を始め奉り、現役軍人も、裁判官も、總理始め各大臣も、政黨員も商人も、百姓も、漁夫も、老若男女、貴賤貧富、凡てが含まるゝことゝなり、従つて大政翼賛運動の一分子たる總理大臣がこの運動の會長となり全國民を率ひて衆議統裁の形式を以て上御一人に奉仕することは果して妥當であるか。一億一心の大政翼賛は皇運扶翼運動であり、その標的たり對象たるものは上御一人、萬世一系の皇統である。大政翼賛の大政は上御一人のマツリゴトであり、内閣又は政府の行政ではない。従つて大政翼賛は内閣翼賛とは本質的に異なつて居る。

萬民翼賛運動の運動委員長としての近衛總理の資格は無條件的に是認せらるべきかといふに、筆者は之に對して深刻なる反省を要すると信ずる。總理大臣は内閣官制に依つて考へるに「各大臣の首班として機務を奏宜し、旨を受けて行政各部の統一を保持す」とあつて、最高の行政官に

過ぎない。既に最高の行政官として内閣會議の議長たる資格しかないものである以上は、陸海軍の首班たることは出来ない。日本に於ては統帥權の獨立が憲法上保障せられ、陸海軍は統帥大權に支配され、行政總長には支配されない。(こゝには總理大臣兼大政翼贊總裁を參謀總長及び軍令總長の名稱に準じて假りに行政總長と稱する)行政總長が陸海軍を支配することの不當なるは、猶ほ陸軍參謀總長又は海軍軍令總長が行政部を支配することの不當なると同様である。次に裁判官も行政總長たる總理大臣の監督下に屬しない。司法權の獨立の認めらるゝ我が國に於ては、裁判所は天皇直屬の機關なるからである。行政總長たる總理大臣が裁判所を支配することの不當なるは、猶ほ大審院長が行政部を支配することの不當なると同様である。斯様な理論は帝國議會に就いても成立する。帝國議會は憲法上天皇直屬の機關であつて、行政府の下部機關ではない。議會の召集も、解散も、閉會も、停會も一として勅命に依らざるはない。開院式の儀式すらも宮内省儀式である。従つて、行政總長たる總理大臣が帝國議會を支配することの不當なるは、猶ほ貴族院議長及び衆議院議長が行政部を支配することの不當なると同様である。貴族院議員も衆議院議員も國民の一員としては行政系統に屬すべき部面もあるが、議員の資格としては行政系統に屬

すべきではなく、従つて行政總長の下僚ではない。議場に於て議員に命令し得るは貴族院議長及び衆議院議長に外ならぬ。議會に臨めば、内閣總理大臣と雖も議長の統制下にあるものである。樞密院も行政總長の下風に立つものではない。樞密院は天皇の諮詢機關として天皇に直屬するものである。行政總長たる近衛公の統率の下に、近衛公を通じて陛下に奉仕する筋合のものではない。會計検査院すらも、行政府の下部機關ではなく、天皇直屬の機關であつて、行政府は却つて會計検査院に依つて會計上の監督を受ける。

要するに、帝國憲法を見ても、内閣官制を見ても、總理大臣は内閣會議の議長の如きもので、行政總長とでも稱すべきものであり、上御一人を除く萬臣の總首領といふ性質を持つてゐない。別言すれば、畏れ多いことであるから、皇族のことは論外に置き奉るが、總理大臣は現役軍人、裁判官、貴族院議員、衆議院議員を含めての全國民の總大將といふ資格はない。日本に於ては、上御一人のみが、陸海軍を統帥せられ、統治の大權を總攬せられ、行政、立法、司法の諸權の淵源となられてゐる。之は獨り憲法上の規定であるばかりでなく肇國以來の皇國本來の姿である。

然るに、世間では、新體制が出来、國民再組織が完成すれば、内閣總理大臣が大政翼贊運動の

最高指導者となり、内閣總理大臣が昇格して全國民の總大將にでも祭り上げらるゝ如く錯覺——流石明敏なる近衛公は斯く錯覺する筈もなからうが——して、御治世が新たになつたやうに考へるかも知れないが、之は國體に對する甚だしき認識不足である。

現在のドイツに於てならば、ヒットラーは軍の統帥權と統治の大權とを一身に綜合し、大統領と總理大臣と大元帥とを兼ね世界無比の獨裁者であるが、日本の總理大臣は之とは蓋し似寄りのつかぬものである。日本の總理大臣は軍權も持たず、司法權も持たず、立法權も持たないところに特色があるので、ヒットラーなどを羨む不心得などがあつてはならぬ。之が却つて國體の有り難さから來るのであつて、その限定せられたる職域に於て臣節を竭し得るところに、總理大臣たるものゝ誇りの存するところである。職域奉公とは先づ第一に總理大臣に要求せらるゝものであつて、職域奉公の第一要諦はその職域内に於て責任を十二分に竭すことゝ、憲法の條章を遵奉して、斷じて職域の埒外に一步を踏み出さないことにある。總理大臣始め各閣僚が職域埒外一步も踏み出さず、軍も、立法府もその職域を守つて互に謙虛な氣持で、各職域の調和を念掛けて居れば、内閣と軍の摩擦などは思ひも寄らざることであり、政府と議會との唾み合ひなども藥に

したくとも起り得ない。日本の裁判所はこの點に於て満點——他に能率上種々の非難はあり得るが——裁判所と政府、裁判所と議會、裁判所と軍との杆格、相刻の例は極めて乏しい。職域奉公の要諦は、職域の内包と共に、その限界を確認することに依つてのみ可能である。

日本の總理大臣が嘗ての如く絶對多數黨の總裁を兼ねてゐても、今日の近衛公の如く大政翼賛運動の總大將を兼ねてゐても、その權力が大に限定せられてゐるのは、上御一人が絶對の御盛徳と御威力を兼備せられ允文允武におはしますからであつて、我が國體の本質から來て居るのであつて、寧ろ喜ぶべき現象である。畏くも明治天皇が欽定せられたる不磨の大典たる憲法は、將來の總理大臣に不心得者があつて、勝手に軍を左右し、勝手に國庫を費ひ、勝手に法律を發し、幕府政治を再來せしめては相成らぬとの深き思召しを盛つてあるもので、憲法制定の御趣旨を拜するものは、朝野この光輝ある憲法に恪遵してこそ、始めて天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることを得るとして、感激措く能はざるところである。

日本の總理大臣の權力が大に限定せられてゐるから、日本に於て強力内閣は成立しない。強力政治は出來ないなど考へる者の多いことは事實である。私もムッソリーニやヒットラーの目の

冴へるやうな荒仕事をやるのを見て、日本でも強力内閣が出来なくてはと、斯く弱体内閣が頻出してはと、齒痒ゆくも、なさけなくも思つたことが幾度かあつたが、幾年かの沈思黙考は私をして強いとは何ぞやといふことに就いて豁然として大悟せしむるに至つた。強さの源は愛と責任感であるとの感得である。京濱の震災當時の乳兒を抱いて焼死した若き母、教へ兒を救はんとして溺死した小野訓導等は愛に依る強さであり、南京毒殺事件に殉職した若き書記生、大蔵省焼失の際殉職した若き事務員は何れも職域を守る責任感の徹底境ではないか。世に強きものありと雖も死を顧みざるほどに強きものはない。而して強さは結果であつて、根源は愛と責任感である。

余は過日文部省國民學校教科書調査會に出席してゐた際、南寧攻略の覆面の名將教育總監本部長今村均中將は教材の「ツヨイヘイグイサン」に就いて、強い兵隊とは責任感旺盛なる軍隊のことである、不斷柔道が出来、劍道が達者だ、喧嘩が強いなどいふこと、強い兵隊といふことゝは没交渉であると説明したが、余はこの言を聴いて、「是あるかな」と衷心から感動した。

内閣を法制上強化することは強力内閣樹立の上何の效がない。若し内閣總理大臣が愛國愛民の熱情に燃え、輔弼の責任に就いて放身捨命の決心さへ持つてゐるならば、全國民は軍人であらう

と、裁判官であらうと、議員であらうと、その職域の區別なく、各々自發的に職域奉公の誠を竭し、國政は大に能率を挙げ、國威は海外に發揚するであらう。總理大臣の權力を法制上極度に擴大し、強化して獨裁者に近きものを設定すれば、非常時向きとも認められるが、之は幕府政治を復活するもので、日本の國格と國憲とが容認し難きもので、大權干犯の疑義をさへ生じ、一時の便宜主義の爲めに、我が悠久の國體に汚點を印するものである。權力徒らに絶大にして一時の政治上の能率を發揮したるが如くして、而も我が國體の眞姿を暗くした實例は、我が封建時代に頻々として現はれたところであつて、明治天皇が殊に御垂示給はりしところである。大楠公は河内の一地主に過ぎず、名和長年は伯耆の村長格であり、九州の菊池氏は僻地の一土豪傑に外ならざりしも、その忠節は旭日の如く千古に輝やいてゐる。之に比して、數多き攝政關白、征夷大將軍等は明滅する群星に類するものである。日露戦役に於ける廣瀬中佐、橋大隊長、第一次上海戦に於ける爆彈三勇士、日支事變に於ける南郷少佐、西住戦車隊長等は、何れも微官であつたが赫々の武勳、武人の龜鑑とされてゐる。

要するに、常時に於ても、非常時に於ても、總理大臣は忠節の大義と愛民の至情に依つてのみ、

冴へるやうな荒仕事をやるのを見て、日本でも強力内閣が出来なくてはと、斯く弱體内閣が頻出してはと、齒痒ゆくも、なさけなくも思つたことが幾度かあつたが、幾年かの沈思黙考は私をして強いとは何ぞやといふことに就いて豁然として大悟せしむるに至つた。強さの源は愛と責任感であるとの感得である。京濱の震災當時の乳兒を抱いて焼死した若き母、教へ兒を救はんとして溺死した小野訓導等は愛に依る強さであり、南京毒殺事件に殉職した若き書記生、大蔵省焼失の際殉職した若き事務員は何れも職域を守る責任感の徹底境ではないか。世に強きものありと雖も死を顧みざるほどに強きものはない。而して強さは結果であつて、根源は愛と責任感である。

余は過日文部省國民學校教科書調査會に出席してゐた際、南寧攻略の覆面の名將教育總監本部長今村均中將は教材の「ツヨイヘイタイサン」に就いて、強い兵隊とは責任感旺盛なる軍隊のことである、不斷柔道が出来、剣道が達者だ、喧嘩が強いなどいふこと、強い兵隊といふことは没交渉であると説明したが、余はこの言を聴いて、「是あるかな」と衷心から感動した。

内閣を法制上強化することは強力内閣樹立の上何の效がない。若し内閣總理大臣が愛國愛民の熱情に燃え、輔弼の責任に就いて放身捨命の決心さへ持つてゐるならば、全國民は軍人であらう

と、裁判官であらうと、議員であらうと、その職域の區別なく、各々自發的に職域奉公の誠を竭し、國政は大に能率を擧げ、國威は海外に發揚するであらう。總理大臣の權力を法制上極度に擴大し、強化して獨裁者に近きものを設定すれば、非常時向きとも認められるが、之は幕府政治を復活するもので、日本の國格と國憲とが容認し難きもので、大權干犯の疑義をさへ生じ、一時の便宜主義の爲めに、我が悠久の國體に汚點を印するものである。權力徒らに絶大にして一時の政治上の能率を發揮したるが如くして、而も我が國體の眞姿を暗くした實例は、我が封建時代に頻々として現はれたところであつて、明治天皇が殊に御垂示給はりしところである。大楠公は河内の一地主に過ぎず、名和長年は伯耆の村長格であり、九州の菊池氏は僻地の一土豪傑に外ならざりしも、その忠節は旭日の如く千古に輝やいてゐる。之に比して、數多き攝政關白、征夷大將軍等は明滅する群星に類するものである。日露戦役に於ける廣瀬中佐、橋大隊長、第一次上海戦に於ける爆彈三勇士、日支事變に於ける南郷少佐、西住戦軍隊長等は、何れも微官であつながら赫々の武勳、武人の鑑鑑とされてゐる。

要するに、常時に於ても、非常時に於ても、總理大臣は忠節の大義と愛民の至情に依つてのみ、

大政翼賛の臣節を竭し、以て全國民の範たり得るもので、法制上その權力を擴大強化することに依つて、萬民の臣道實踐の先陣たり得ると考ふることは、權力政治、霸道政治の邪道に走るものといはねばならぬ。

果して然らば、我が國の總理大臣たるものは、過日の衆議院審査部總會に於て「大政翼賛會の總裁が會員を統率することは大權の干犯になる恐れがないか」との質問の趣旨を玩味して、夢にも自から全國を統率したり、總理するが如き己惚心を懐いてはならぬ。全國民といふからには、現役軍人もあり、樞密院議員もあり、裁判官もあり、議員もある。單なる行政總長たる近衛公が此等の職域にある人々の首領たり得る筈はない。されば前田議會局長は大政翼賛會の總裁は人民を統率するのではなく大政翼賛運動を總理するのみであると稱してゐる。之は内閣總理大臣が大政翼賛會の總裁の資格を兼ねてゐても、即ち行政總長たる資格以上に逸脱してゐても、その逸脱に一定の限度があることを言外に明示するものといはねばならぬ。

しかし、大政翼賛會の總裁は全國民を統率するのではなく、全國民の大政翼賛運動を總理するのみであるとの辯明に就きても多大の疑義がある。勿論大政翼賛運動及び大政翼賛會は憲法上又

は法律上の根據がないものであるから、舊政黨の政綱が種々の疑義を發生せしめたと同様に、種々の疑義を生ずることは當然である。現に近衛公自からも新體制運動を開始するに當つて約半歳の間、之と憲法との關係に苦慮したことを告白する。従つて、新體制、即ち大政翼賛運動及び大政翼賛會に就いて、識者が法制上種々の疑問を懐くことは當然であつて、その性格を明瞭にすることは、今後とも朝野識者の検討に待つべきものが多い。この當然の道理を辨へずして新體制を論議することは、新體制を否定することとなり、新體制に反對することとなりとして、討論終結、問答無用の態度を以て識者の検討に對する下僚ありとせば、之れ却つて近衛公の希願に反するものであり、上官の覺え芽出度きことが、新體制に忠なる所以と考ふる功利主義を露骨に表明するものといはねばならぬ。

畏くも明治天皇が憲法制定に如何に御苦心なされたかは、憲法制定の秘史を讀むものゝ涙なき能はざるところである。明治維新以來二十三年にして漸く欽定憲法の制度せられたることを思へば、維新運動が成果を收むるに如何に長年月を要したかを察するに餘りがある。惟ふに、明治天皇御一代の御事業は多端に及ぶが、治外法權を撤廢し、不平等條約を棄却し、我が國をして外國

と對等の地歩を確保せしむること、憲法を制定して藩閥軍閥の徒をして幕府政治を再來せしむることなく、他面外來の矯激な思想と制度を移入せしむることなく、國體の精華に基づく完全なる法治國を形成すること、が、二大事業であつたと拜察せられる。されば、日支事變を處理し、高度國防を完遂し、進んで大東亞の新秩序を建設すべき今日に於ても、法治國たる日本の面目は飽くまで擁護しなければならぬ。外に向つて大東亞を再建設し、内に於て憲法の眞精神を發揮することが昭和維新の眼目でなければならぬ。明治維新は王政復古に依る幕府政治の打倒であつたが、昭和維新は明治維新の打倒ではなく、その延長であり、飛躍でなければならぬ。明治維新がその成果を收むるまで多年を要したるが如く、昭和維新も相當の年月を要するは自明の理でなければならぬ。近衛公自からが國民組織は五年も十年もかゝるかも知れない、その完成は、事變處理にも外交轉換にも間に合はぬかも知れぬといつたのは、意味深長である。國民は明治天皇國會開設の勅諭に於て「立國ノ體、國各宜キヲ殊ニス、非常ノ事業、實ニ輕舉ニ便ナラス」と仰せられてゐるが、この御趣旨は國家將來の運命を決すと稱せられる國民組織の完成に就いても、衷心より奉戴しなければならぬ。

余が大政翼賛運動及び翼賛會と憲法との關係に就いての疑問も、以上の趣旨に依つて生ずるのである。翼賛會の幹部諸公は勿論、天下有識の士の検討と解決とを希求して止まない。

疑問の第一。前田局長の近衛公及び有馬伯の旨を受けて釋明せりといはれる點に就いてあるが、「大政翼賛會規約の第六條は總裁が人民を統率するのではなく、本運動（大政翼賛運動）を總理することを規定する」といふことは如何なる意味であるか。人民を統率するのではなく、人民の運動を總理するとは何の意味である。運動を抜きにした人民、人民を抜きにした運動の意味を充分に規定しなければ、人民と運動との區別がはつきりしない。統率と總理との文字上の區別も、概念上の差異も、註釋なしでははつきりしない。この點に就いて當局者は説明の義務を有するであらう。世間には新體制がはつきりしない。「新體制早わかり」を讀んでも、解るところもあるが解らないところもあるといつてゐる。敢て當局者といはず、天下の識者の教を乞はんと欲する。

第二の疑問。内閣總理大臣は行政總長とも看做すべきものであり、總理が全國民の組織する大政翼賛運動の總裁となつたからとて、國民の行政部門の側に於てのみ總理することが出来るだけ

で、軍人、裁判官、議員、顧問官等の上に立つて總理することは出来まいと考へられるがどうかであるか。現役軍人の上に立つ者、裁判官の上に立つ者、議員、顧問官の上に立つ者は、それ〴〵特定の着がある筈である。此等の人々は近衛總裁を統率者とすることに於て、二重の指揮者、總理者を有することになりはしないか。

疑問の第三。職域奉公といへば、軍人は軍人として、裁判官は裁判官として、議員は議會開會期中議員として、顧問官は樞密院内の顧問官として職域奉公をなすべき筈のものであり、それも官制上の根據があるのに、官制上の根據なき國民組織の總大將たる總裁の總理を受けねばならぬ法律上の根據はどこにあるのであるか。勿論以上の人々も一國民として行政的支配を受くべき部面を持つてゐて、總理大臣の行政的支配下にあることは事實であるが、職域を離れて、一國民として大政翼賛運動に加入して近衛公の下風に立つ場合、職域を離れた一國民としての奉公しか出来ないのでないか。此等の人々は職域人として翼賛運動内で何をやつたらよいのか。

疑問の第四。大政翼賛會内に議會局があるが、何故に統帥局、裁判局、樞密顧問局がないのであるか。統帥権は獨立し、裁判所は獨立し、樞密院は獨立してゐる如く、立法府も獨立してゐる

のに、何故に議會局のみが翼賛會の一翼をなすのか。議會局は議院と政府の連絡機關だそうであるが、斯かる連絡機關は他の方面にも無用なのであるか。議會局の存在は、議會のみが、行政總長の下風に立たねばならぬやうな印象を與へないであらうか。

疑問の第五。會計検査院は政府の會計を監督することになつてゐるが、半官半民の政治的國策會社ともいふべき翼賛會の財政を監督しないのであるか。之を監督しないとすると、公私混同や綱紀紊亂が生じはしないか。

疑問の第六。大政翼賛會は治安警察法第一條の取締の對象たる政治結社に非ずして而も高度の政治性を有するとは甚だしき矛盾ではないか。更に萬民翼賛、職域奉公が大政翼賛運動なりといはるゝが、學者が職域奉公すれば翼賛運動は學術性を有し、文學者・美術家・音樂家が職域奉公すれば文化性を有し、軍人が職域奉公すれば國防性を有し、産業人が職域奉公すれば經濟性を有し、政治家が職域奉公すれば政治性を有すべき筈であり、従つて各人の職域奉公に依る萬民翼賛運動は國防性、學術性、文化性、經濟性、政治性等々と各種の性質を帯ぶべきこととなるが、殊にこの運動に高度の政治性ありと力説せらるゝは何故であるか。常識に疾患を生ぜずば斷じて理



解し難きことではないか。

余は以上数々の疑問の外にも幾多の疑問を持つが、ドイツの電撃的作戦の成功に依つて側杖を喰つて、頭腦に變調を生じなければ外來全體主義、直譯否誤解主義の主張と論據とは容易に理解し難い。余は高度國防體制完遂の爲めに、我が國に幾多現狀打開に依る革新を爲すべきことあるを信する一人であるが、我が國本を忘れ、他國の一时的成功に眼眩み、事大主義的時局便乗者流の暴論に對しては深刻なる疑問を有する者である。依つて以上余の抱懐する疑問を率直に披瀝して天下の公案となし、大方の識者の教へを乞はんと欲する。(昭和十五年十一月稿『祖國』所載)

(追記、第七十六議會に於て、近衛首相の代辯者たる平沼内相が、大政翼賛會は治安警察法第一條の取締りを受くる政治結社に非ざるも、第三條の取締りを受くる公事結社であり、政府の補助機關であると性格付けられ、翼賛會の性格問答は一應幕を閉じた。女王は忠實なる家政婦となり、棟梁は下請工事の親方となり、泰山鳴動して鼠一匹出づに類することゝなつた。)



昭和十六年九月一日印刷  
昭和十六年九月十日發行

排撃の歴史

定價 二圓二十錢

著者	北 吉
發行者	田 中 末 吉
印刷者	松 浦 元

本製田山・刷印社想理

發行所

東京市牛込區  
改代町二十四番地

大 理 書 房

會員番號一六一三九番  
振替東京一三八〇七五番  
電話牛込(34)六四四九八番  
七四四七五番

配給元 東京市神田區淡路町 日本出版配給株式會社  
二丁目九番地

石落し丁等しあしまらた直挿申み下さい。御取換致しませう。

大 理 書 房 刊 行 書 目

大坪草二郎著

新刊

曲戲 **武市半平太**

定價二圓二十錢

誠實重厚、大西郷に比肩するといはれた土佐勤皇盟主武市半平太が、尊皇運  
動の第一聲をあげてより、藩廳の迫害を受け、誠心三文字腹を切つて果つるまでの悲  
壯なる生涯を描く。烈々たる愛國精神と、誠心三文字腹を切つて果つるまでの悲  
劇、正に國民文學の白眉といふべきである。他に大阪築城記、吉良上野介、良  
寛と馬之助等の七篇を収む。

加能作次郎著

續刊

隨筆 **このわた集**

定價未定

圓熟、枯淡のうちにかかな官能の哀愁をただよはす著者の作品の風格は、近來  
いよいよ天衣無縫の妙境に入つた。ここに蒐めたよはす著者の作品の風格は、近來  
隨筆、感想、紀行等の諸篇は、いづれも深い人生の諸相の如き短篇七つ、及び文藝  
語るものである。このわたの滋味にも似たる此書を、江湖の鑑賞に供し、珍重せ  
られんことを期待する次第である。

志 貴 あ や 著

續刊

潮 騷

定價未定

著者は文筆に於ては無名の一家庭人に過ぎない。夫に仕へ二人の娘を愛育しな  
がら、家事の暇を盗んで一日も讀書を廢したことなく、人生問題に思ひを潜めて  
來た。今や二人の娘は長じて、人生問題に突き當る年齢となつたので、著者は暖  
しい母心をもつて、純情の小説を書いて贈物とした。この小説の純情と知性は美  
しい母心をもつて、純情の小説を書いて贈物とした。この小説の純情と知性は美

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 3037

9 June 1947

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Printed book "History of Refutations" (HAIGEKI NO REKISHI), by KITA, Reikichi

Date: Sep 1941 Original  Copy  Language: Japanese

Has it been translated? Yes  No

Has it been photostated? Yes  No

LOCATION OF ORIGINAL

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: Ueno Library

PERSONS IMPLICATED: KITA, Reikichi

CRIMES OR PHASE TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE: Propaganda and Ultra-nationalism; Anti-White movement

SUMMARY OF RELEVANT POINTS

The author chose the title apparently because each chapter is concerned with debunking and refuting what the author calls "vulgar arguments" such as the movement for Pan-Asianism, which he says has no meaning unless it is Nipponism in its essence, aiming at the exclusion of white tyranny from Asia for the freedom and development of Japan herself. (pp 6-43)

Some of KITA's other comments on these leading questions are as follows:

and says: "His so-called MIN-PIN-SHUGI means 'respect for individual liberty', which finally leads to 'the greatest happiness of the greatest number'. Furthermore he makes his MIN-PIN-SHUGI the antithesis of nationalism, or 'limitation of people's liberty in the name of the State'."

KITA contends that respect for individual liberty, if considered apart from national life, leads to anarchism as a matter of course. Isn't respect for individual liberty justified only because it contributed to healthy national life?

Doc. No. 3037

Page 1

.....KITA then advocates replacing Lincoln's principle of "govt of the people, by the people, and for the people" by the principle of "govt of the State, by the State and for the State" and realizing the idea of Citizen-State, in which "the whole exists for the parts, and the parts exist for the whole".

Refutation of the Phraseology of Anti-War Pact (1929) (pp 178-237)

KITA contends that the anti-War Pact should not be ratified by Japan, because it is concluded "in the names of respective peoples" .. an expression suggesting that sovereignty resides in the people, which can never be tolerated in Japan. All treaties to be participated in by Japan must be concluded in the name of the Emperor, who is the absolute Sovereign of the State.

Refutation of London Treaty (1930) (pp 240-290)

KITA asserts that the London Naval Treaty is a national disgrace, imposed on Japan by the common conspiracy of Britain and America. The HAMAGUCHI Cabinet both compromised national security and trespassed upon the Imperial Prerogative of Supreme Command -- two heinous political crimes.

In the London Treaty, all Japan's claims were disregarded, except that of 10-7 ratio against America in the gross tonnage of auxiliary ships. National defense was greatly endangered thereby.

.....Premier HAMAGUCHI, disregarded the stiff opposition of Chief of the Naval General Staff KATO, and decided on accepting the American proposals. It was a clear trespassion the Imperial Prerogative of Supreme Command, inasmuch as it disregarded the Naval General Staff, the advisory organ to the Throne so far as Supreme Military Command is concerned.

In short, HAMAGUCHI Cabinet, not only had committed the heinous crime of trespassing upon the Imperial Prerogative of Supreme Command, but also made it impossible for Japan to execute her continental policy, her national policy since the Meiji Era, by consenting to the curtailment of her naval strength.

Refutation of Constitutionalism (1930) (pp 292-331)

KITA says that the positive Oriental policy of America is an expansion of insatiable Dollar Imperialism of America, and an expression of hate against the prestige of Japan, which is rebelling against white hegemony in the world. What America fears is Japan's naval strength, and America has attempted often to curtail it. Now America seems to have succeeded in the attempt through the London Treaty.